

令和6年第1回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3	5	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・令和6年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） （議案第3号～議案第25号） ・議案審議（内容説明） （議案第26号～議案第32号）
第2日		6	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5名）
第3日		7	木	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会（午前10時より）
第4日		8	金	午後1時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（1名） ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（質疑・討論・採決） （議案第26号～議案第32号） ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） （議案第33号～議案第34号・発議第1号） ・閉会

第 1 号

3 月 5 日 (火)

令和6年第1回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月5日（火）
午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 3番 吉住 淳一 議員 4番 隈部 寛 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)監査委員
(4)総務文教常任委員会
(5)産業厚生常任委員会
(6)宇城広域連合議会議員

熊本県町村議会議長会表彰に対する表彰状の伝達

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第3号から議案第34号）

日程第5 令和6年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第3号 専決処分事項（美里町手数料条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

日程第7 議案第4号 美里暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 議案第5号 美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第6号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第7号 美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第8号 美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第9号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第10号 美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第11号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第12号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第13号 美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第14号 美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第24 議案第21号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第22号 令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第23号 令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第24号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第25号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第29 議案第26号 令和6年度美里町一般会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和6年度美里町土地取得特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和6年度美里町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和6年度美里町生活排水事業会計予算
- 日程第35 議案第32号 令和6年度美里町簡易水道事業会計予算

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	松岡征二君	税務課長	島田昌臣君
住民生活課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	隈部尚美君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和6年第1回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、3番、吉住淳一議員、4番、隈部寛議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

2月19日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員会、今田政行委員長。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。議会運営委員会を開きましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長、上田孝様。

令和6年第1回議会運営委員会報告。

2月19日、午後2時より、中央庁舎議会委員会室におきまして、令和6年第1回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、と私、今田。執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事出席のもとに開会をいたしました。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案・請願・陳情・意見書等について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題としました。

まず、（1）執行部提出議案について。専決処分1件、条例関係16件、補正予算6件、当初予算7件、その他2件、合計の32件の説明を受けました。

次に、（2）議員提出議案・請願・陳情・意見書等について。2月2日に開催されました令和6年第2回美里町議会議員全員協議会におきまして、議会関係条例の制定を1件提出議案として賛同いただいておりますので、発議第1号「美里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を提出議案とし、ほかの陳情1件ございましたけど不受理といたしました。

次に、（３）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、村崎公一議員、坂田竜義議員、私、今田、高田美千子議員、平野保弘議員の６名から通告があり、抽選の結果、１番、村崎公一議員、２番、高田美千子議員、３番、私、今田、４番、坂田竜義議員、５番、吉住淳一議員、６番、平野保弘議員の順番に決定をいたしました。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、３月５日より３月８日までの４日間とする会期としました。日程の内容につきましては、議案集の「令和６年第１回美里町議会定例会会期予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和６年第１回美里町議会定例会議事日程により、日程第３、諸般の報告、次に、熊本県町村議会議長会表彰に対する表彰状の伝達、日程第４、町長提出議案の一括上程（議案第３号から議案第３４号）を上程し、日程第５、令和６年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第６、議案第３号、専決処分事項「美里町手数料条例の一部を改正する条例の報告及び承認を求めることについて」から、日程第２８、議案第２５号「令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）」を内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第２９、議案第２６号「令和６年度美里町一般会計予算」から日程第３５、議案第３２号「令和６年度美里町簡易水道事業会計予算」までは、内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。終了後は散会の予定となっております。

議会２日目、３月６日水曜日は、一般質問を行います。質問順については、村崎公一議員、高田美千子議員、私、今田、坂田竜義議員、吉住淳一議員の順番で５名行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会３日目、３月７日木曜日は休会とし、各常任委員会の開催の予定となっております。

議会最終日、３月８日金曜日は、午後１時の開会とし、平野保弘議員の一般質問を行い、その後、各常任委員会の委員長の報告及び質問を行います。

その後、議案第２６号「令和６年度美里町一般会計予算」から、議案第３２号「令和６年度美里町簡易水道事業会計予算」を再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。次に、議案第３３号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」及び議案第３４号「下福良・山出辺地に係る総合整備計画の変更について」を上程し、内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。次に、発議第１号「美里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」の内容説明と採決を行います。その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、

閉会の予定となっております。

以上、2月19日に行われました議会運営委員会の報告といたします。美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日3月5日から3月8日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月5日から3月8日までの4日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から12月定例会以降の報告を行います。なお、報告一覧はシステムに入れておりますので、主なものだけ申し上げます。

12月12日、宇城広域連合におきまして、令和5年第2回宇城広域連合議会臨時会議案等説明会がございましたので、濱田議員とともに出席しております。

12月15日、文化交流センターにおきまして、令和5年度美里町老人クラブ大会がありましたので出席しております。

12月18日、合併20周年記念事業ロゴ選定委員会がございましたので、今田副議長とともに出席しております。なお、また午後は3時から、同じく合併20周年記念事業の町歌選定審査会も副議長とともに出席しております。

12月25日、令和5年度第1回美里町振興計画審議会及び令和5年度第1回美里町まちづくり審議会に、濱田議員とともに出席しております。その日の午後は2時から、令和5年度第2回宇城広域連合議会臨時会がございましたので、そちらも濱田議員とともに出席しております。

1月2日、令和6年美里町二十歳の祝典がございましたので、議員の皆様とともに出席しております。

1月5日は、第1回議会全員協議会がございましたので、議員の皆様とともに出席し、引き続き、議会執行部の合同新年会にも議員の皆様とともに出席したところでございます。

1月13日、第25回みどりかわ湖どんと祭りがございましたので、出席しております。

1月18日、令和6年第1回議会臨時会がございましたので、議員の皆様とともに出席しております。

1月23日、熊本県町村議会議員研修会がございましたので、出席しております。

1月28日、中川政司氏旭日双光章受賞祝賀会がございましたので、議員の皆様とともに出席したところでございます。

1月31日、令和5年度熊本県農業コンクール大会の表彰式がありましたので、そちらに出席しております。

2月1日、県道小川嘉島線整備促進期成会の要望活動がございましたので、出席しております。

2月2日、令和6年第2回議会全員協議会がございましたので、議員の皆様とともに出席し、議員の皆様は議員向けの条例制定・改正に関する議案のチェックポイントセミナーに出席されましたが、私は自治会館のほうで町村議会議長会の理事会がございましたので、そちらに出席いたしました。

2月7日から2月8日にかけては、上京し、全国町村議会の制度検討委員会並びに全国町村議会議長会第75回定期総会等の会議に出席したところでございます。

2月9日は、美里町社会福祉協議会の理事会に出席しております。

2月14日は、総務文教常任委員会として、委員の皆様とともに鹿児島県の与論島に行政視察を行っております。

2月19日、令和6年の第1回議会運営委員会が開催されましたので、委員の皆様とともに出席いたしました。

2月22日、熊本県町村議会議長会第74回の定期総会がございましたので、そちらに出席しております。

2月25日、荒木泰臣氏を偲ぶ会に出席しております。

3月1日、宇城広域連合の施設視察ということで、議員の皆様とともに出席し、私と濱田議員は途中から美里町英霊顕彰会の理事会に出席したところでございます。その日は、議員の皆様とともに全員協議会並びに濱田議員と宇城広域連合定例会の議案説明会等にも出席したところでございます。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 改めまして、おはようございます。

私のほうから行政報告をさせていただきます。なお、長くなりますので、要約して報告をさせていただきます。12月定例会後からの報告となります。

12月10日、第20回美里町駅伝競走大会に出席しております。

12月11日、明治安田生命保険から寄附金をいただきましたので、その贈呈式

を行っております。

12月15日、令和5年度美里町老人クラブ大会、そしてその後、熊本県環境整備事業協同組合から寄附金を贈呈いただいておりますので、その贈呈式を行っております。

12月18日、合併20周年記念事業ロゴ選定委員会に出席し、その後、合併20周年記念事業の町歌選定審査会に出席しております。

12月19日、eスポーツ大会「TEPPEN」を砥用庁舎の多目的会議室で開催をいたしております。そしてその後、防災行政無線の検討委員会から検討報告書の答申を受けたところでございます。

12月20日、再度教育委員に就任されました野尻教育委員の辞令交付式を行っております。そしてその後、宇城地区の年末警戒合同出発式、イオンモール宇城であります、正副連合長代表して出席いたしております。

12月21日、令和5年度第3回熊本県町村会の評議委員会。

12月22日、令和5年度美里町土地改良区の第2回の理事会。そしてその後、美里町固定資産評価審査委員会に出席しております。

12月25日、美里町のまちづくり審議会の辞令交付式。その後、令和5年第2回宇城広域連合協議会の臨時会に出席をし、帰りまして、令和5年度社会福祉功労者厚生労働大臣表彰、これは民生委員・児童委員の緒方委員が表敬訪問をされましたので、お受けいたしております。そして、併せて、岩崎元委員に対する感謝状の交付を行っております。

12月27日、西川心結さんが「頑張る高校生」の表彰を受賞されましたので、その表敬訪問を受けております。

1月の1日、第53回美里町の新春霊台橋マラソン大会に出席しております。

1月の2日、令和6年美里町二十歳の祝典に出席しております。

1月の5日、令和6年第1回の議会全員協議会に出席しております。

1月の7日は、上永富の津留区の初会、白石野の初常会、金木地区の新年会、それぞれ出席をさせていただいております。

1月の9日、令和5年度宇城地域振興協議会に出席をし、1月の10日、障害者福祉計画・障害児童福祉計画策定委員会辞令交付式に出席しております。

1月の16日、令和5年アスパラガス専門部会の通常総会に出席しております。

1月の18日、令和6年第1回の議会の臨時会、その後、夜には美里町ゆず・棚田振興会の新年会に出席しております。

1月の19日、熊本県の町村会の臨時評議委員会に出席をし、1月の20日、保護司会の中央支部の新年会に出席しております。

1月21日、岩下区の初会、それから有安区の初会に出席をいたしております。
1月22日、宇城広域連合の正副連合長会議に出席をいたしております。
そして、1月23日、第16回B&G全国サミットに出席のため、上京をいたしております。

1月の24日、令和5年度商業部会、工業部会の合同講演会に出席をし、1月の25日、美里町たばこ振興会の新年会に出席をしております。

1月28日、令和6年西山区の通常総会、そしてその後、中川政司氏旭日双光章受賞祝賀会に出席をいたしております。

1月30日、美里町嘱託員・嘱託補の会議に出席をし、2月の2日、美里町公害対策審議会の委嘱状交付式、そしてその後、美里町こども計画策定委員会の委嘱状交付式にそれぞれ出席しております。

2月の3日、第14回JA熊本宇城女性正組合員大会に出席をしております。

2月の5日、令和5年度熊本連携中枢都市圏連絡会議に出席をし、2月の6日、熊本宇城農業協同組合、令和6年農家小組合長初会議に出席をいたしております。

2月の8日、日本赤十字社の熊本県支部の評議委員会に出席をし、2月の9日、美里町社会福祉協議会の理事会に出席をしております。

2月の13日、公有財産等運営審議会辞令交付式に出席をし、2月の14日、令和5年度熊本県土地改良事業団体連合会の宇城支部の協議会に出席をしております。

2月の18日、令和6年度第19回遠野事業部の、これは土地改良の遠野事業部の総会に出席をしております。

2月の19日、令和6年第1回議会運営委員会に出席をいたしております。

2月の20日、美里町総合教育会議に出席をし、午後から、令和6年第1回熊本県市町村総合事務組合の定例会、その後、令和5年度第4回熊本県町村会の評議委員会、そしてその後、第26回市町村非常勤職員の公務災害補償等認定委員会に出席をいたしております。

2月の22日、美里町社会福祉協議会の評議委員会。2月の24日、美里町中央南栄会の総会、それぞれ出席いたしております。

2月の25日、第44回宇城中学校新人駅伝競走大会に出席をし、その後、故荒木泰臣前町村会長のお別れの会に出席をいたしております。

2月の27日、熊本県国民健康保険連合団体の通常総会に出席をし、2月の28日、令和5年度第1回熊本県子ども・子育て会議、この委員に就任をしましたので、子ども・子育て会議のほうに出席をいたしております。

3月の1日、美里町英霊顕彰会の理事会、そしてその後、令和6年第3回の議会全員協議会、そしてその後、美里町グラウンドゴルフ協会から寄附をいただいて

おります。その寄附金の伝達式を行っております。そしてその後、令和6年度の宇城地域茶業振興協議会の総会にそれぞれ出席をいたしております。

3月の3日、第21回伝統文化伝承野生の会発表会に出席をし、その後、令和5年度の大井早揚水機械組合の総会に出席をした後に、令和5年度美里町の囑託会の研修ということで、下田のほうに行っております。

以上、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子議員。

○監査委員（高田美千子君） 皆様、おはようございます。例月現金出納検査について報告いたします。トップページの③の3、例月現金出納検査12月から2月をお開きください。令和5年12月25日付の美里監第43号の公文でございます。読み上げます。

美里町議会議長 上田 孝様

美里町監査委員 大西 茂

美里町監査委員 高田美千子

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和5年11月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

1、検査対象は、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

2、検査の時期 令和5年12月22日（金）。

3、検査結果 諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上となっております。

次のページからは、令和5年度11月分の例月現金出納検査調書になります。3ページは、11月分の出納計算書でございます。

4ページは、11月末現在の基金積立金調書です。

5ページは、11月末現在の基金積立金金融機関別明細書となっております。

6ページをご覧ください。令和6年1月29日付の美里監第46号の公文でございます。令和5年12月分の出納検査を令和6年1月26日金曜日に、大西監査委員とともに実施しております。

11ページをご覧ください。令和6年2月27日付の美里監第52号の公文でございます。令和6年1月分の出納検査を2月26日月曜日に、大西監査委員とともに行っております。

12ページから15ページまで、例月現金出納調査調書の内容が付されておりますので、ご確認いただきたいと思います。それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものだと認めたとところでございます。

いずれも、公文と調書にて、上田議長に報告をいたしております。

以上で、例月現金出納検査の報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、総務文教常任委員会報告を求めます。7番、総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○7番（濱田憲治君） 皆さん、おはようございます。閉会中に行いました総務文教常任委員会の研修の報告をいたします

まずはじめに、令和6年1月25日木曜日、阿蘇郡高森町において、ICT教育の取り組み及び義務教育学校の調査等を行いました。出席者は、福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私、濱田。学校教育課より、松村係長出席のもと、出発しております。中央庁舎出発後、菊池郡菊陽町、TSMC工場を車窓より見学をし、午後1時30分から高森町役場委員会室において研修を行っております。

研修会では、はじめに、高森町議会議長の牛嶋議長の挨拶を受け、続いて高森町、古庄教育長の挨拶、教育委員会石井審議委員の説明で研修会を行っております。

議事といたしまして、1. ICT教育の取り組みについて、2. 義務教育学校のメリット・デメリットについて、3. その他であります。

はじめに、ICT教育の取り組みについて説明を受けております。平成24年度よりICT教育に取り組み、平成30年度からは児童生徒一人1台の端末の整備を完了されております。端末に慣れ親しむため、タイピング指導で器具に触れさせる機会から始められておられました。教職員もクラウドの活用で、職員間の情報の共有が密になり、業務効率の向上や、ペーパーレス化によるコストの削減にもつながっております。ICT教育で自立した学習者の育成や、自ら課題を設定し、解決への過程や方法を決定する力、他者と協議して課題を解決する力等を育てておられます。通信トラブル等においても、ICT個人支援員の活用がなされております。オンライン遠隔授業により、高校生になっても物おじしないような生徒の育成につながっているとのことでした。教育ビジョンとして、高森町新教育プランの推進を町を挙げて、教育DXの推進を進められております。

次に、義務教育学校のメリット・デメリットについて説明を受けました。平成29年度高森東小学校と高森東中学校を県内初の義務教育学校として開校されております。中1ギャップや不登校、いじめ等今日的な課題の有効な課題解決手段として

取り組まれておられます。小・中の9年間で前期課程を1年から6年、後期課程を7年から9年とし、1年から4年を学級担任制、5年から9年を教科担任制とされており、高森中央学園は、現在は施設分離型の小中一貫校であります。今後施設一体型の高森中央学園義務教育学校の新設に向けて協議をされているということでありました。

次に、その他として、高森町タブレット図書館を運営をされて、蔵書は1万5,000冊で、児童生徒を含め、町民誰もが利用できる環境を整えてありました。

研修まとめとしまして、平成24年3月、高森町新教育プラン第1次を策定され、早くからICT教育を実践、文部科学大臣表彰や総務大臣表彰など、多くの表彰等を受けられております。今後は、教育DXをさらに進め、教育の柱としてICTの活用を計画されております。児童生徒の減少で、学校の統廃合が進む中、高森町は義務教育学校を選択をされております。今後は、高森中央学園も義務教育学校とする形で進められ、同じ町内であっても2校の義務教育学校を設置されるという考え方があります。また、第4次教育目標として、「確かな学力、豊かな心、地域とともにある学校づくり、教育環境の整備、高森町教育研究会の活性化」を掲げ、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫校、ふるさと教育を実践されております。美里町の教育プランや学校の統合にも参考となる研修会でありました。

次に、令和6年2月14日水曜日から16日金曜日まで行いました、視察研修の報告をいたします。

鹿児島県大島郡与論町において、美里町と与論町の子どもたちの交流事業に向けた現地調査、情報収集、意見交換等を行っております。出席者は、福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私、濱田。学校教育課より豊田主査の6名で現地にまいっております。

視察研修として、1. 与論町長等表敬訪問、2. 海洋教育の取り組みについて、3. 現地調査、4. その他としております。

はじめに、与論町役場の町長室において、与論町長等を表敬訪問をしております。与論町からは、田畑町長、山下副町長、中山教育長、林議会事務局長が出席をされております。私より今回来町した目的を伝え、田畑町長からも「両町の子どもたちが海と山の交流ができれば意義深い」と話され、「ぜひ美里町へ来町したい」と発言をされております。人口減少等、お互い町の課題をそれぞれ出し合い、人口減少では、与論町の人口は約5,000人ですが、最近の5年間では100名未満の減少であり、与論町は若い世代が多い人口構成であります。両町同様に空き家も多くありますが、神棚や仏壇の処理ができなく、活用が厳しい状況であり、与論町では移住・定住希望者の問い合わせは多くあるのですが、受け入れられない状況

であるという話でもありました。

次に、海洋教育の取り組みについて、研修会を実施していただきました。対応者は、与論町教育委員会学務課の兒玉参事兼指導主事、小倉教育委員会学務課地域おこし協力隊の2名であります。与論町には小学校3校、中学校1校、県立高校1校が設置をされ、小学校は180名、中学校170名、高校110名が在籍をされております。海洋教育ユンヌガクの目標は、「海と人との共生にかかる見方、考え方を働かせ、与論島の海と暮らしの課題について探求することを通じて、島育ちの力を身に着ける誠の教育」とされております。具体的には、与論町海洋教育推進協議会を設置し、ゲストティーチャーや与論島の歴史、伝統文化の研究者などが講師を務め、総合学習の時間を活用し、様々な学習の機会を提供されております。

全国学力学習状況調査において、与論町の子どもたちの非認知能力の低さが課題とされ、この非認知能力には自己肯定感や自信、協調性や道徳性などというのが非認知能力とされております。この非認知能力を高めるために、フィールドワークなどの地域と連携した協働的な探求学習をされております。また、海洋教育の魅力化シンポジウムを開催をされ、町民に海洋教育の取り組みやさらなる魅力化について意見交換等を行われておられました。

次に、現地調査を林議会事務局長の案内で島内を調査しております。はじめに、与論町B&G海洋センターを訪れ、施設の指定管理者である特定非営利活動法人与論SCの田中、田畑さん2名から対応をしていただきました。現地は白い砂浜、透き通った海で、SAPやメガSAPの活動がメイン活動であり、カヤックやバナナボートなど、多くのアクティビティを楽しめる器具がそろえてありました。風の影響で海が荒れていない通年で営業をされているとのことでもあります。また、内陸地にはプールの営業をされておりました。

次に、サザンクロスセンターを訪れ、この施設は、与論町の歴史、文化、暮らし、自然、祭り等、パネルや展示物で紹介をされておりました。

その他としまして、二日目の研修会、現地調査終了後、18時より地元飲食店で、与論町長、副町長、教育長、沖野議会議長、林総務厚生文教常任委員長、福地議員、喜山議員、林議員、吉田議員、議会事務局長との歓迎交流会を催していただき、今後、海と山の交流が実現できるように意見交換会をし、総務厚生文教常任委員長の林議員からは、ぜひとも美里町へ来町したいと言われており、町長はじめ議員同士、深い交流がされております。

最終日16日は、帰路につく与論空港にて、山下副町長、沖野議会議長、福地議員、林議会事務局長及び役場の職員さんも見送りに来ていただき、今後、両町の交流がこの視察研修がきっかけとなり、子どもたちの海と山の交流が実現できればと

感じた視察でありました。

以上、総務文教常任委員会の閉会中の委員会の活動の報告といたします。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会報告を求めます。6番、産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○6番（坂田竜義君） おはようございます。産業厚生委員会の視察の報告をいたします。私のほうは、岡山県、大分県の報告から先に行います。

2月の13日から15日にかけて、産業厚生メンバー5名、それから健康保険課の奥村係長、森づくり推進課の上村職員、7名で参加をしております。

まず、奈義町というのは、ご承知のように、資料を配付しておりますのでご覧いただきたいと思いますが、いわゆる合計特殊出生率が2.95という日本一ですね、出生率の高い町でございます。総理大臣も視察に来るということで、非常に有名な町でございます。面積的には、69.54平方キロということで、うちの町の約半分ですね、でございます。非常にコンパクトな町で、東西9キロ、南北10キロぐらいですね、コンパクトな町でございます。人口が約6,000人、2,400世帯。特徴的には、日本原演習場という自衛隊の大きな演習場がございます。それと800人の雇用しております工業団地とかがあります。そして、年少人口は12.8%、生産年齢人口は3,480人、非常に多いですね。それから高齢化率は30%。ということでございます。就業構造としましては、1次産業が18%、2次産業が24%、第3次産業が58%という構成になっております。

奈義町、北はすぐ岡山県のちょうど東北の先端になっておりまして、北はすぐ鳥取県という県境の位置にあります。そういう所で合計特殊出生率が2.95、これは2019年ですが、最近では少し下がってはいるけれど2.何%ということで維持していると、こういうことでございます。非常に町のモットーは、人口は町の基盤だということでですね、取り組んだ契機としては、合併を選択しなかったということで、どうやって人口を維持していくのかということで非常に注力してきたというところでございます。子育て支援強化は、要するに若者を引き付けるにはですね、安心して子育てできる環境づくりが大前提であるということでも言われております。小さな町で、議員、職員の定数削減、あるいは補助金カットなどをしてですね、試算を重ねながら、最大で町予算の15%を子育て予算に費やすると、非常に大きな額をですね、確保してるということでございます。

子育て支援の大きな要素として、まず経済的な支援、2点目に精神的サポートということで、役場の隣接地に奈義チャイルドホームという施設も、後で聞きますと

この後で報告書の銘建のですね、この直交集成板を使った施設でございまして、後でその会社の視察に行き行って聞いてびっくりしたところでもあります。

現時点ではですね、22年度では70人の転入超過ということになっております。合併特殊出生率は直近の数字で2.30ということになっておるようでございます。

そういうことで、この資料で説明しておりますように、非常に抜粋して付けておりますので、参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、高い合計特殊出生率のカギは安心感と、住む所があって安心、働くことができ安心、子育ての負担が軽くなって安心、子育ての悩みや喜びを共有できて安心、町みんなが子育てを応援してくれて安心と、安心が最大のカギですよと言われております。

それから、次のページには、細かな子育て支援施策の概要を3の1.2.3ということで添付しております。中身はもう省略いたします。とにかく町の予算最大で15%を確保してですね、子育て支援策を本当に重層的に駆使してやっておられて、2.95を維持、出生率を持ってると、直近では2.3ですけども、そういう状況でございます。

2点目は、予定としては奈義町の近隣にですね、西粟倉村というのがございまして、そこに、ここは人口が1,400名程度ですが、非常に、これも山が多くて木材が多い所ですが、木材を製品化して、付加価値を付けて出して、非常に利益を上げてるというところで、ここに行く予定でしたけれども、先方の受け入れ体制ができずにですね、銘建工業に、次の訪問地として銘建工業というところに行きました。銘建工業の資料の、パンフレットの一部をここに付けておりますように、CLTという、いわゆる直交集成板ということで、CLTの略字はずっと英語でありますけれども、そこをそういう製品を作っている工場ということでございます。この銘建工業は、人吉にも製材所を持ってるということでびっくりしたわけです。そういうことで、美里にも工場を作ってくださいということでお願いはしてきましたが、それはわかりません。そういうことで、銘建工業は1923年に創業されまして、お客様に新しい価値を提供することをテーマにですね、製材、集成材、木材建築、バイオマス、近年ではいわゆるCLTと木材の可能性に目を向けて操業していると。現在国内のトップシェアを誇る構造用集積材、CLTのメーカーでありまして、また木材建築のエキスパートとして、構造設計から製図、加工、施工まで一貫して対応できていると。こういうことでございます。元々CLTというのは、日本でも木造の8階建てが最高の建物ということで、この直交集成板というのは非常に強度が強くて、コンクリートよりも強度が強いということで、木材の高層の建物ができるということになっております。元々ヨーロッパ、起こりはオーストリアですかね。集成材、CLTを使った中高層の木材ビルはヨーロッパではもう右肩上がりに増加

しているということで、日本でも非住宅の大規模建築の木造化が最近では進んでいると。いうところで、その工場を見てきたところでございます。

この資料でありますように、まずその構造材、CLTの構造材、集成材、製材、こういったものを工場で作っておられます。また、木質構造事業ということで、技術認定を受けて、地域産材のコーディネート、設計・施工、こういったものを手掛けておられます。また、加工したこの機のかずなどを利用いたしまして、バイオマス、バイオマスは発電ですね。それから、ペレットを製造して、いわゆる化石燃料より安価で環境の負担も少ないということで、そういうペレットを製造して販売しているという、こういう特徴的な工場を見学をしてみました。

それから、二日目につきましては、石橋が多い所の日本一ということで、旧院内、大分県の院内町、今は合併して宇佐市に合併しておりますけれども、そこを見てまいりました。ここには75基の石橋がございまして、日本一を誇る石橋の町ということで、大体比較的この橋の数は多いんですが、新しい橋が多いです。古いので江戸の末期から大体明治・大正・昭和につくられた橋が大半でございまして、本町の歴史ある構造物とはだいぶ違っていて、新しい橋が多かったということでございます。

院内町に石造アーチ橋が多いのは、幾つもの深い谷に集落が点在するという地形上の理由、川が急流で木の橋では流されてしまうということで、どうしても石橋が求められたという背景がございまして。元々院内町では、谷あいの段々畑を区切る石垣や水路を造るための石工の技術は必要とされており、名棟梁が何人もおりまして、匠の技で日本一の石橋の町を作ったと、こういうことでございます。ここに、真ん中辺にですね、由来とか書いてございます。

それから、次のページには、75基の明細ですね、詳細について、一応あの造られた年も含めて、一応ここに載せてございます。幾つか、鳥居橋とかですね、幾つか特徴的な橋を見てきましたけど、すごいやっぱり景観上もすばらしい橋が多く点在しておりました。

そして、次は、豊後高田市の昭和の町という所にまいりまして、ここに新聞の切り抜きを載せておりますけど、本当にレトロというかですね、商店街の中には学校給食の料理を出す喫茶店がありますとか、40年以上値上げしていないハンバーガーチェーンとかですね、そして前からのクラウンとか古い形の乗用車もズラッと展示してありました。ミゼットもありました。それから、スバルの昔の車とかズラッと並んでおりました。本当に懐かしい所でございました。1回行かれた方もおられるかもしれませんが、1回行かれると参考になるかなということで思います。大体以上でございます。

それから、前後しますけれども、1月の19日に、産業厚生常任委員会としましては、菊池市と山鹿市のほうに視察にまいりました。一つは、JA菊池七城支所ですかね。それから、農事組合法人「庄の夢」という所、2か所まいりまして、特にJA菊池におきましては、特Aプロジェクトということですね、米の評価の機関というのが幾つかございまして、ここは穀物検定協会という所にですね、米を出されておまして、ここの特Aというのをずっと続けて取っておられましたけれども、平成4年にこの特Aが取れずにですね、再度取りたいということで、また令和5年産についても特Aを取り返したということで報告がございました。有限会社七城町銘柄米センターというのがございまして、これは資本金8,400万円、菊池市が8,000万円、JAが400万円の出資をした有限会社でございます。市の第3セクターということで、取締役が8人、代表はJAの理事と。年間8,100俵出荷をして、大体価格がですね、最低2万円というのを保証してございます。ですから、農協の仮渡金との差額はですね、全部銘柄米センターのほうから生産農家にお金を払うということで、生産農家は最低2万円はもらうという仕組みになっております。それから、基本的に除草剤は使わずにですね、ジャンボタニシによって除草しているというのが特徴でございます。また、コンクール用にハウスで掛け干し米を試しているということで、そういう特徴的な報告がございました。

また、農事組合法人「庄の夢」については、組合員が約400名、売り上げが2,700万ということで、非常に大規模な農事組合法人ではございました。この七城の、JA菊池の関係についても、長い歴史の中で、昔は菊池米は寿司米として名が通っておりましてけれども、菊池市の中で七城町に特化した取り組みになっております。また、穀物検定協会の研修など、非常に取り組みに厚みがございまして、十分参考にすべき取り組みであったと思います。

また、「庄の夢」については、組合員が40人ですね、失礼しました。51町歩を保有しておまして、大きな農事組合法人組織でございます。事務局長は元JAの参事で、本当に有能な役員でございまして、要の人物次第でこうも変わるかなと、非常に感心をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、宇城広域連合議会議員の報告をいたします。令和5年12月美里町議会定例会以降の報告であります。

令和5年第2回宇城広域連合議会臨時会が、令和5年12月25日月曜日、午後2時より、宇城広域連合2階交流プラザにて行われております。参加者は、守田連

合長、元松、上田副連合長、宇城市議会広域議員 5 名、宇土市議会広域議員 3 名、美里町より上田議長と私、濱田、宇城広域連合事務局、消防本部出席のもと、開会をされております。

議題としまして、議案第 15 号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第 16 号、宇城広域連合宇城クリーンセンター施設整備等基金条例を廃止する条例の制定について、採決の結果、全議員賛成により可決をされております。

次に、議案第 17 号、宇城広域連合宇城クリーンセンターごみ焼却施設解体工事請負負担金条例の制定について。これは、経費の市・町の負担割合を均等割、搬入割、人口割の三つで算定基礎とし、計算をされるようになっております。

利用した年数は、宇城市・美里町は 26 年、宇土市は 7 年であります。また、熊本市も平成 26 年に負担割合の協定書を締結をされております。採決の結果、全議員賛成により可決であります。

次に、議案第 18 号、宇城広域連合財産取得について。これは、美里分署消防ポンプ自動車であり、令和 4 年第 2 回宇城広域連合議会において物品売買契約を結んだ経緯がありましたが、附属備品の納入が間に合わず、契約が解除された案件であるものです。入れ替えられる美里分署消防ポンプ自動車は、17 年が経過しており、指定競争入札で取得価格 5,495 万 2,051 円（税込み）での契約であります。採決の結果、全議員賛成により可決をされております。

次に、議案第 19 号、令和 5 年度宇城広域連合一般会計補正予算（第 3 号）について。これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 億 3,973 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 40 億 790 万 3,000 円とするものです。主なものは、歳入では、宇城クリーンセンター基金繰入金 5 億 389 万 4,000 円、歳出では、宇城クリーンセンター基金内償還金として、4 億 1,626 万 7,000 円、内、美里町分においては、8,752 万 6,000 円であります。残額を後年のリサイクル施設の修繕料に活用するために、宇城クリーンセンター施設整備基金に積み立てられるものであります。採決の結果、全議員賛成により可決をしております。

以上で、宇城広域連合議会の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、自治功労者に対する表彰状の伝達を行います。令和 5 年度自治功労者とし

て、熊本県町村議会議長会より、私が表彰されましたので、表彰状の伝達を行っていただきます。

ここで、表彰伝達補助のため、議会事務局野田主事が議場内に入ることを許可します。表彰の伝達は、今田副議長にお願いいたします。

ここで、議長を今田副議長と交替いたします。今田副議長は、議長席にご登壇願います。

- 副議長（今田政行君） それでは、上田議長に代わりまして、議長の職務を行います。自治功労者に対する表彰状の伝達につきましては、去る2月22日に開催されました熊本県町村議会議長会第74回定期総会におきまして、自治功労者として表彰を受けられました上田議長に、表彰状の伝達を行います。上田議長は、答弁席前までお進みください。

（表彰状 伝達）

- 副議長（今田政行君） ここで、上田議長よりご挨拶をお願いいたします。

- 議長（上田 孝君） 本日は、私のような者のために、貴重な時間を割いていただき、表彰の伝達を行っていただきましたことに、まずもって感謝申し上げます。ありがとうございます。私が今こうやって、ここで表彰を受けるということは、23年前に初当選以来、たくさんの先輩議員、また同僚議員にご指導ご鞭撻いただいたものであり、なおまた、それぞれの年代での執行部の皆さんからしっかりお支えをいただいた結果だと思っております。今日のこの表彰を機に、初心に戻ってですね、また精一杯、議員活動をしっかりと続けていかなければいけないなという気持ちになっておったところでございます。今後とも、皆様方のご指導ご鞭撻を賜ることを申し上げます。簡単ではございますが、御礼の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（拍手）

- 副議長（今田政行君） ありがとうございます。上田議長には、長年のご功績に対する受賞、誠におめでとうございました。

以上で、自治功労者に対する表彰状の伝達を終わります。

ここで、議長の職務を上田議長と交代いたします。

- 議長（上田 孝君） ここで、しばらく休憩いたします。再開を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第3号から議案第34号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、①の資料の3ページをご覧ください。議事予定表のほうをご覧ください。読み上げます。

議案第3号 専決処分事項（美里町手数料条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

議案第4号 美里暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第5号 美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをお願いします。

議案第13号 美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

- る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第9号）
- 議案第21号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第26号 令和6年度美里町一般会計予算
- 議案第27号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 令和6年度美里町土地取得特別会計予算
- 議案第29号 令和6年度美里町介護保険特別会計予算
- 議案第30号 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 令和6年度美里町生活排水事業会計予算
- 議案第32号 令和6年度美里町簡易水道事業会計予算
- 議案第33号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 議案第34号 下福良・山出辺地に係る総合整備計画の変更について
- 以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第5、令和6年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、令和6年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を求めます。

上田町長。

○町長（上田泰弘君） 令和6年第1回美里町議会定例会の開会に当たり、美里町長として町政運営に関する施政方針の一端を述べさせていただきます。

はじめに、1月1日に発生しました令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に対しまして、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興を願うとともに、町といたしましても甚大な被害を受けられた地域への支援等に取り組んでまいります。

また、喫緊の行政課題や多様化複雑化するニーズに応えるために、組織、人員体制を整えてまいります。現在、Withコロナへの移行が進められる中、各種政策の効果もあって景気回復が期待される一方で、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動の影響に十分注意する必要があります。

そのような中、町の施策においては、物価高騰対策、子育て支援、簡易水道事業など、住民生活に直結する分野に重点を置いたまちづくりに努めているところです。

なお、本年度におきましては、水道ビジョン及び経営戦略に沿い、地方公営企業法の一部適用に向けた円滑な移行事務と並行して、水道未普及地域の将来にわたる安全な水道水の供給に向けた取り組みの推進を図ってまいります。また、子ども家庭庁が掲げる「子どもの視点に立った司令塔機能の発揮、結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服、全ての子どもに健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する。生育環境に関わらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する」という四つの主要事項に取り組むため、子ども家庭センターの設置を行い、国や県の動向を注視しながら、子育て、教育の施策に取り組んでまいります。

しかしながら、本町におきましては、少子高齢化、人口減少社会への対応、産業の活性化や雇用の創出、自然災害に対する危機管理など、多くの難しい課題を抱えている状況であります。これらの課題を常に念頭に置きつつ、第2次振興計画で示す施策への取り組みを着実に実行し、合併20周年を迎える令和6年度についても、オール美里で議会並びに町民の皆様とともに、町民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

それでは、まちづくりの基本目標に沿って、主な取り組みについて述べさせていただきます。

第1に、協働のまちづくりへの取り組みについて、申し上げます。

最初に、町民や地域との協働と地域コミュニティの推進におきましては、美里町おもやい応援補助金を活用した、住民による新たなチャレンジを応援していきます。また、昨年度結成された美里町公認eスポーツチーム「ランバージャックス」を中心に、eスポーツを活用した地域コミュニティづくりや美里町の広告塔として活躍いただくことを応援させていただきたいと思っております。

行財政運営の推進におきましては、職員のスキルや意識向上のために、従来の職

員研修に加えて、係長級マネジメント研修、他団体への職員派遣を行い、職員の人材育成に努めます。

公共施設の維持管理におきましては、美里町公共施設等マネジメント計画及び各施設の個別施設計画を基に、適正な維持管理に努め、必要に応じて施設の機能強化及び補修等を行います。また、今後利用が見込まれない遊休資産については、積極的に処分を検討し、財源確保及び維持管理費の削減に努めてまいります。

広域連携の推進におきましては、連携中枢都市圏構想の中核都市である熊本市及び関係市町村との連携した取り組みが年々増えており、これまで以上に持続可能で魅力的な圏域の形成に資する取り組みを進めてまいります。

第2に、健康・福祉のまちづくりへの取り組みについて申し上げます。

子育て支援の充実におきましては、国による3歳以上児の幼児教育・保育の無償化に加え、町独自で0から2歳児の保育料の無償化及び副食費の無償化を行い、子ども医療費の無償化や出生時祝い金支給事業など、引き続き、子育て世帯への経済的な手厚い支援を充実してまいります。さらに、国の出産・子育て応援給付金に加えて、町独自の追加給付を行い、出産・子育て世代への支援の充実強化を図っていきます。なお、不妊治療費の健康保険適用に伴い、県の助成が廃止された特定不妊治療費及び一般不妊治療費について、依然として費用が高額となっていることから、町独自の費用助成を行い、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、総合的な少子化対策に努めてまいります。

また、新たにこども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制を構築することで、育児に不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦等に対して多様で幅広い支援事業の実施や、子育て相談業務のワンストップ化を図り、近年全国的に増加傾向にある児童虐待の防止に努めるとともに、子どもたちの健全な成長を強力に支援してまいります。

高齢者福祉の充実におきましては、令和5年度に策定した第9期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に沿って、地域包括ケアシステムの推進と「誰もが生き生きと暮らせるまち美里」の実現を目指してまいります。高齢化が進む本町では、支援を要する人が増えると予測されますが、今後は専門職によるサービスだけでなく、通いの場などの地域住民の支援による効果的な予防活動を推進し、重度化防止に努めてまいります。また、健康寿命の延伸とともに、支援を要さない高齢者を増やしていく取り組みを進めてまいります。

障害者福祉の充実におきましては、令和5年度に策定しました障害者計画等に基づき、さらなる障害者福祉の充実に向けた取り組みを推進します。また、宇城圏域児童発達センターの開設に伴い、障害児支援体制の強化につとめます。

地域福祉の推進におきましては、令和5年度に策定しました地域福祉計画に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指して、社会福祉協議会や関係機関と協働して地域包括ケアシステムを推進します。生涯を通じて心豊かに暮らすためには、心身ともに健康であることが最も重要です。健康づくり、医療機関との協働におきましては、予防可能な生活習慣病予防対策に重点を置き、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた支援を行ってまいります。また、脳卒中の最大の危険因子である高血圧の方々が近年増加傾向にあるため、健康づくり推進員や食生活改善推進員、医療機関等と協働で血圧に関する啓発活動を行い、町の健康課題の解決に向けて取り組んでまいります。

第3に教育・文化のまちづくりへの取り組みについて申し上げます。

学校教育の充実におきましては、令和4年度末に策定した第2次教育振興基本後期計画に基づき、新たな時代に対応した教育の推進に取り組むとともに、教育環境の整備を積極的に進めてまいります。これまでに整備した学校ICT機器を活用し、中学生がふるさとの良さを再発見し、自ら発信することで、ふるさと教育に通じる取り組みやプログラミング教育を引き続き進めてまいります。

3年目となる学校運営協議会では、地域住民や保護者が学校運営に積極的に参画することにより、地域と一体となった特色ある学校づくりや各課題を地域と一緒に解決することを目指してまいります。併せて、令和7年度の学校事務センター設立に向け、環境整備を行ってまいります。

社会教育の充実におきましては、中央公民館等の教育施設を活用した美里町生涯学習講座を継続し、社会教育関係事業と連携可能な地域人材の掘り起こしを行い、人材バンクの整備を進めてまいります。また、令和2年度に開始したコミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進を継続し、学校と地域全体で子どもたちの成長を支えてまいります。

人権の尊重におきましては、社会に目を向けると、様々な差別や偏見が今なお見られます。人権問題は憲法および法律で保障された基本的人権に関わる重要課題であります。令和6年度は、昨年実施しました町民意識調査の結果を踏まえ、美里町人権教育啓発基本計画（改訂版）を策定し、人権を大切にするまちづくりを推進してまいります。

第4に、産業・観光のまちづくりへの取り組みについて申し上げます。

農業の振興におきましては、農業経営の核となる担い手の確保・育成について、国・県の有効な支援制度を活用し、農地の集積や営農資機材の整備等を進め、経営基盤の確立、強化を図り、法人や集落営農組織、認定農業者、新規就農者等が意欲的に農業へ取り組める体制の確立を目指してまいります。

また、美里農業振興地域整備計画の全体見直しを実施し、農用地区域を整理し、効率的かつ安定的な農業経営の維持・発展に取り組んでまいります。

次に、令和6年度中には、地域の将来の農業のあり方を示した地域計画を策定する必要があるため、地域での話し合いを通じて、担い手への農地の集約を進めてまいります。農業の基盤づくりにおいては、県営事業として、美里地区中山間地域農業農村総合整備事業によるほ場整備及び用水路改修、砥用二期地区として、引き続き特定農業用灌水路等、特別対策事業による老朽化した用水管の更新を進めてまいります。また、次期県営事業として、第2美里地区中山間地域農業農村総合整備事業によるほ場整備及びため池改修について、事業採択申請や法手続きを進めてまいります。今後も熊本県と連携を深め、農家の耕作条件の改善、作業負担の軽減を目指し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

林業の振興におきましては、従来の森林整備事業に取り組むとともに、令和6年度から森林環境譲与税が増額されることにより、管理が適切に行われていない人工林について、森林の多面的機能の発揮に向けた間伐等を目的とした「美里の山除間伐推進事業」を強化し、森林整備を進めてまいります。

また、林業所得の減少、林業従事者の減少、高齢化等により、管理されないまま放置された森林が多く点在してきております。このような中、森林林業に目を向けてもらえるよう、自伐型林業に興味を持つ方等を対象としたチェーンソーの取扱い、倒伐、造林等の研修会を引き続き開催することで、新たな担い手確保や、次世代まで引き継がれる森づくりを目指した取り組みを行い、林業の振興に努めてまいります。

観光の振興におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類となり、移動制限が緩和されたことで、屋外施設を選ぶ必要性が薄れたことも影響し、フォレストアドベンチャーで約18%の減、隣接する美里の森キャンプ場ガーデンプレイスでも約14%の減、そして日本一の石段もテレビ放映や県内外から参加者が集まった「アタック・ザ・日本一」の開催により、幅広い年代層に、誰でも気軽に日本一にチャレンジできることをPRできましたが、利用者は2%の減となりました。

令和6年度は合併20周年という記念の年でもあり、20周年を記念としたキックオフイベントや、10年ぶりにフットパス全国大会を美里町で開催するなど、美里町の魅力を多くの人に知ってもらう機会があります。SNSを中心とした情報発信を行うことで、美里町を選んでもらえる観光地として、さらなる観光客の誘致につなげます。今後も、町内の観光施設やその周辺の景観整備を積極的に進め、県内外、さらにはインバウンドを見据えた交流人口の増に努めてまいります。

第5に、住みよく快適なまちづくりへの取り組みについて申し上げます。

防災対策の充実におきましては、懸案であった防災行政無線設備の更新を行うとともに、どこにいても町からの情報を受け取っていただけるような新たな情報配信サービスを開始します。また、引き続き、防災情報の発信やマイタイムラインの推進を行い、町在住の防災士や自主防災組織との連携・支援により、防災対策の強化を図ります。逃げ遅れ防止、誰一人取り残さない避難体制の構築のために、要配慮者利用施設等の避難計画や体制及び要支援者の個別避難計画の実効性のある連携・支援を進めてまいります。

消防団の組織強化につきましても、引き続き団員確保を進め、装備品の購入や活動支援と併せて、消防団員の処遇改善や負担の軽減を行いながら、活動環境を整え、地域防災力の向上を図ります。

防災対策の充実におきましては、犯罪やその他の事故を未然に防止するために、地域と協力して防犯灯の整備を進めてまいります。

また、消費者問題につきましては、各種相談に対応するため、引き続き、消費生活専門相談員を配置するとともに、町民に影響のある事案が発生した場合は、町民に対し情報の発信を行うなど、消費者行政の強化に取り組んでまいります。

移住・定住促進と良好な住宅形成におきましては、空き家バンクへの登録物件が増えるよう掘り起こしを行い、これまで以上に、空き家バンク制度による所有者と利用希望者のマッチングを行います。また、移住者を増やすことや関係人口の創出を目的として、移住前に美里の暮らしを体験できる「美里暮らし体験住宅」をPRし、美里町への移住者や関係人口の増に取り組めます。ほかにも、実際の空き家を活用し、町内外から参加者を募り、空き家の改修ワークショップ等を行うなど、これまで以上に町外へ向けた発信と美里町との接点を強固にした取り組みを行います。

公営住宅につきましては、美里町公営住宅等長寿命化計画（第2期）に基づき、今後の人口数及び地域要件並びに官民連携手法を取り入れながら、長期にわたって安全で快適な住まいづくりに取り組んでまいります。

道路の整備促進におきましては、住民生活の利便性や通学路の安全確保及び災害時の安全性を確保するために、生活道路の計画的な整備を推進してまいります。道路の維持管理の面におきましても、安全確保第一に改修・補修を行ってまいります。また、橋梁やトンネル舗装等におきましても、各計画に基づき、老朽化対策を実施し、点検結果による補修対策を行ってまいります。国・県道の整備促進につきましては、県事業の積極的な推進を国・県に要望してまいります。

生活交通手段の充実におきましては、公共交通の利用者の減少や美里バス利用者が伸び悩んでいること、また、美里バスが運行開始から6年目に入ったことを踏まえ、過疎化が進む本町にとって最適な生活交通手段を検討し、令和7年に新たな公

公共交通計画を策定するために、令和6年度におきましては、計画策定のための基礎調査を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、令和5年度より中央北地区簡易水道事業を小筵地区より開始しており、令和6年度以降も実施設計及び工事を行い、事業の早期完了に向け整備を推進し、安心・安全な水道水の供給を図ってまいります。既存の水道施設においては、安全で安定的な水道水を供給するために、老朽化に伴う維持管理及び更新、災害等による対応に努めてまいります。町営水道未普及地域の組合及び地区で行う水道事業におきましては、老朽施設の改修等に伴う水道整備事業に一定の要件を満たすことで補助金を交付してまいります。また、水質に問題がある場合は、家庭用浄水器設置費補助を行い、安心・安全な飲料水の確保を推進してまいります。

情報発信と情報共有化の推進におきましては、本年度整備を予定しております新たな情報発信手段を利用し、これまでの配信手段であるデータポンやLINE、町ホームページや防災行政無線と併せて多重化するとともに、一括配信による即時性の向上により、防災情報はもとより町内イベントに関する情報や町からのお知らせの配信など、さらなる情報発信の強化に取り組んでまいります。

最後に、安定的かつ持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、これまで述べたあらゆる分野の施策においてデジタルを活用していることが住民の暮らしを守ることに繋がると考えます。そこで、住民がデジタル化の恩恵を享受できるようにするため、行政手続のオンライン化を進め、住民サービスの充実と利便性の向上に努めてまいります。

また、引き続き、マイナンバーカードの普及促進に取り組むとともに、デジタルの活用不安がある住民に対し、スマホ教室を開催するなど、地域全体のデジタル化にも努めてまいります。役場内部におきましても、業務基盤の整備等により事務の効率化を進め、限られた職員の人的資源を行政サービスのさらなる向上へつなげるよう努めてまいります。

以上、令和6年第1回美里町議会定例会に当たっての施政方針とさせていただきます。

続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、専決処分事項1件、条例16件、補正予算6件、当初予算7件、その他2件の計32件でございます。

はじめに、議案第3号、専決処分事項、美里町手数料条例の一部を改正する条例の報告及び承認を求めることにつきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正、公布されたことに伴い、関係規定を改正し、3月1日から施

行する必要が生じたため、専決処分を行いましたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、議案第4号、美里暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、美里暮らし体験住宅の設置及び管理に関する必要な事項を条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

次に、議案第5号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長部局の再編に伴い、美里町職員の定数を見直す必要があるため、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第6号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び、議案第7号、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第8号、美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の規定する額で土地使用料を徴収する必要があるため、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第9号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定から、議案第11号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令に係る基準及び規定の一部改正に伴いまして関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第12号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第9期美里町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行うものでございます。

次に、議案第13号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定から、議案第16号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係省令の改正に伴い、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第17号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路占用料を改定する必要があるため、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第18号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定及び、議案第19号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の改

正に伴い関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第20号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第9号）につきましては、主に、令和5年度の事業実績の見込みにより、所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,243万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を81億7,590万円とするものでございます。

次に、議案第21号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、議案第25号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）までの5案件につきましては、収入実績並びに支出実績等に基づき、所要の補正を行うものでございます。

続きまして、議案第26号、令和6年度美里町一般会計予算につきましては、予算総額を前年度当初より3億8,200万円増の73億2,900万円といたしております。

歳入の主なものでございますが、町税では令和6年度の税制改正による定額減税の実施により、町民税が減少するものの、令和4年度に改修された緑川発電所のリニューアルに伴い、国有資産等所在市町村交付金が増収するなど、前年度より約4,000万円の増額を見込んでおります。

また、地方交付税では地方財政計画において、子ども子育て政策の強化や物価高騰等への財源措置により、前年度より約7,800万円の増額を見込んでおります。また、町債においては、平成18年度に整備した町防災行政無線設備の老朽化に伴う更新や、デジタル技術を活用した新たな防災情報発信を行う機器の導入等に伴い、前年度より約2億5,000万円増の借入れを見込んでおります。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費では、本年11月1日に実施します合併20周年記念事業に伴う予算や、令和6年度が最終年度となります合併特例債を活用した地域振興基金積立金などを計上いたしております。

次に、民生費では、令和5年度に引き続き、子ども計画策定に係る事務委託料や長期休暇中の放課後児童クラブ利用料の負担軽減を図るための補助金等を計上いたしております。また、令和6年度より、こども応援課を新設し、子どもに特化した支援を行ってまいります。

次に、農林水産業費では、農振地域の全体見直しを行うため、令和5年度に実施した農業振興地域整備計画基礎調査の結果を基に、農業振興地域整備計画変更に係る委託料を計上いたしております。また、西台地石綿管の入替え工事や東部土地改良区用水、これは隧道になりますが、その工事に伴う県営事業負担金等を計上いたしております。

次に、商工費では、合併20周年を迎える本年度、補助ダムをメイン会場としたイベントの開催経費や石段の2,700段付近にある老朽化した東屋の解体工事を計上いたしております。また、森林体験公園施設のアドベンチャーコースの改修や子ども向けのキャノピーコースの新設に伴う予算を計上いたしております。

次に、土木費では、町道小筵松野原線や町道金木鶴越線などの改良に伴う社会資本整備総合交付金事業等を計上いたしております。

次に、消防費では、防災行政無線の老朽化に伴う機器の更新工事や、情報伝達手段の多重化を図るため、IP通信網、これは携帯電話網を利用した防災情報配信システムの導入に係る経費を計上いたしております。

次に、教育費では、設備の老朽化に伴う文化交流センターひびきの舞台照明及び音響設備の改修や、B&G海洋センタープールの屋根等撤去に係る工事請負費を計上いたしております。

最後に、災害復旧費では、緊急自然災害防止対策事業として、町道葛之尾線局部改良等に係る工事請負費を計上いたしております。

続きまして、議案第27号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算から、議案第32号、令和6年度美里町簡易水道事業会計までの6案件につきましては、各事業運営のための必要額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第33号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決を得るものでございます。

続きまして、議案第34号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を得るものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、令和6年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第3号 専決処分事項（美里町手数料条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第3号、専決処分事項（美里町手数料条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。松永住民生活課長。

○住民生活課長（松永栄作君） 議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案第3号、専決処分事項（美里町手数料条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により美里町手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことにより美里町手数料条例の一部を改正する必要がありました。緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。令和6年2月19日に専決処分を行っております。

次のページをご覧ください。

美里町手数料条例の一部を改正する条例でございます。詳細につきましては、資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。左の枠が改正前、右の枠が改正後となっております。

まず、別表中で一番上の改正前の戸籍の全部又は個人事項証明の項につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の、表記に合わせる改正を行っております。また、改正戸籍法が3月1日から施行されるため、改正戸籍法で創設された戸籍の広域交付の事務を追加しております。金額の変更はございません。

次に、上から2段目の改正前の戸籍に記載した事項に関する証明の項につきましても、同様に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の表記に合わせております。金額の変更はございません。

次に、上から3段目の項につきましては、改正戸籍法により戸籍電子証明書提出用識別符号の発行の事務が創設されたことに伴い新設した項で、当該事務について1件400円の手数料額としております。なお、マイナポータルによる電子申請に対応する戸籍電子証明書提出用識別符号の発行と戸籍電子証明書提出用識別符号の発行の請求と同時に戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に記載される事項と同一の事項が記載された戸籍謄本等の請求が行われる場合には、戸籍電子証明書提供用識別符号発行の事務に係る手数料は徴収しないこととしております。

次のページをご覧ください。

上から2段目の枠の、改正前の除籍の全部又は個人事項証明書並びに除籍の謄本

または抄本の項と、3段目の除籍に記載した事項に関する証明につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の表記に合わせております。金額の変更はございません。

次に、上から4段目の項につきましては、改正戸籍法により、除籍電子証明書提供用識別符号の発行の事務が創設されたことに伴い新設した項で、当該事務について、1件当たり700円の手数料額としております。なお、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行と同様に、マイナポータルによる電子申請に対する除籍電子証明書提供用識別符号の発行と除籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求と同時に除籍電子証明書提供用識別符号の発行に記載される事項と同一の事項が記載された除籍謄本等の請求が行われる場合には、除籍電子証明書提供用識別符号発行の事務に係る手数料は徴収しないこととしております。

次のページをご覧ください。

上から2段目と3段目の項につきましては、改正前は戸籍の届出等の受理証明についての項でございますが、同一の事務であるため、一つの項にまとめた上で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の表記に合わせております。また、改正戸籍法で創設された届書等情報の内容の証明書の交付の事務を追加しております。金額の変更はございません。

次に、一番下の段につきましては、届書等の閲覧についての項でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の表記に合わせております。金額の変更はございません。

再度、美里町手数料条例の一部を改正する条例をご覧ください。電子ファイル上は6ページ目になります。

附則でございますが、令和6年3月1日から施行することとしております。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。なお、議案第3号から議案第19号までの採決は起立

により行います。

議案第3号、専決処分事項（美里町手数料条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第3号、専決処分事項（美里町手数料条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第7 議案第4号 美里暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第4号、美里町暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） 議案第4号について、ご説明申し上げます。

システムの同期をお願いします。

議案第4号、美里暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について美里暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、美里町への移住・定住の促進及び活性化を図ることを目的とした、美里暮らし体験住宅の設置及び管理に関する必要な事項を条例で定める必要があるため提案するものでございます。

昨今の移住ブームにより、本町にも空き家の問い合わせや実際に移住された方が増えております。現在、移住者を受け入れる施策としては、空き家バンク制度を設けておりますが、移住者にとって見ず知らずの土地にいきなり住まいを確保するハードルは高く、また、移住先での文化や価値観の違いなどにより、後々トラブルになることも考えられます。そのようなミスマッチを防ぐためにも、他自治体でも多く取り組まれている美里暮らし体験住宅、いわゆるお試し住宅を整備し、本町での

暮らしの体験をしていただくことで、本町への移住のハードルを下げる効果を期待しております。

次ページをお願いします。

まず、条例名を「美里暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例」とし、第1条から第16条の条立てとなっております。

第2条において、町への移住・定住の促進及び町の活性化を図ることを目的としております。

第5条第2項において、町内への移住を希望している者や周辺地域住民との交流を持てる者等、使用することができる者を示しております。

第7条第1項において、2日から最大180日までとする使用期間を定めております。

第8条及び別表において、使用料を1日当たり1,500円とし、前納することとしております。

第12条において、本施設における制限される行為について明記しております。

最後に附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第4号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 議案第4号について、お尋ねをいたします。

第8条で使用料を設定してありますが、まだ多分、住宅改修等は始まっていないような状況かと思えます。私が知る範囲では、大きな住宅でありますので、いろいろな仕様に今から中のほうを整備されることだと思えます。1日1,500円というその料金設定は問題はないと思うんですが、例えば部屋が複数あって、一人で住宅をお試しするときは1,500円ですよ。例えば、家族で週末に来て、美里町を体験したいという、家族で試される方もおるかもしれません。それも部屋の間取りで変わってくるのだと思えますけども、そういったような状況になった場合、一律にこの使用料がどのようなかたちで運用されるのか、お尋ねをします。

○美しい里創生課長（松岡征二君） 1,500円のまず考え方からということになるかと思うんですが、せっかく整備したお試し住宅といえますか、体験住宅になりますので、なるべく利用してもらえらることというのが重要だというふうに考えてます。そのために、使いやすさだったり、それから安価であることで、さらに回転効率を上げること、なるべく多くの方に使ってもらおうための回転効率を上げるという観点

というのを重視して、今回設定しています。ただ、近隣のアパートとかで大体その民業圧迫というかたちにならないようにしたいとも考えておまして、大体アパートの相場と言いますか、が月4万5,000円だとした場合に、それを30日で割った場合に1日当たり1,500円というところから、この料金1,500円というのを設定しています。週での割引とか、さっきおっしゃられたようにその利用の仕方とかですね、そういったものの割引とか、月単位とかですね、そういったことも検討はさせていただいたんですが、先ほども言いましたように、なるべく多くの方に使ってもらいたいということと、回転効率を上げる、1日ずつずっと積み上がっていくようなかたちであれば回転効率上がるかなというふうにも考えましたので、あと利用者にとってもわかりやすいということが、利用のしやすさにつながるかなというふうに思ましてこういう形にさせていただいています。

以上です。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 説明はわかりました。そうだとすれば、複数人でも1日1,500円というようなかたちで理解すればよろしいのか、確認のため質問いたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） おっしゃるとおり、その方が一人でお使いになられたとしても家族で使われたとしても、一律1,500円という料金設定で行いたいと思っております。

以上です。

○7番（濱田憲治君） 議長、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の第4号について質問いたします。

先ほど、使用期間については、第7条に2日から30日以内というのが原則というのになって、最大5回までの延長ということで、これ続きですれば2日から180日というような説明があったと思いますけれども、これは見ただけでは180日はなかなかわかりにくいので、何か表現の仕方がいいのがないのかなという思いと、それと、私たちもこの移住・定住の促進のためには、これはお試し住宅というのは期待をしているわけです。それで、期待に添うようにこの住宅が利用されて、「お試し住宅が1軒じゃ足りないよ」というようになるようにですね、そのPRと言いますか、どうやって皆さんに「使ってください」というような周知をするのか、その辺りも、どういう考えを持っておられるか、ちょっと。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） まず表現の仕方のところからですが、なるべくこれが、こういうふうにした表記にした理由が、180日っていうかたちを最初から借りられる形になると、その料金は前納が前提になりますので、最初に払う金額がものすごく大きくなってしまいますので、借りられる方のイメージとしては、基本1か月なんだなというふうに思っただくように、こういうような表現にさせていただいています。PRにつきましては、もちろんホームページからSNSからいろんなものを活用させていただいてPRをしていく、これが移住の相談会とか、首都圏でもいろいろやっていますので、そういった中でもこれを最大限活用してですね、本町への移住につながるようなかたちにつなげていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） ぜひ成功させていただきたいと思うというのはですね、たまに借りる家はないかという引き合いが来るんで、その辺りは周知していればすぐ案内できるというか紹介ができますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

5番、高田議員。

○5番（高田美千子君） お尋ねいたします。

ただいまの美里暮らし体験住宅の設置につきましての質問ですけれども、例えば前提として、もう美里町に住みたいというお気持ちの方がなかなか住まいが見つからない状況であって、このお試し住宅といいますか、体験住宅に住まいながら、その住まい探しとか、そういったことを期間中になさるというのはできますよね。はい。今回、これが承認されましたら、4月1日からの条例の施行になりますが、それ以前の申込みとかいうようなこともできるのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） 回答させていただきます。

工事そのものは、完成は6月末を目指しております。条例につきましては、この3月議会に提案させていただいてるところになりますが、その前から、この周知、それから募集というものは始めさせていただいて、利用は7月頭からですね、すぐにでも利用できるような感じで進めさせていただければというふうに考えています。

以上です。

○5番（高田美千子君） 7月以降ですね。わかりました。

もう一つお尋ねいたしますけれども、すみません、議長。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） もう1点お尋ねしたいんですが、多分これは本当に定住促進の可能性、とても高くなっていい施策だと思いますけれども、きっと注目も集まりと思いますので、たくさんの方がお申し込みがあったとき、その選定とか、そういったことはどんなになりますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） まだ仕組みそのものはいろいろ検討させていただいているんですが、なるべくこちら側の負担も少ないように、ネット的などところで空き状況というのが確認できるようなかたちから予約ができるものにしたいと思っております、それで言いますと早い者勝ちと言いますか予約したものの先着順とかかたちになります。

以上です。

○5番（高田美千子君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号、美里町暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第4号、美里町暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第5号 美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第5号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システム内の⑦議案第5号をご覧ください。

議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第5号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。町長部局の再編に伴い、美里町職員の定数を見直す必要があるため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、改正内容につきましては、次のページの議案第5号資料、美里町職員の定数に関する条例の新旧対照表によりご説明させていただきます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

喫緊の行政課題への対応、多様化・複雑化するニーズに応えるため、組織の再編並びに人員体制の見直しを行っております。

改正内容としましては、第2条第1号の町長事務局部局の職員を「117名」から「131名」に、同条第3号の選挙管理委員会の職員、「4人（兼ねて4人）」を「5人（兼ねて5人）」に、また同条第5号の教育委員会事務局の職員を「26人」から「22人」に改めるものでございます。

再度、改正条例案をお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第5号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第6号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第6号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システム内の⑧議案第6号をご覧ください。

議案第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第6号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、改正内容につきましては、次のページの議案第6号資料、美里町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表により、ご説明させていただきます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

今回の改正は、地方自治法の一部改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が法律上可能となることから、関係条例の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、第7条第2項で勤勉手当の支給に関し、「会計年度任用職員を除く」規定を削除し、第8条の改正では、先ほど第7条第2項で「会計年度任用職員を除く」規定を削除したことにより、定義を追加するものでございます。

再度、改正条例案をお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するをいたしております。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第6号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第7号 美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第7号、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システム内の⑨議案第7号をご覧ください。

議案第7号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第7号、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方自治法の改正に伴い、関係規定を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、改正内容につきましては、次のページの議案第7号資料、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表により、ご説

明させていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

議案第6号と同様に、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となることから、関係条例の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、第2条第1項では、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため、給与の種類に「勤勉手当」を追加し、新設の第8条第2項では、「フルタイム会計年度任用職員」を、次のページの新設の第18条第2項では、「パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給をするための定義」を追加するものでございます。

再度、改正条例案をお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するとしてしております。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第7号、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第8号 美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第8号、美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システム内の⑩議案第8号をご覧ください。

議案第8号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第8号、美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条の規定する額で、土地使用料を徴収する必要が生じたため提案するものでございます。町有地に設置された電柱等につきまして、これまでは使用料を免除しておりましたが、町事業等で電柱移転の移設が必要となった場合、移設費用が発生し、町が負担することになりますので、電柱移転費用の財源確保のため、電気通信事業法施行令に基づいた各地目での額を徴収するため、条例の一部を改正する必要がありますので提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例でございます。なお、変更内容につきましては、次のページの議案第8号資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。美里町行政財産使用条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

まず、使用料の第5条第2項に、「使用料で1円未満の端数が生じた場合の処理方法の規定」を追加いたしております。

また、第7条では、文言の修正を行い、第5条関係の別表では、適用する引用条例等を改正するものでございます。

再度、議案書をお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するをいたしております。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 号、美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 8 号、美里町行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 9 号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 2、議案第 9 号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第 9 号について、ご説明申し上げます。なお、議案第 9 号は、システムの⑩にあります。

議案第 9 号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 5 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第 9 号資料によりご説明いたします。

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、条例で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定める内閣府令の改正、就学前の

子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、以下認定こども園法と言います）の項ずれへの対応、併せて既存の規定の不備を改正するものとなっております。

まず、第15条第1項第2号につきましては、認定こども園法第3条第11項が同条第10項に繰り上がることへの対応でございます。

2ページにかけまして、第36条第3項につきましては、特別利用教育の基準として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第6条第2項の規定を適用する場合の読替規定について、読替内容を一部見直すものでございます。

お戻りいただきまして、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するといたしております。

以上で、議案第9号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第9号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第10号 美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第13、議案第10号、美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第10号について、ご説明いたします。なお、議案第10号は、システム内の⑫でございます。

議案第10号、美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、接近禁止命令等の用語が定義されたことにより関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第10号資料によりご説明いたします。

美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

改正前の定義、第2条第1項第5号中の第10条第1項は、改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、配偶者暴力防止等法と言います）で、それでは接近禁止命令、退去等命令を指していましたが、改正後の配偶者暴力防止等法において、退去等命令の根拠が第10条の2に規定され、その引用が加えられたことへの対応でございます。

お戻りいただきまして、美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するをいたしております。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第10号、美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第10号、美里町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第11号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第14、議案第11号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第11号について、ご説明いたします。議案第11号は、システム内の㊸にございます。

議案第11号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知の改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第11号資料により説明いたします。

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回、改正を行う附則の経過措置第2項につきましては、放課後児童支援員認定資格研修の修了予定者を放課後児童支援員と見なす経過措置について、「修了期限を平成32年3月31日まで」から、「業務に従事することとなった日から2年以内」に改めるものでございます。なお、本改正によりまして、個々の研修終了予定者について、研修修了期限は課されますものの、研修修了予定者を放課後児童支援員と見なす経過措置は無期限化されるものとなります。

お戻りいただきまして、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第11号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第11号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第12号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第15、議案第12号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第12号について、ご説明いたします。なお、議案第12号はシステムの⑭でございます。

議案第12号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について美里町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。介護保険法第129条の規定に基づき、令和6年度から

令和8年度までの各年度における保険料率を定める必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第12号資料によりご説明いたします。

美里町介護保険条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正は、令和6年度から令和8年度までの第9期美里町介護保険事業計画における保険料率、介護保険料の基準月額につきまして、令和3年度から令和5年度までの前期計画、第8期介護保険事業計画における保険料率、介護保険料の基準月額7,500円から200円減の7,300円とするものでございます。

介護保険事業費及び第1号被保険者保険料は、計画期間における第1号被保険者数及び要介護者・要支援認定者数の見込み、さらに介護保険サービス及び地域支援事業に係る費用見込み等を基に算定します。介護保険給付の費用は50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者（65歳以上の高齢者）と第2号被保険者による保険料負担でございます。なお、第1号被保険者の保険料負担割合は、23.0%と、前期計画と同様に据え置きとなっております。

まず、改正前の保険料率、第2条第1項の下線部分「令和3年度から令和5年度まで」を、改正後「令和6年度から令和8年度まで」に改め、改正前第2条第1項中第1号の下線部分「4万5,000円」を「3万9,900円」に。同じく改正前第2号の下線部分「6万7,500円」を「6万100円」に。同じく改正前第3号の下線部分「6万7,500円」を「6万500円」に。同じく改正前第4号の下線部分「8万1,000円」を「7万8,900円」に。同じく改正前第5号の下線部分「9万円」を「8万7,600円」に。同じく改正前第6号の下線部分「10万8,000円」を「10万5,200円」に。同じく改正前第7号の下線部分「11万7,000円」を「11万3,900円」に。同じく改正前第8号の下線部分「13万5,000円」を「13万1,400円」に。同じく改正前第9号の下線部分「15万3,000円」を「14万9,000円」に。以上、それぞれ改めるとともに、新設の第10号から第13号までにつきましては、介護保険法施行令（以下、政令と言います）の一部改正により、第1号被保険者の標準段階が現行の標準9区分から標準13区分へ多段階化されることに伴うものでございます。

次に、改正前第2条第2項から、2ページに入りまして、同第4項までの改正につきましては、次期介護保険事業計画年度への年度移行とその次期保険料率等の改正に伴うものでございます。また、改正前第4条第3項中の下線部分の改正につきましても、政令の一部改正による多段階化を受けてのものでございます。

お戻りいただきまして、美里町介護保険条例の一部を改正する条例をお願いいた

します。

附則でございます。施行期日第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。経過措置、第2項、この条例による改正後の美里町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるといたしております。

以上で、議案第12号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第12号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第12号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第13号 美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第16、議案第13号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第13号について、ご説明いたします。なお、議案第13号は、システムの⑮にございます。

議案第13号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部を改正する省令の交付に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第13号資料によりご説明いたします。

美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、管理者が兼務することができる事業所等の範囲を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付けるほか、所要の改正を行うものでございます。

改正内容が同様のものの繰り返しが多くございますため、その部分につきましては説明を簡略化させていただきますのでご了承いただければと思います。

まず、第6条第5項関係は、利用定員等の規定が本条例の第6条第1項に規定されているための改正で、第11号は指定介護療養型医療施設が令和6年3月31日をもって廃止されることに伴うものでございます。

2ページをお願いいたします。第6条第6項及び第7条につきましては、兼務することができる範囲の明確化によるものでございます。

2ページから3ページになりますが、次の第24条関係は、身体的拘束等の適正化の措置の義務付け規定が新設されることに伴うものでございます。

第34条関係は、事業者における運営規定の概要等重要事項の掲示の追加で、原則としてWEBサイトへの掲載が義務付けられることに伴う改正でございます。

次の記録の整備、3ページから4ページの第42条関係ですが、身体的拘束等の記録を第5号に新設するとともに所要の字句改正を行っております。

第47条関係は、第3項及び5ページに入りまして、第5項から第6項まで、下線部分の「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」へ改めております。

次の第48条関係は、管理者が兼務することができる事業所等の範囲の明確化に伴うものでございます。

6ページの第58条から8ページの第59条の19につきましては、身体的拘束等の適正化の措置の義務付け規定の新設等によるものでございます。

9ページの準用規定である第59条の20の3につきましては、身体的拘束等の

適正化の措置の義務付け規定の新設及び所要の字句改正によるものでございます。

10ページの第59条の30から17ページ上段の第83条関係までは、身体的拘束の適正化、管理者が兼務することができる事業所等の範囲の明確化、指定介護療養型医療施設の廃止関連に伴う改正となっております。

17ページの第92条関係でございますが、身体的拘束の適正化の措置を講じるため、第7号を新設し、アからウに規定される身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会をはじめ、身体的拘束等の適正化の指針、定期的な研修の実施が規定されたものとなっております。

18ページをお願いいたします。第106条の2として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する規定を新設いたします。

20ページになりますが、第125条関係は、同条第2項を第7項とし、同第3項第8項として、第2項から第6項までを新設しておりますが、指定認知症対応型共同生活介護事業者における協力医療機関を定める場合の要件、当該協力医療機関との間で利用者の病状急変時の対応確認、当該協力医療機関の名称等の町への届出、感染症への対応、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合の新興感染症発生時等の対応についての協議、利用者が協力医療機関、その他の医療機関からの退院時の対応を各項に規定するものでございます。

22ページをお願いいたします。準用規定でございますが、こちらは第106条の2の新設に伴う改正でございます。

22ページから24ページの第130条関係は、同条第7項第2号の指定介護療養型医療施設の廃止によるものに併せて、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の地域密着型特定施設従業者の員数の看護職員及び介護職員について新設する同条第11項各号のいずれにも適合する場合の常勤換算方法における新設規定でございます。第131条につきましては、指定地域密着型特定施設ごとの管理者が兼務することができる範囲の明確化によるものです。

24ページから25ページにかけての第147条関係につきましては、第2項第7項とし、指定地域密着型特定入居者生活介護事業者における協力医療機関を定める場合の要件等について、第2項から第6項までを新設しているものでございます。

27ページをお願いいたします。27ページから28ページの第152条第6項の改正は、医療法の後に括弧書にて当該法律番号を加えております。

第165条の2関係では、指定地域密着型介護老人福祉施設における緊急時等の対応について、第1項で協力医療機関との協力・連携、新設する第2項で緊急時等における対応方法等を規定するものでございます。

32ページをお願いいたします。第187条につきましては、同条第5項を第6項とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者における研修事項の努力義務規定を第5項として新設しております。

第189条第1項は、準用規定に新設する第106条の2を加える改正でございます。

35ページをお願いいたします。第197条関係は、指定看護小規模多機能型居宅介護の方針として、複数サービスを組み合わせる際の支援を具体化するとともに、身体的拘束等の適正化の措置の義務付け規定を新設するものでございます。

36ページから37ページにかけての第202条第1項の準用規定につきましては、新設する第106条の2に伴う改正でございます。

お戻りいただきまして、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、10ページから11ページをお願いいたします。

附則でございます。経過措置第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。以下、重要事項の揭示に係る経過措置を第2項として、身体的拘束等の適正化に係る経過措置を第3項として、11ページでございますが、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置を第4項として、協力医療機関との連携に関する経過措置を第5項として、それぞれ経過措置を設けているところでございます。

以上で、議案第13号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第13号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第13号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開を14時15分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第17 議案第14号 美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第17、議案第14号、美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第14号について、ご説明いたします。なお、議案第14号は、システムの⑯にあります。

議案第14号、美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第14号資料により説明いたします。

美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正を踏まえ、管理者が兼務することができる事業所等の範囲を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付けるほか、所要の改正を行うものでございます。

改正内容が同様のものの繰り返しが多くありますので、その部分につきましては説明を省略させていただきますのでご了承いただければと思います。

まず、第6条第1項につきましては、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者が兼務することができる範囲の明確化によるものです。

1ページから2ページにかけての第9条第2項につきましては、事業者の運営要件に係る経験年数について、廃止される指定介護療養型医療施設が含められる改正を行うものでございます。

2ページから3ページにかけての第32条関係につきましては、事業者における運営規定の概要等重要事項の掲示の追加で、原則としてWEBサイトへの掲載が義務付けられることに伴う改正でございます。

3ページから4ページにかけての第40条関係につきましては、新設する同条第2項第3号に、身体的拘束等の適正化の措置の義務付けを規定するとともに、併せて所要の字句改正等を行っております。第42条関係も、新設する同第10号、第11号に身体的拘束等の適正化の措置の義務付けを規定することとしております。

4ページから5ページにかけての第44条第6項につきましては、廃止される指定介護療養型医療施設に伴うものでございます。

5ページから6ページをお願いいたします。第45条関係は、指定介護予防小規模多機能居宅介護事業者の事業所ごとの管理者が兼務することができる範囲の明確によるものでございます。

7ページをお願いいたします。第53条第1項は、改正後の第40条第2項第3号に新設される身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を身体的拘束等として定義づけされるものによるものです。新設する同条第3項及び各号は、身体的拘束等の適正化の措置の義務付けを規定することとしております。第62条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する規定を新設いたします。

9ページから10ページにかけてになりますが、第83条関係は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者における協力医療機関を定める場合の要件、当該協力医療機関との間で、利用者の病状急変時の対応確認、当該協力医療機関の名称等の町への届出、感染症への対応、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合の新興感染症発生時等の対応についての協議、利用者の協力医療機関、その他の医療機関からの退院時の対応をそれぞれ各項に規定するものでございます。

11ページから12ページにかけての第86条第1項の準用規定につきましては、新設する第62条の2に伴い、追加する改正でございます。

お戻りいただきまして、美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の4ページ及び5ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。以下、4ページから5ページになりますが、重要事項の掲示に係る経過措置を第2項として、5ページになりますが、身体的拘束等の適正化に係る経過措置を第3項として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置を第4項として、それぞれ経過措置を設けているところでございます。

以上で、議案第14号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第14号、美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第14号、美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第15号 美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第18、議案第15号、美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第15号について、ご説明いたします。なお、議案第15号は、システムの⑰でございます。

議案第15号、美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第15号資料によりご説明いたします。

美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

1ページから2ページにかけての第4条の従業者の員数及び第5条の管理者の規定におきましては、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受

けることができるよう改正されたことによるものでございます。

2ページの第6条第2項は、所要の字句改正とともに、これまで地域包括支援センターを設置する指定居宅介護予防支援事業者のみであったものが、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けて、複数の事業者となることに伴う利用者への説明義務の改正でございます。

2ページから3ページにかけての、新設する同条第3項は、指定介護予防支援事業所がサービスの提供開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、求めておくべき事項の規定でございます。第12条関係は、利用料等の受領に関して、第2項及び第3項を新設しておりますが、それぞれ指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の規定でございます。第13条は、前条に第2項、第3項が新設されたことによる改正でございます。

4ページをお願いいたします。第14条第1項につきましては、指定介護予防支援の業務の委託でありますので、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業の規定とする改正でございます。第23条関係につきましては、事業者における運営規定の概要等重要事項の掲示の追加で、原則としてWEBサイトへの掲載が義務付けられることに伴う改正でございます。

4ページから5ページにかけての第30条関係は、身体的拘束等を行った場合に、記録として整備しておくべき内容の規定を新設するとともに、所要の字句改正等を行っております。

5ページから8ページになりますが、第32条関係につきましては、モニタリングにおける所要の改正ですが、一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることに加えまして、同条29号の新設規定は、町長からの求めがあった場合の介護予防サービスの計画の実施状況等を情報提供する義務付けの規定となっております。

お戻りいただきまして、美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の4ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。重要事項の掲示に係る経過措置第2項、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第23条第3項（第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中、「指定介護予防支援事業者は、原則として重要事項をWEBサイトに掲載しなければならない。」とあるのは削除とするをいたしております。

以上で、議案第15号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号、美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第15号、美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第16号 美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第19、議案第16号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第16号について、ご説明いたします。なお、議案第16号は、システムの⑱にあります。

議案第16号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第16号資料によりご説明いたします。

美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

第3条第4項の改正は、本項以降に地域包括支援センターに係る改正が生じるとともに、「指定居宅予防支援事業者」を「指定介護予防支援事業者」に改めるものでございます。

1ページから2ページにかけては、第4条第2項につきましては、介護支援専門員一人当たりの取扱件数に係る改正で、新設する同条第3項は、一定の条件を満たす場合の取扱い件数の規定でございます。第5条第3項第2号につきましては、指定居宅介護支援事業者の事業所ごとの管理者が兼務することができる範囲の明確化によるものでございます。

2ページから4ページにかけての第6条関係は、所要の字句改正と併せ、事業者の負担軽減を図るため、事業者が利用者に対し過去6か月間の全ケアプランにおける各サービスの割合等を説明し理解を得ることについて、義務から努力義務へ改正することに伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。第15条関係では、第2号において身体的拘束等について、医療者や他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合以外行ってはならないことの明示を第2号の2として、身体的拘束等を行った場合の記録の義務付けを第2号の3として、それぞれ新設しております。第14号は所要の字句改正でございます。

第15号につきましては、6ページをお願いいたします。利用者の面接を行うに当たり、一定の要件を満たした場合はテレビ電話装置等を活用して行うことができる要件規定の新設に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。第24条関係は、事業者における運営規定の概要等重要事項の掲示の追加で、原則としてWEBサイトへの掲載が義務付けられることに伴う改正でございます。

7ページから8ページにかけての第31条関係は、身体的拘束等を行った場合の記録の義務付けのほか所要の改正を行うものでございます。

お戻りいただきまして、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の3ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。重要事項の掲示に係る経過措置第2項、「この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第24条第3項、第32条において準用する場合を含む」の規定の適用については、同項中、「指定居宅介護支援事業者は、原則として重要事項をWEBサイトに掲載しなければならない。」とあるのは削除とするをいたしております。

以上で、議案第16号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第16号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第17号 美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（上田 孝君） 日程第20、議案第17号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） それでは、システム内の議案集フォルダー内①9議案第17号をご覧ください。それでは、議案第17号の説明を行います。

議案第17号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。道路占用料の額は一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から、民間における地価水準、固定資産評価額及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映させるために提案するものでございます。

次のページをご覧ください。美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

美里町道路占用料徴収条例につきましては、美里町が誕生した平成16年11月1日に施行され、その後見直しは行っておりませんでしたので、今回熊本県並びに近隣市町の額を参考に、道路占用料の額並びに占用物件の区分及び種類を見直すものでございます。詳しくは、別紙議案第17号資料にてご説明いたします。

別紙議案17号資料の1ページをご覧ください。美里町道路占用料徴収条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後でございます。

第3条中、「4月30日までに」を「始めに」に改め、同条ただし書中、「15日」を「1月」に改めております。

次に、別表(第2条関係)につきまして、占用物件の区分、法第32条第1項第1号に掲げる工作物の種類におきまして、上から3段目、「その他柱類及び支柱」を「その他の柱類」に改め、その次に、「共架電線その他上空に設ける線類」並びに、「地下に設ける電線その他の線類」を新設しております。占用料につきましては、改正後のとおり改めております。

次の段、法第32条第1項第2号に掲げる物件、こちらは水道管などになりますが、管の種類を改正前は「外径が0.1メートル未満のもの」から「外径が1メートル以上のもの」まで、六つに区分をしておりましたが、改正後は「外径が0.07メートル未満のもの」から「外径が1メートル以上のもの」までの九つに細分化し、改めるものでございます。占用料につきましては、改正後のとおり改めております。

資料の2ページをご覧ください。次の段、法第32条第1項第6号に掲げる施設につきましては、種類に変わりはありませんが、占用料をそれぞれ改めております。

次の段、道路法施行令第7条第1号に掲げる物件につきましては、次の資料3ページの種類の「その他のもの」を「幕」に改め、占用料をそれぞれ改めております。

次の段、区分の「令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料」を「令第7条第4号に掲げる工事用施設及び第5号に掲げる工事用材料」に改め、占用料を改めております。

再度、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の3ページにお戻りくだ

さい。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。また、経過措置としまして、改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下、施行日という）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用にかかる占用料については、なお従前の例によることとしております。

以上で、議案第17号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第17号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第17号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第18号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第21、議案第18号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） それでは、システム内の議案集フォルダー内⑳議案第18号をご覧ください。それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

議案第18号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について美里町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が令和5年5月19日に公布さ

れ、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたために提案するものでございます。

次のページをお開きください。美里町営住宅条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

今回の主な改正点は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されており、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、内閣府男女共同参画局より技術的な助言を受け、入居者の資格を見直すものでございます。詳しくは別紙議案第18号資料にてご説明申し上げます。

美里町営住宅条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後でございます。

第6条の2、第9号のイ中、「（配偶者暴力防止等法第28条の2において、準用する場合を含む）」を、「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において、これらの規定を準用する場合を含む）」に改めるものでございます。改正前の法第10条第1項は、改正後の接近禁止命令、退去等命令を指しており、退去等命令の根拠である改正後の法第10条の2を加えることとし、併せて改正後の法第10条の第1項と法第10条の2の両方が、法第28条の2において準用されていることを明確にするため、これらの規定の文言を加えております。

前のページに戻っていただいて、美里町営住宅条例の一部を改正する条例にお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第18号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第18号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第18号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第19号 美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上田 孝君) 日程第22、議案第19号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長(酒井博文君) それでは、システムの㊸議案第19号をご覧ください。議案第19号について、ご説明を申し上げます。

議案第19号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。水道法の改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開きください。美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

なお、改正内容につきましては、次のページの議案第19号資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。左の欄が改正前、右の欄が改正後になります。

第4条第6号において、令和6年4月1日より水道法等による権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するための一部改正でございます。

前のページにお戻りください。附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長(上田 孝君) 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第19号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第20号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第9号）

○議長（上田 孝君） 日程第23、議案第20号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システム内の㊸議案第20号、令和5年度美里町一般会計補正予算書（第9号）をお開き願います。

それでは、議案第20号につきましてご説明申し上げます。

まず、1ページ目をお開き願います。

議案第20号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度美里町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,243万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,590万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務

負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。

款の2総務費、項の1総務管理費の事業名「まちの歌制作等委託事業」136万3,000円から、10ページの款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費の事業名「災害・公共工事発生土捨て場整備事業」1,834万2,000円までの30事業、総額9億9,488万円につきまして、繰越とすることといたしております。

続きまして、11ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正の追加でございます。

事項の一枠目、住民情報提供サービス利用料から、次のページの一番下の中央公民館夜間警備委託料までの27項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定いたしております。

次のページをお開き願います。債務負担行為補正の変更でございます。

事項の、中央庁舎LED照明リース料につきまして、限度額を3,458万2,000円から1,679万5,000円に変更するものでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。第4表、地方債補正の変更でございます。

起債の目的の過疎対策事業（福祉事業）から、一番下の現年発生農地農林施設等補助災害復旧事業までの14事業につきましては、限度額の総額4億8,060万円を4億3,540万円に変更いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記述のとおりでございます。

次のページをお開き願います。地方債補正の廃止でございます。

起債の目的の辺地対策事業（公共土木施設整備事業）と、その下の旧合併特例事業（社会教育事業）の2事業につきましては、後年度への事業実施が見送られたため、廃止するものでございます。

18ページをお開き願います。なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明させていただきます。また、今回の補正予算につきましては、令和5年度の実績見込みにより、全体にわたり所要額の補正を行っております。

まず、2の歳入でございます。

次のページ、19ページをお開き願います。

一番下の枠の款の7 地方消費税交付金につきましては、過年度の収入状況により本年度の収入見込み額を算出し減額するものでございます。

次のページをお開き願います。

二つ目の枠になります。款の10 地方交付税の普通交付税につきましては、国の補正予算第1号により、4,790万4,000円を増額いたしております。

23ページをお開き願います。

款の14 国庫支出金、項の2 国庫補助金、目の2 民生費国庫補助金の説明欄の8番目の、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金（非課税世帯追加分）の1億1,482万1,000円の減額と、その下の、物価高騰対応重点交付金（非課税世帯追加分）の1億1,222万5,000円の増額につきましては、国からの交付金名称と整合を図るため組み替えるものでございます。

25ページをお開き願います。

款の15 県支出金、項の2 県補助金、目の2 民生費県補助金の節の3 老人福祉費補助金におきまして、県補助金の採択を受けて介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5,633万4,000円を減額いたしております。

28ページをお開き願います。

一つ目の枠の款の18 繰入金、項の1 基金繰入金、説明欄の財政調整基金繰入金1億3,520万8,000円の減額につきましては、歳出予算の減額補正等により財源調整のため繰り戻すものでございます。

また、その下のふるさと応援基金繰入金と、その下の地域振興基金繰入金の減額につきましては、基金を充当予定していた事業費の変更により減額するものでございます。

続きまして、32ページからが3の歳出でございます。

34ページをお開き願います。

款の2 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費の節の18 負担金、補助及び交付金の人事交流職員給与等負担金455万円につきましては、宇城広域連合からの職員派遣に伴う給与等の金額が確定したため計上いたしております。

次のページ、35ページをお開き願います。

2段目の目の6 企画費の節の12 委託料の有安地区旧工場跡地調査業務委託料1,000万円の減額につきましては、事業実績に伴い減額いたしております。

次に、その下の節の16 公有財産購入費1,500万円の減額につきましては、工場跡地周辺の整備について再度見直しを行うため、今回は一旦見送るものでございます。

次のページをお開き願います。

五つ目の段の目の11 財政調整基金費の財政調整基金積立金8,725万7,000円につきましては、宇城広域連合で積み立ててあった宇城クリーンセンター施設建設等基金の返還があったため、積み立てるものでございます。

37ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の2 総務費、項の2 徴税費、目の2 賦課徴収費の節の12 委託料の町県民税システム改修委託料（定額減税分）178万2,000円につきましては、令和6年度の定額減税実施に伴いますシステム改修委託料でございます。

39ページをお開き願います。

款の3 民生費、項の1 社会福祉費、目の2 高齢者福祉費の節の18 負担金、補助及び交付金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5,633万4,000円の減額につきましては、介護施設等の大規模改修の際に併せて行う予定でした介護ロボットICT導入事業が不採択となったため、減額するものでございます。

42ページをお開き願います。

一つ目の枠の目の11 物価高騰対応重点支援交付金（給付金事業費）の節の19 扶助費の、物価高騰重点支援給付金（均等割課税分）2,500万円の減額と、その下の同じく（こども加算分）200万円の増額につきましては、給付実績見込みにより計上いたしております。

次に、三つ目の枠の款の3 民生費、項の3 児童福祉費、目の2 児童措置費の節の18 負担金、補助及び交付金の施設型給付費等負担金190万1,000円の増額につきましては、公定価格の増額により増額いたしております。

次に、その下の、放課後児童クラブ等ICT化推進事業費補助金200万円につきましては、放課後児童クラブ等において業務のICT化を行い、職員の業務負担軽減を図るための経費を補助するものでございます。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠の2段目の目の5 こども家庭センター開設準備費の節の12 委託料のこども家庭センター整備工事監理業務委託料として300万円を計上いたしております。

次に、二つ目の枠の款の4 衛生費、項の1 保健衛生費、目の1 保健衛生総務費の節の19 扶助費のこども医療費扶助126万4,000円の増額につきましては、今後の実績見込みにより増額するものでございます。

46ページをお願いいたします。

款の5 農林水産業費、項の1 農業費、目の4 農業振興費の節の18 負担金、補助及び交付金の説明欄の一番下になります、農地利用効率化等支援交付金182万8,000円の増額につきましては、国の補助事業の採択に追加採択を受けたため、増

額するものでございます。

48ページをお開き願います。

一つ目の枠の目の6農地費の節の18負担金、補助及び交付金の説明欄の一番上になります、農業農村整備事業負担金1,410万円の減額につきましては、実績により減額いたしております。

52ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の7土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路維持費の節の14工事請負費の社会資本整備総合交付金事業3,991万5,000円の減額につきましては、国の補助決定を受けて減額するものでございます。

次に、その下の段の、目の3道路新設改良費の節の14工事請負費の社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）1,000万円の増額につきましては、町道船津今村線が今年度の施工箇所が区間最終年度となり、施工内容で調整ができなくなったため、増額するものでございます。

54ページをお開き願います。

一つ目の枠の款の7土木費、項の4住宅費、目の1住宅管理費の節の10需用費の町営住宅修繕料139万円につきましては、片平団地及び御前浜団地等の修繕料に伴う増額をいたしております。

61ページをお開き願います。

一つ目の枠の款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の2林業施設災害復旧費の節の14工事請負費の林道施設災害復旧工事（7月豪雨災）1,200万円の減額につきましては、林道中央砥用線ほか3路線の事業費確定及び入札残により減額をいたしております。

次に、二つ目の枠の款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の1町単独災害復旧費の節の16公有財産購入費の災害・工事発生土捨て場用地購入費400万円の増額につきましては、金木地区に予定しております土捨て場の測量が終わり、購入面積が確定したため、増額補正をするものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

お諮りします。議案第20号から議案第25号までの補正予算の質疑は、一括質疑としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、補正予算の質疑は一括質疑で行います。

それでは、議案第20号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第9号）につい

て、質疑ありませんか。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 議案第20号について、1件お尋ねをいたします。

ページ番号で行きますと18ページです。償却資産の減額641万7,000円があります。総務課長の説明の中にはなかったんですが、実績見込みというようなことだと思いますが、ちょっと金額が大きいなと思ったものですから、内容の確認の質問でございます。

○議長（上田 孝君） 島田税務課長。

○税務課長（島田昌臣君） ご説明申し上げます。

償却資産の減額につきましては、実績見込みが落ちましたので、この減額となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） もう実績見込みということであれば、致し方ないのかと思うんですけども、ちょっと見込みが甘かったのかというような思いをしたところです。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。補正予算の採決は起立により行います。

議案第20号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第20号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開を15時25分とします。

-----○-----

休憩 午後3時11分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第24 議案第21号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第24、議案第21号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容説明を求めます。限部健康保険課長。

○健康保険課長（限部尚美君） システム内③議案第21号をご覧ください。議案第21号についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

議案第21号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度美里町国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,494万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為でございます。

事項につきましては、自動車借上料、期間は令和6年度から令和10年度まで。限度額は206万6,000円としております。これは、令和6年度の当初予算の歳出の疾病予防費に計上しております被保険者に対する保健指導等に使用する車両リース料を債務負担するものでございます。

6ページをご覧ください。2歳入でございます。

二つ目の枠の款の4、項の1県負担金につきましては、目の保険給付費等交付金におきまして、235万8,000円を増額しております。内訳としまして、節の1普通交付金を保険給付費の増額に伴い、613万2,000円を増額し、節の2

特別交付金は、決算見込みにより377万4,000円を減額しております。

三つ目の枠の款の6、項の1、目の1一般会計繰入金におきまして、617万8,000円を減額しております。内訳の主なものとして、保険基盤安定繰入金を決算見込みにより556万9,000円減額しております。

7ページをご覧ください。3、歳出でございます。

二つ目の枠の款の2、項の2高額療養費につきましては、決算見込みにより613万2,000円を増額しております。

8ページをご覧ください。

四つ目の枠の款の5、項の2保険事業費につきましては、会計年度任用職員を任用することができませんでしたので、関係諸費の297万5,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第21号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第21号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第21号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第22号 令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第25、議案第22号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第22号について、ご説明申し上げます。なお、議案

第22号はシステムの④にございます。

令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第3号）の1ページをお願いいたします。

議案第22号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,963万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,994万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でござ

います。
三つ目の枠、款の3国庫支出金から、次の7ページの二つ目の枠、款の5県支出金、項の2県補助金までは、変更交付申請等に合わせた所要の補正を行っております。

7ページの三つ目の枠、款の7繰入金につきましては、それぞれの目において対応する歳出側の決算見込額を考慮して、一般会計からの繰入金を減額しております。

3、歳出に入りまして、8ページをお願いいたします。

四つ目の枠、款の2保険給付費、項の2介護サービス等諸費、目の1介護サービス等給付費におきましては、本年度までのこれまでのサービスごとの給付状況を考慮して決算見込額に応じた所要の減額補正を行っております。

9ページをお願いいたします。

三つ目の枠、款の4基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費基金積立金の介護給付費積立金に3,500万円を積み立てることにより、今後の介護保険事業の安定的な事業運営に必要な財源を確保するものでございます。なお、これによりまして、本年度の介護給付費基金残高は7,000万4,535円が見込まれます。

10ページをお願いいたします。

一つ目の枠、款の5諸支出金、項の2繰出金、目の1他会計繰出金につきましては、介護保険特別会計から一般会計へ繰り出す繰出金1,566万8,000円を計

上しております。

最後の枠、款の7予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして、6,670万円を減額しております。

以上で、議案第22号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第22号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第22号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第23号 令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）

○議長（上田 孝君） 日程第26、議案第23号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの②議案第23号をご覧ください。議案第23号について、ご説明を申し上げます。

次のページをご覧ください

議案第23号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）

令和5年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,631万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,450万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分

ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをご覧ください。第2表、地方債補正の変更でございます。

起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業、補正前の限度額4,290万円から、補正後の限度額3,160万円に変更し、1,130万円を減額するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおり変更はございません。

次に、5ページをご覧ください。まず、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

款の1、項の1、目の1、節の1 浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金については、実績により121万円を減額しております。

次に、款の2、項の1、目の1、節の1の浄化槽市町村整備推進事業使用料につきましては、見込額の減額と併せまして公営企業会計に伴い打ち切り決算となるため、3月の使用料1か月分が未収金となるため、896万4,000円を減額しております。

次に、款の3、項の1、目の1、節の1の循環型社会形成推進交付金につきましては、実績に基づき653万4,000円を減額しております。

次に、款の5、項の1、節の1の一般会計繰入金につきましては、打ち切り決算となるため、3月の浄化槽使用料1か月分及び国庫補助金が未収金となるための調整額として1,240万円を計上しております。

6ページをご覧ください。次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

款の1、項の1、目の1の節の12委託費の浄化槽清掃管理委託料は、実績により1,028万9,000円を減額しております。

次に、節の27の繰出金につきましては、公営企業会計移行に伴い打ち切り決算のため、未収金となる国庫補助金を令和5年度の一般会計繰出金として1,150万5,000円を計上しております。

次に、款の2、項の1、目の1、節の14工事請負費につきましては、当初40基設置を予定しておりましたが、27基設置の実績に伴い1,619万4,000円を減額しております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第23号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第23号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第24号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第27、議案第24号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容説明を求めます。限部健康保険課長。

○健康保険課長（限部尚美君） システム内㊟議案第24号をお願いいたします。議案第24号について、ご説明申し上げます。

議案第24号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,096万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

4ページをご覧ください。歳入でございます。

款の3、項の1、目の保険基盤安定繰入金におきまして、決算見込みにより27

6万5,000円を減額しております。

次に、5ページをご覧ください。3、歳出でございます。

款の2、項の1、目の後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、歳入における保険基盤安定繰入金を減額したため、同額の276万5,000円を減額しております。

以上で、議案第24号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第24号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第25号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（上田 孝君） 日程第28、議案第25号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システム内の㊸議案第25号をご覧ください。議案第25号について、ご説明を申し上げます。

次のページをご覧ください。

議案第25号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度美里町の生活簡易水道事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,2

51万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,027万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをご覧ください。第2表、地方債補正の変更でございます。

起債の目的、簡易水道施設整備事業の補正前の限度額1億2,100万円から、補正後の限度額9,860万円に変更し、2,240万円の減額をするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおり変更はございません。

次に、5ページをご覧ください。まず、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

款の2、項の1、目の1水道使用料、節の1水道使用料現年分です。これにつきましては、使用料の見込額の減額と併せまして公営企業会計に伴う打ち切り決算のため、3月分が未収金となるため654万9,000円を減額しております。

次に、款の4、項の1、目の1、節の1の一般会計繰入金につきましては、水道使用料の未収金分を含み、歳入歳出の調整額として537万1,000円を計上しております。

次に、款の6、項の2、目の1、節の1の水道布設替補償費につきましては、実績により118万8,000円を計上しております。

次のページをご覧ください。続きまして、歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。

款の1、項の1、目の1一般管理費の節の12委託料の水道布設替設計業務委託料につきましては、実績により275万6,000円を減額しております。

続きまして、節の14工事請負費の水道布設替工事につきましては、入札残額407万1,000円を減額し、その下の中央北地区簡易水道事業新設工事につきましては、実績見込みにより500万円を減額しております。

次のページをご覧ください。

款の1、項の1、目の1の節の16の公有財産購入費につきましては、水道施設整備に係る用地取得費の残額433万8,000円を減額しております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第25号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予
算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第26号 令和6年度美里町一般会計予算

日程第30 議案第27号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第31 議案第28号 令和6年度美里町土地取得特別会計予算

日程第32 議案第29号 令和6年度美里町介護保険特別会計予算

日程第33 議案第30号 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第34 議案第31号 令和6年度美里町生活排水事業会計予算

日程第35 議案第32号 令和6年度美里町簡易水道事業会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第29、議案第26号、令和6年度美里町一般会計予算か
ら日程第35、議案第32号、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算までの一般
会計、特別会計、公営企業会計の7案件についてを一括して議題としまして、本日
は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますがご異議あ
りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第29、議案第26号から日程第35、議案第32号まで
の7案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終
日に行うことに決定しました。

それでは、日程第29、議案第26号から日程第35、議案第32号までを一括
して議題とします。

まず、議案第26号、令和6年度美里町一般会計予算の内容説明を求めます。
坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システム内の㊸議案第26号、令和6年度美里町一般会計予算書をお開き願います。

それでは、議案第26号につきましてご説明申し上げます。

まず、1ページ目をお開き願います。

議案第26号、令和6年度美里町一般会計予算

令和6年度美里町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億2,900万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は12億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。

事項の森林管理用GISリース料、期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を335万5,000円とし、債務負担行為を設定しております。

次の8ページをお開き願います。第3表、地方債でございます。

地方債の目的の臨時財政対策債902万7,000円から、次の9ページをお開き願います。一番下の旧合併特例事業（通信施設整備事業）3,260万円までの22事業で、総額7億5,782万7,000円の地方債を予定しております。

なお、目的ごとの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記述のとおりでございます。

12ページをお開き願います。詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書により、主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、2、歳入でございます。

一つ目の枠の款の1町税、項の1町民税におきまして、令和6年度の定額減税の実施により、前年度より3,048万円減の総額2億5,893万1,000円を計上いたしております。

次に、二つ目の枠の款の1、項の2固定資産税におきましては、緑川ダム発電所のリニューアルに伴い、公有資産等所在地市町村交付金の増収を見込みまして、前年度より7,004万1,000円増の総額4億9,960万8,000円を計上いたしております。

13ページをお開き願います。

三つ目の枠の款の2地方譲与税、項の1地方揮発油譲与税から、五つ目の枠の項の3森林環境譲与税につきましては、総務省の令和6年度地方財政の見通しを参考にそれぞれ計上いたしております。

14ページをお開き願います。

一番下の枠の、款の7地方消費税交付金におきましては、社会保障分の直近の交付状況を勘案いたしまして、3,470万1,000円減の2億220万7,000円を計上いたしております。

なお、社会保障4経費とその他の社会保障施策に要する経費に対する充当先は、説明欄に記載のとおりでございます。

15ページをお開き願います。

三つ目の枠の、款の9地方特例交付金におきましては、令和6年度の定額減税による個人住民税の減収補てんとしまして、減収補てん特例交付金（定額減税分）1,293万6,000円を計上いたしております。

四つ目の枠の、款の10地方交付税につきましては、国の地方財政の見通しにより、地方交付税を前年度より7,845万円5,000円増の33億8,840万円を計上いたしております。

22ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金におきまして、水の恵み交付金1,600万円につきましては、熊本県企業局からの水力発電を有する地域の活性化を支援する目的として交付される交付金でございます。

24ページをお開き願います。

二つ目の段になりますが、目の4農林水産業費県補助金の節の2林業費補助金におきまして、説明欄の上から2行目、市町村営林道開設事業補助金2,040万円につきましては、林道大窪線開設に伴います国・県からの補助金でございます。

27ページをお開き願います。

二つ目の枠の、款の17寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金の節の2ふるさと応援寄附金につきましては、前年度より2,000万円増の6,000万円を計上いたしております。

次に、三つ目の枠の款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金におきましては、不足する財源を補うため、財政調整基金を前年度より400万増の2億4,000万円を計上いたしております。また、説明欄の一番下のふるさと応援基金繰入金につきましては、森林体験公園施設の改修に係る経費などの財源としまして繰入を行うものでございます。

32ページをお開き願います。

款の21町債、目の8消防債におきまして、防災行政無線機器の更新に伴う財源としまして借り入れる緊急防災減災事業債などの増額により、町債総額で昨年度よりも2億5,167万4,000円増の7億5,782万7,000円を計上いたしております。

33ページをお開き願います。33ページからが、3の歳出になっております。

それでは、38ページをお開き願います。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の節の12委託料におきまして、説明欄の上から4行目になりますが、AI-OCRシステム導入委託料184万8,000円につきましては、申請書等の読み取りを行い、業務の効率化を図るため導入するものでございます。

46ページをお開き願います。

款の2、項の1、目の6企画費の節の12委託料の説明欄の上から6行目、美里未来づくり業務委託料540万円につきましては、町外の方を対象に町内の空き家バンクに登録された空き家の改修をするワークショップ等の開催に係る委託料でございます。また、その節の一番下になりますが、地域公共交通計画策定委託料690万円につきましては、美里バスに代わる次期地域公共交通対策のための委託料でございます。

49ページをお開き願います。

款の2、項の1、目の7情報推進費の節の12委託料の説明欄の上から4行目になります、標準準拠版総合行政システム移行準備業務委託料5,824万5,000円につきましては、令和6年度以降に予定している地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る委託料でございます。

51ページをお開き願います。

4段目の目の12特定目的基金費の節の24積立金におきまして、説明欄の1行目、ふるさと応援基金積立金6,000万円を計上いたしております。前年度より

2,000万円の増額をいたしております。

次のページをお開き願います。

一 梓目の目の13 合併20周年記念事業費の節の12 委託料の、合併20周年記念講演講師委託料500万円につきましては、11月1日の合併記念式典後に開催いたします記念講演会の講師招聘に伴う委託料になります。

69ページをお開き願います。

款の3 民生費、項の3 児童福祉費、目の1 児童福祉総務費の節の18 負担金、補助及び交付金におきまして、放課後児童クラブ利用料減免事業補助金31万5,000円につきましては、長期休暇中（夏休みになりますが）に係る利用料の保護者負担軽減を図るため補助するものでございます。

72ページをお開き願います。

款の4 衛生費、項の1 保健衛生費、目の3 母子衛生費の節の12 委託料におきまして、説明欄の6行目になるかと思えます。産後ケア事業委託料27万1,000円につきましては、妊産婦の産後の負担軽減を図るため、訪問ケアやデイケア、ショートステイを行うための委託料でございます。

74ページをお開き願います。

一つ目の梓の款の4 衛生費、項の1 保健衛生費、目の5 環境衛生費の節の18 負担金、補助及び交付金におきまして、説明欄の一行目の生活排水事業会計補助金7,335万4,000円と、その下の目の7 水道施設整備費の節の18 簡易水道事業会計補助金1億1,173万3,000円につきましては、昨年度までは繰出金として支出しておりましたけども、本年度より企業会計になりましたので、補助金として支出するものでございます。

80ページをお開き願います。

款の5 農林水産業費、項の1 農業費、目の6 農地費の節の18 負担金、補助及び交付金におきまして、説明欄の上から2行目の農業農村整備事業負担金6,420万円につきましては、特定農業用灌水路等特別対策事業砥用二期地区に対する10%の町負担金及び美里地区中山間地域農業農村整備事業に対する15%の町負担金でございます。

次のページをお開き願います。

一段目の節の21 補償、補填及び賠償金の県営土地改良事業換地処分清算金（受益者分）550万円と、次の節の22 償還金及び利子及び割引料の県営土地改良事業換地処分清算金返還金（県分）550万円につきましては、県営美里地区（今地区になりますが）の土地改良事業換地処分の清算を行うものでございます。

84ページをお開き願います。

款の5、項の2林業費、目の4林道維持費の節の12委託料におきまして、林道橋梁トンネル点検診断業務委託料800万につきましては、林道砥用線等の橋梁8か所、トンネル1か所の点検診断に伴う委託料でございます。

次のページをお開き願います。

目の5林道開設費の節の14工事請負費におきまして、林道大窪線開設工事5,000万円を計上いたしております。

88ページをお開き願います。

款の6商工費、項の1商工振興費、目の2観光振興費の節の14工事請負費におきまして、観光施設整備等工事2,200万円につきましては、石段2,700段付近にある老朽化した東屋の解体撤去工事を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

節の18負担金、補助及び交付金の説明欄の続きの一番下、合併20周年記念イベント補助金1,300万円につきましては、合併20周年を記念し、補助ダムをメイン会場としたイベント開催に係る補助金でございます。

次の段の目の3森林体験公園費の節の10需用費の、森林体験公園施設設備修繕料（アドベンチャーコース）731万5,000円と、次の節の12の委託料の森林体験公園設備キャノピーコース新設業務委託料3,260万3,000円につきましては、樹木の経年によるコースの張替えや年齢や身長制限により利用できなかった子ども向けのコースを新設するものでございます。

98ページをお開き願います。

款の8消防費、項の1消防費、目の4災害対策費の節の12委託料におきまして、防災情報配信システム導入業務委託料6759万5000円につきましては、デジタル技術を活用し、防災情報の多重化を図るため、新たに防災情報を受配信するシステムを導入するものでございます。

次に、その下の、美里地域防災計画作成業務委託料786万5,000円につきましては、国や県の地域防災計画との整合性を図り、全体の見直しを行うものでございます。

次に、節の14工事請負費の防災行政無線機器更新工事1億7,974万3,000円につきましては、運用開始から17年を迎え、耐用年数を大幅に経過し、機器の不具合もあるため、防災行政無線の機器の更新を行うものでございます。

次に、その下の車中避難所整備工事（湯の香苑駐車場）4,000万円につきましては、福祉避難所でもある湯の香苑周辺に車中避難所を整備するものでございます。

121ページをお開き願います。

款の9教育費、項の4社会教育費、目の1社会教育総務費の節の10需用費におきまして、文化交流センター舞台照明設備修繕料1,573万円と、その下の文化交流センター舞台音響設備修繕料687万5,000円につきましては、開設から21年を経過し、設備の経年劣化による不具合があるため改修するものでございます。

次のページをお開き願います。

節の14工事請負費のやすらぎ交流体験施設トイレ改修工事1,000万円につきましては、トイレを洋式化するものでございます。

129ページをお開き願います。

款の9、項の5保健体育費、目の2体育施設費の節の12委託料におきまして、説明欄の一番下から6行目、B&G海洋センタープール改修設計業務委託料462万円と、次のページの節の14工事請負費のB&G海洋センタープール屋根等撤去工事2,050万円につきましては、屋内プールの屋根が老朽化により落下の恐れがあることなどから屋根を撤去し、屋外プールに改修するものでございます。

131ページをお開き願います。

一つ目の枠の款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の1町単独災害復旧費の節の14工事請負費の緊急自然災害防止対策事業2,000万円につきましては、町道葛之尾線を改良するものでございます。

最後に、二つ目の枠の、款の11公債費におきましては、町債償還元金が前年度より3,002万4,000円増の10億7,587万4,000円を計上し、元金・利子合わせまして、総額で10億9,614万2,000円を計上いたしております。

なお、133ページから148ページまでは、附属資料となっております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第26号の内容説明を終わります。

次に、議案第27号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算の内容説明を求めます。限部健康保険課長。

○健康保険課長（限部尚美君） システム内㊟議案第27号についてご説明申し上げます。

議案第27号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算

令和6年度美里町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出の予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億730万3,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第

2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。2、歳入でございます。

款の1、項の1、国民健康保険税は、被保険者数、世帯数及び課税標準額の推定値、保険税軽減額及び徴収率の見込みを基に見積もっております。

目の1一般被保険者国民健康保険税につきまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度課税分と滞納繰越分を合わせまして1億7,643万9,000円を計上しております。

次に、一番下の枠になります。

款の3、項の1県負担金、目の1保険給付費等交付金につきましては、節の1普通交付金で10億5,105万5,000円を計上しております。保険給付に必要な費用を県が全額負担するものでございます。また、節の2特別交付金として、3,942万6,000円を計上しております。

次に、7ページをご覧ください。

二つ目の枠になります。款の5、項の1他会計繰入金の目の1一般会計繰入金につきましては、節の1事務費繰入金から節の5財政安定化支援事業繰入金まで、1億861万4,000円を計上しております。

次に、9ページをご覧ください。3、歳出でございます。

款の1、項の1総務管理費につきましては、国民健康保険事業の一般的な管理運営費用でございますが、目の1一般管理費と目の2連合会負担金を合わせまして935万円を計上しております。

次に、10ページをご覧ください。

三つ目の枠になります。款の2保険給付費、項の1療養諸費につきましては、医療の給付に要する経費になりますが、令和5年度における実績等により、それぞれの区分ごとに推定し、目の1一般被保険者療養給付費から目の3審査支払手数料まで合わせまして8億9,765万円を計上しております。

次に、款の2、項の2高額療養費につきましては、目の1の一般被保険者高額療養費、目の2一般被保険者高額介護合算療養費と合わせまして1億5,603万6,

000円を計上しております。

次に、11ページをお願いいたします。

二つ目の枠になります。款の2、項の4出産育児一時金につきましては、4人の出産を見込みまして、支払手数料と合わせて200万1,000円を計上しております。

次に、一番下の枠になります。款の3、項の1医療給付費分につきましては、医療の給付に係る県への納付金になりますが、2億2,781万1,000円を計上しております。

次に、12ページをお願いいたします。

款の3、項の2後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療の支援金に係る県への納付金になりますが、県の算定により6,199万7,000円を計上しております。

次の枠でございます。款の3、項の3介護納付金につきましては、介護納付金に係る県への納付金になりますが、県の算定により1,981万3,000円を計上しております。

次に、一番下の枠から13ページ上段まで、款の5、項の1特定健康診査等事業費につきましては、特定健診の受診率を70%と設定した上で見積もり、1,009万2,000円を計上しております。

次に、2段目の枠から14ページまで、款の5、項の2保険事業費、目の2の疾病予防費につきましては、特定健診の受診率向上や、生活習慣病発症及び重症化予防に従事する会計年度任用職員3人分の人件費及び訪問指導用の自動車2台分の借上料ほか、保険事業に係る諸経費として1,306万2,000円を計上しております。

15ページをお願いいたします。

一番下の枠の款の9、項の1の予備費につきましては、630万を計上しております。

16ページ以降につきましては、予算に関する説明でございます。

以上で、議案第27号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

次に、議案第28号、令和6年度美里町土地取得特別会計予算の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システム内の㊟議案第28号をご覧ください。

それでは、議案第28号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第28号、令和6年度美里町土地取得特別会計予算の1ページをお開き願ひ

ます。

議案第28号、令和6年度美里町土地取得特別会計予算

令和6年度美里町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000円と定める。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

まず、一番上の枠でございます。2の歳入でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1利子及び配当金の土地開発基金利子1,000円と、次の枠の款の2繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金の前年度繰越金1,000円につきましては、科目残値としてそれぞれ計上いたしております。

次に、二つ目の枠になりますが、3の歳出でございます。

款の1諸支出金、項の1土地開発基金費、目の1土地開発基金費の節の27繰出金の土地開発基金利子繰出金1,000円と、次の枠の款の2予備費の1,000円は、科目残値として、それぞれ計上いたしております。

以上で、議案第28号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第28号の内容説明を終わります。

次に、議案第29号、令和6年度美里町介護保険特別会計予算の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第29号につきまして、ご説明申し上げます。なお、議案第29号はシステムの㊸にございます。

令和6年度美里町介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第29号、令和6年度美里町介護保険特別会計予算

令和6年度美里町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,939万4,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、

歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上をした予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

一つ目の枠、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料につきましては、前年度から1,573万4,000円少ない、3億1,175万7,000円を計上しております。本年度に策定しました介護保険事業計画のサービス見込み料や介護給付金の活用などにより、令和5年度までの第8期の介護保険事業計画における介護保険料の月額保険料の基準額から、200円少ない7,300円となることなどによるものが主な要因です。

三つ目の枠、款の3国庫支出金から、7ページの四つ目の枠、款の4県支出金までは、それぞれの歳出側の保険給付費、地域支援事業費、それぞれの交付率に応じて、また保険者機能の強化や自立支援、重度化防止、保険運営の安定化等の取り組みに対する評価に基づくものに対して交付される金額を、各々計上しております。

8ページをお願いいたします。

一つ目の枠、款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金につきましては、歳出側の款の2保険給付費の総額の18億898万3,000円の2億2,612万3,000円が12.5%に当たる一般会計の法定負担分でございます。

以下、目の2から目の5につきましては、それぞれ歳出に対応した一般会計の法定負担及び事務費に対するものでございます。

二つ目の枠、款の7繰入金、項の2基金繰入金、目の1介護給付費基金繰入金に1,292万3,000円を計上しております。令和6年度からの第9期介護保険事業計画上で介護保険料の月額保険料の基準額算定において、基金繰入金を活用したものであるためでございます。

10ページをお願いいたします。3、歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費から、12ページの二つ目の枠、款の4計画策定委員会費までは、事務費に係る歳出予算となっております。

12ページの三つ目の枠、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費の目1介護サービス等給付費につきましては、17億820万円を計上しております。サ

ービスごとの金額は、右側の説明欄のとおりでございます。なお、昨年度と比較しますと、説明欄の上から4番目、居宅介護福祉用具購入費は18万円の増額ですが、その他は全て減額となっています。中でも一番大きな減額は、説明欄の上から3番目の施設介護サービス給付費が3,000万円の減額となっています。

13ページをお願いいたします。

一番下の枠の、款の3地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の1介護予防・生活支援サービス事業費は、前年度から285万9,000円の増額となっています。

14ページをお願いいたします。

二つ目の枠、款の3地域支援事業費、項の2一般介護予防事業費、目の1一般介護予防事業費につきましては、委託料において、前年度当初から14万5,000円の減額であります。各事業に必要な費用又はその内容等につきましては、ほぼ同規模のものとなっております。

15ページをお願いいたします。

款の3地域支援事業費、項の3包括的支援事業・任意事業費、目の1地域包括支援センター運営費につきましては、節の12委託料におきまして、地域包括支援センター職員に係る人件費や事業用車両等の経費として3,452万4,000円を計上しております。

最後に、16ページをお願いいたします。

一番下の枠の、款の6公債費につきましては、第8期の介護保険計画期間中の令和2年度において、県の財政安定化基金貸付金の償還が令和5年度を持って完了することから、廃款としているものです。

下から二つ目の枠、予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして、65万4,000円を計上しております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第29号の内容説明を終わります。

次に、議案第30号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を求めます。限部健康保険課長。

○健康保険課長（隈部尚美君） システム内㊸議案第30号をお願いいたします。

議案第30号について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第30号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度美里町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億543万

9,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。2、歳入でございます。

款の1後期高齢者医療保険料につきまして、熊本県後期高齢者医療広域連合の試算により、1億2,168万2,000円を計上しております。

次に、上から三つ目の枠、款の3、項の1一般会計繰入金につきましては、目の1事務費繰入金は、歳出による総務費の一般管理費及び徴収費分を繰り入れるものであり、243万4,000円を計上しております。

次に、目の2保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものであり、7,969万1,000円を計上しております。

次に、7ページをお願いいたします。3、歳出でございます。

一番上の枠になります。款の1、項の1総務管理費につきましては、一般的な管理運営費用で226万3,000円を計上しております。

上から三つ目の枠、款の2、項の1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合の医療給付の財源として納付するものでございますが、歳入の後期高齢者医療保険料、保険基盤安定負担金、延滞金を合わせた額2億137万4,000円を計上しております。

8ページをご覧ください。

款の4、項の1予備費につきましては、歳入歳出調整により、153万円を計上しております。

以上で、議案第30号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第30号の内容説明を終わります。

次に、議案第31号、令和6年度美里町生活排水事業会計予算並びに議案第32号、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算を、続けて内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） それでは、システム㊸議案第31号、令和6年度美里町生活排水事業会計予算をご覧ください。

議案第31号について、ご説明申し上げます。

次のページをご覧ください。

議案第31号、令和6年3月5日提出

令和6年度美里町生活排水事業会計予算、第1条、令和6年度美里町生活排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、水洗化人口80人、第2号、年間公共浄化槽設置基数40基、第3号、主要な建設改良事業・浄化槽市町村整備推進事業5,580万9,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の委託費291万5,000円の財源に充てるため、企業債270万円を借り入れる。

収入。第1款浄化槽事業収益1億9,221万3,000円、第1項営業収益7,399万5,000円、第2項営業外収益1億1,821万8,000円。

次に、支出。第1款浄化槽事業費用1億9,615万8,000円、第1項営業費用1億9,051万2,000円、第2項営業外費用357万6,000円、第3項特別損失187万円、第4項予備費20万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款資本的収入7,673万3,000円、第1項企業債2,800万円、第2項国庫補助金1,803万9,000円、第3項他会計借入金2,669万4,000円、第4項受益者分担金400万円。

支出。第1款資本的支出7,673万3,000円、第1項建設改良費5,730万9,000円、第2項企業債償還金1,912万4,000円、第3項予備費30万円。

第4条の2、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,517万7,000円及び1,174万1,000円である。次のページをご覧ください。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 浄化槽市町村整備推進事業、限度額3,070万円、起債の方法・利率・償還の方法については、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税

に不足が生じた場合)

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費556万4,000円。

第9条、生活排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,335万4,000円である。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをご覧ください。

美里町生活排水事業会計予算に関する説明書でございます。

次のページをご覧ください。

令和6年度美里町生活排水事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出予算書でございます。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出の予算書でございます。なお、内容につきましては、13ページと14ページに添付しております令和6年度美里町生活排水事業会計予算実施計画明細書にて、説明をさせていただきます。

13ページをご覧ください。

まず、収益的収入の主なものについてご説明を申し上げます。

款項の1浄化槽事業収益の1営業収益の目の1の節の1の浄化槽使用料を7,392万3,000円と見込んでおります。

次に、営業外収益の目の2他会計補助金、節の一般会計補助金4,666万円を計上しており、収益的収入合計の1億9,221万3,000円の収入を見込んでおります。

次に、収益的支出の主なものについて、説明を申し上げます。

款項の1浄化槽事業費用の1営業費用の目の3総係費の節、委託料の主なものとして、浄化槽管理委託料1億46万9,000円を計上し、合計の1億350万3,000円を計上しております。次に、節の手数料の主なものとして、浄化槽法定検査料764万4,000円を計上し、合計の795万7,000円を計上しており、収益的支出合計の1億9,615万8,000円の支出を見込んでおります。なお、公営企業は複式簿記となりますので、必ずしも収入と支出が同じ額になるとは限りませんので、あらかじめご理解をいただければと思います。

次のページをご覧ください。

資本的収入の主なものについて、ご説明を申し上げます。

款項の1資本的収入の2国庫補助金は、40基設置を見込み、1,803万9,0

00円を見込み、目の他会計補助金、節の一般会計補助金を2,669万4,000円とし、資本的収入の合計を7,673万3,000円と見込んでおります。

次に、資本的支出の主なものとして、ご説明を申し上げます。

款項の1資本的支出の1建設改良費の目の1浄化槽整備事業費の節の工事請負費では、浄化槽設置工事費として5,463万8,000円、浄化槽を設置する際の附帯工事費として200万円を計上し、合計の5,663万8,000円の支出を見込み、資本的支出合計7,673万3,000円を見込んでおります。

次に、6ページにお戻りください。

6ページは、財務諸表資料の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの、令和6年度美里町生活排水事業の予定キャッシュ・フロー計算書になります。なお、キャッシュ・フロー計算書とは、1事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示した報告書でございます。

7ページから9ページは、職員給与関係の附属資料でございます。

10ページをご覧ください。

10ページも財務諸表資料の一つになりますが、令和7年3月31日における令和6年度美里町生活排水事業の予定貸借対照表となり、次のページが令和6年4月1日の令和6年度美里町生活排水事業の予定開始の貸借対照表となります。貸借対照表とは、一定の時点における当該事業が保有すべき全ての財産を統括的に表示したものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

続きまして、議案第32号に移ります。

システム内の㊸議案第32号をご覧ください。

議案第32号について、ご説明を申し上げます。

次のページをご覧ください。

議案第32号、令和6年3月5日提出

令和6年度美里町簡易水道事業会計予算、第1条、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数1,961戸、第2号、年間総給水量57万1,766立方メートル、第3号、1日平均給水量1,566立方メートル、第4号、主な建設改良事業 中央北地区簡易水道事業新設工事4億7,500万円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、営業費用中の委託費269万5,000円の財源に充てるため、企業債260万円を借り入れる。

収入。第1款水道事業収益2億3,989万9,000円、第1項営業収益1億1,538万6,000円、第2項営業外収益1億2,451万3,000円。

支出。第1款水道事業費用2億4,211万8,000円、第1項営業費用2億2,027万1,000円、第2項営業外費用1,500万円、第3項特別損失654万7,000円、第4項予備費30万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2,872万5,000円は、引継金1,645万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1,226万7,000円で補填するものとする。

収入。第1款資本的収入6億4,379万9,000円、第1項企業債5億4,110万円、第2項他会計補助金1億269万9,000円。

支出。第1款資本的支出6億7,252万4,000円、第1項建設改良費5億8,206万5,000円、第2項企業債償還金9,025万9,000円、第3項予備費20万円。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,711万4,000円及び65万7,000円である。

次のページをご覧ください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項 内山浄水場前処理ろ過機リース料、期間 令和6年度から令和10年度まで、限度額7,783万円。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 簡易水道事業及び新規拡張事業、限度額5億4,370万、起債の方法・利率・償還の方法については、記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合）

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費4,978万9,000円。

第10条、簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

1億1,173万3,000円。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをご覧ください。

美里町簡易水道事業会計予算に関する説明書でございます。

次のページをご覧ください。

令和6年度美里町簡易水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出の予算書でございます。

6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の予算書でございます。なお、内容につきましては、14ページから16ページに添付しております令和6年度美里町簡易水道事業会計予算実施計画明細書にて、説明をさせていただきます。

14ページをご覧ください。

まず、収益的収入の主なものについてご説明を申し上げます。

款項の1水道事業収益の1営業収益の目の1、節の水道使用料を9,269万1,000円と見込んでおります。

次に、営業外収益の目の2他会計補助金、節の一般会計補助金は903万4,000円を計上しており、収益的収入合計の2億3,989万9,000円の収入を見込んでおります。

次に、収益的支出の主なものについて、ご説明を申し上げます。

款項の1水道事業費用の1営業費用の目の4総係費の節の委託料の主なものとして、水道施設管理業務委託料1,476万2,000円は、美里町簡易水道施設の維持管理等の業務委託費として計上しております。

次に、水道検針業務委託料として241万5,000円、簡易水道事業アセットマネジメント策定業務委託料として649万円を計上し、委託料合計の3,167万7,000円を計上しております。

次のページです。

次に、節の修繕料につきましては、漏水修理及び緊急修理対応等を見込んで363万7,000円を計上しており、収益的支出合計の2億4,211万8,000円を見込んでおります。

次のページをご覧ください。

資本的収入の主なものについて、ご説明を申し上げます。

款項の1資本的収入の1企業債につきましては、簡易水道事業債、過疎対策事業債、辺地対策事業債を合わせまして5億4,110万円を予定しており、一般会計補助金として、1億269万9,000円を計上し、資本的収入の合計といたしま

して、6億4,379万9,000円を計上しております。

次に、資本的支出の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

款項の1資本的支出の1建設改良費の節の工事請負費の水道布設替工事につきましては、町道2路線と国道445、1路線の予定といたしまして4,206万円を計上しております。

次に、目の4新規拡張費の節の委託料、中央北地区簡易水道事業測量設計業務委託として2,500万円、中央北地区簡易水道事業工事請負費として4億7,500万円を計上しております。

次に、目の5リース資産購入費、節のリース料として、内山浄水場の前処理ろ過機リース料として1,288万5,000円を計上し、資本的支出合計の6億7,252万4,000円を見込んでおります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,872万5,000円の対応につきましては、先ほどご説明いたしました令和6年度美里町簡易水道事業会計予算の第4条で説明したとおり、対応いたします。

7ページにお戻りください。

7ページが、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの、令和6年度美里町簡易水道事業の予定キャッシュ・フロー計算書になります。

8ページから10ページは、職員給与関係の附属資料でございます。

11ページをご覧ください。

11ページが、令和7年3月31日における令和6年度美里町簡易水道事業の予定貸借対照表となり、次のページが令和6年4月1日の令和6年度美里町簡易水道事業の予定開始の貸借対照表となります。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第31号並びに議案第32号の内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

明日6日水曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後4時58分

第 2 号

3 月 6 日 (水)

令和6年第1回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月6日（水）
午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順番

- (1) 1番 村崎公一議員
- (2) 5番 高田美千子議員
- (3) 9番 今田政行議員
- (4) 6番 坂田竜義議員
- (5) 3番 吉住淳一議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	松岡征二君	税務課長	島田昌臣君
住民生活課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	隈部尚美君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

1番、村崎公一議員の一般質問を行います。村崎公一議員。

○1番（村崎公一君） 1番、村崎です。通告に従い、質問をいたします。

一つ目が、美里町の産業について。二つ目が、道の駅美里「佐俣の湯」について、お伺いいたします。

まず、質問に先立ちまして、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震においてお亡くなりになられました方々へのご冥福と、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。今回の地震においては、半島部分での地震ということで、初期の救助活動や支援助資の輸送など、困難を極めた報道もございました。震災大国の日本においては、幾度となく震災に見舞われてきました。近年では阪神淡路大震災、東日本大震災、そして、私たちも被災した熊本地震があります。ただ、私たちは、このような悲しい経験を糧に、初期の救援活動や被災地支援、復旧・復興の進め方をアップデートしてきております。中でも、今回の震災で被災者の方が使用される仮設住宅も、プレハブ型ではなく熊本モデルと呼ばれる木造長屋タイプの仮設住宅が輪島市などで採用されたそうです。ただ、被災地においては、被災者の日常生活はもちろんですが、被災地の産業も壊滅的な被害を受けています。漁港が被害を受け漁に出れず、道路が寸断され、商工業・観光業なども大打撃を受けています。

このように、復興への一歩を歩み始めた被災地に対し、私たちも一人ひとりがやれる範囲で北陸地方の支援に取り組んでいきたいと思っております。

一方、地方においても、産業の衰退は深刻な問題となっております。人口減少や後継者不足などにより顕著になっているのが、黒字経営なのに後継者が不在のため廃業されるケースが増え、衰退に歯止めが利かない状況となっております。

美里町商工会のデータによると、平成30年の年度末での会員数が293、令和元年度末で282、令和2年度末で286、令和3年度末282、令和4年度末2

71、令和5年度2月時点で270の会員数となっております。商工会に加入されていない事業所も町内にはありますので、実際はこれ以上の数になると思いますが、商工会の会員は、法人と個人事業主で成り立っております。やはり、減少傾向は表れておりますが、令和5年度の数字で言うと、年度初めが271、脱退者数12、加入者数11、加入者のうち創業者数3、令和6年2月13日時点で270となっております。

注目していただきたいのが、加入者のうち創業者数のところですが、補足となりますが、令和5年の場合、加入者が11、加入者のうちの創業者が3という数字になっていますが、このズレは、商工会の規約で法人は法人の中で代表者が変更になりますが、個人事業主の場合は親から子どもへ事業主が変わる場合、一度商工会を脱退した後、受け継いだ子どもさんの名義で再加入するというやり方になっております。また、事業を数年されてから加入される場合は、創業者の数には入っておりません。

その中で、会員数が270あること、創業者数が平成30年度6、令和元年4、令和2年6、令和3年5、令和4年3、令和5年3という数字があることです。そういった、美里町で創業される事業所への支援について、令和4年12月議会の一般質問において質問いたしました。その際には、「国や県の補助金を商工会などを通して活用してほしい。」と答弁がありました。平成26年6月に制定された小規模企業振興基本法以降、国からは小規模企業・小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金があり、現在では熊本県が行う、熊本型小規模事業者経営発展支援事業補助金がつくられています。ただ、これらは施設整備やIT導入、販路拡大などと、限られた過去数年の実績も必要となり、創業時の補助とは少し中身が違います。

農業の場合、農業法人を立ち上げる際には、県からの補助等もあるとお聞きします。町が推進している移住・定住についても、移住・操業というセットで考えた場合、町内の産業の実態を踏まえて、商工会などと連携して、町独自の、特に創業時の支援はできないのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘のとおり、町の人口減少等に伴いまして、起業創業件数の低迷や後継者問題等による廃業件数が増加している現状でございます。この状況を打開するため、令和6年度は町独自の支援策を展開してまいります。

まず、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金への、これは申請が通ればという条件付きにはなりますが、地場企業の経営支援、事業承継、起業支援等を行うため、ビジネスプラットフォーム「くまビジ」というLINEアプリの導入を試験的

に行いたいと考えております。

この「くまビジ」は、同業他社の新規事業例や成功事例などの配信や、様々な補助金・助成金の情報を自動で収集し、個別の会社の状況に最適化しての配信、さらには各種研修プログラムやセミナー情報、ビジネスマッチング等をLINEで行うといったシステムになります。町内事業者が自ら登録する必要がありますので、商工会とも連携して町内事業者等の登録を促してまいりたいと考えているところでございます。

また、もう一つ。新たに町内で起業しようとする方に対し、その創業を支援する補助制度「美里町創業支援事業補助金」を創設したいと考えております。これは町の単独事業であります。例えば、飲食店を始めたい、民泊に取り組んでみたいなど、個人・法人・町内・町外に関わらず、建物の改築費用や備品の購入費用等に対し、1件当たり150万円を上限とし、補助率3分の2での支援を想定しているところです。移住により美里町で創業される場合は、既存の移住定住補助金も併用できるよう設計いたしますので、合わせて250万円が上限となります。なお、本議会の当初予算に係る予算を計上させていただいているところでございます。

人口減少等により、町内経済が将来にわたって縮小する恐れがある中、ソフト面の支援となる「くまビジ」とハード面の支援となる「創業支援補助金」を両輪として、美里町の新たな商工振興策として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 早速、今年度の当初予算に計上していただいて、大変ありがたいと思います。質問を続けさせていただきます。

確かにですね、創業時の補助についてはいろいろ考え方があると思います。これまで実績がある事業所に出すならともかく、これから事業を始めるところに補助を出していくリスクもあるとは思いますが、実際、宮崎県の日之影町、高千穂町の一つ先の町ですが、人口が約3,200人の町ですが、令和3年から「日之影ふるさと起業応援補助金」として、町内の個人・法人の起業・創業や、町内事業者の業種転換や経営改善、新商品開発などを応援する補助金をつくられました。補助率が2分の1で上限が100万円の補助、事業計画書や収支予算書などを提出し、町と商工会で構成する審査会が審査をします。もちろん、こういったのは3年未満で事業が中止になったり、町外に移転された場合には、返還条件などもありますが、この制度をつくったきっかけは、人口減少が進む地域で一つでも多くの事業所の継続、新規の起業・創業のサポートをということでした。

また、御船町においても、令和5年11月に、「御船町創業・新分野チャレンジ

事業応援補助金」をつくられました。対象は、補助金の申請年度内に創業を行う者、申請時において創業の日から1年を経過しない者、新分野に進出する者、補助対象経費には、店舗・工場・事務所の用途に使用するための、外壁・内装・外構・駐車場整備工事に係る経費、販路開拓に係る広告宣伝費、事業所の家賃が対象となり、補助率2分の1で50万円が上限ですが、加算条件として、認定支援機関、熊本県商工会連合会や地元の商工会が行う創業スクールを受講し、修了した事業所にはさらに50万円の加算、都市計画区域外にて創業の場合は50万円を加算、条件がそろえば最大150万円の補助となっております。

美里町においても、平成27年に「認定創業支援事業計画」が策定され、認定連携創業支援等事業者として、美里町商工会・熊本県商工会連合会とともに、創業支援へのスキームはできております。御船町においても、同様の事業計画が策定され、創業の後押しを目的に、今回町独自の補助事業を行われたものと思います。

今回の3月定例会において、令和6年度美里町一般会計予算として、73億2,900万円が計上されました。例えば、補助上限100万円で10件分子算を組んで1,000万、今年度の町の当初予算の約0.136%に当たります。これからの町の5年後、10年後を考えたとき、子どもたちへの予算と同じように、町の産業に対して、未来への投資として考えてもいいのではないのでしょうか。

次に、農業に関して、特にお米についてですが、お聞きいたします。今回、農業のことをお聞きしますが、私自身は農家でもありません。田植えをしたこともありません。そういった目線でのお話になるかと思いますが、よろしくお願いします。

まずは、昨年行われました「第7回九州のお米食味コンクール」において、自治体部門で美里町が優勝いたしました。この結果について、町長の受け止めをお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町では、昔からおいしいと評判だった美里町のお米を多くの消費者に知ってもらい、消費者から求められるお米の産地を確立するために、平成30年度より、「美里米食味コンクール」を開催し、今年で第6回を迎えたところでございます。また、前年度の成績が優秀だった方のお米を「九州のお米食味コンクール」に令和2年度から出品をいたしております。そのような取り組みが功を奏して、本年度開催された「第7回九州のお米食味コンクール」自治体部門の食味官能審査の部で、見事優勝という評価を得ることができました。このことは大変喜ばしいことだと思いますし、他に誇れることだと感じております。

このような大きなコンクールで優勝することによって、農業者の方々のモチベーションアップが図られるとともに、米のバイヤーや専門家の方々に、美里のお米の

品質のよさが理解され、認知度の向上も図られたと考えております。また、今年度は、町内農産物販売促進業務も行っており、九州のお米食味コンクール優勝を前面に出した販売促進イベントも開催したところでございます。

今後も、美里町のおいしいお米のさらなる認知度向上に努めていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 今回の結果は、生産者の皆さんの地道な生産管理の賜物であると思うのですが、そこで私は思うのです。そこから、どうしますかと。以前から、美里産のお米はおいしいと評判でしたが、今回、このようなコンクールにおいて、第三者の評価をいただいたわけですから、そこから美里のお米の市場価値を上げて、少しでも高くお米を販売することができれば、生産農家にとっても利益となると思うのですが、気になるのが、少しでも高くお米を販売するためにコンクールでの評価を取りに行ったのならわかりますが、ただコンクールでの評価を受けるのが目的になっていないのか、自治体部門において優勝して終わりではなく、この結果をプラスに、収益につなげることが今後の課題になると思います。

令和4年のデータによると、町内の総農業者数は878戸、うち販売農家数が539戸、自給的農家数が339戸、農業法人が3法人、種別農業者の割合は全体の63%が主食用米で、町内全体においては小規模水稻農家を中心ということになっております。その中で販売をするためには、どうやって流通させるお米を増やすのか、ある自治体では、ふるさと納税の返礼品で送ったブレンド米の総量が、同じ時期のその町の米の収穫量を上回っていたことがあったそうでございます。美里町ではそういうことはないと思いますが、今後、それらを考える中で、美里全体でのお米の生産量に対して、流通量はどれくらいになるのか、お聞きします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町の令和5年度産米の作付面積につきましては、約358ヘクタールとなっております。生産量につきましては、約1,686トンとなります。

生産量の算出につきましては、本町の作付面積に規準単収である10アール当たりの471キログラムを乗じて算出したものでございます。

主食用米の生産量に対する流通量につきましては、把握ができておりません。原因といたしましては、本町におきましては、主に生産者個人が親戚関係である方や日頃から交流のある方などに、直接、個人販売をされている農業者が多いため、流通量を把握することが難しい状況となっております。

また、JA熊本うきへ出荷されました令和5年度産の米の出荷量につきましては、

約226トンとなっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 行政として、美里産のお米をPRするのは必要だとは思いますが、

ただ、外部のコンクールなどで高い評価を受けた町内のお米をどのように販売していくのか。高齢化に伴い、担い手不足が言われている生産農家さんに、お米を作った上でさらに販路を開拓するのは至難の業です。中には、そういったことも一人でできるスーパー農家さんもいらっしゃるかもしれませんが、極まれだと思います。

先ほど少しお話した農業法人についても、販路まで確保して生産される場合もあると思いますが、担い手不足、耕作放棄地対策が目的で田畑を集積されることもあるかと思っています。

そのような中で頼られるのが行政になると思うのですが、現在、流通・販路開拓など、町として取り組んでほしいというような要望などはあるのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町では、主食用米のほか、野菜や果樹などの多種多様な農産物の生産が行われています。農産物の流通におきましては、JA熊本うきへ共同出荷が大半を占めている状況となっており、そのほか町内外の農産物直売所等に持ち込み、販売されております。

特に本町では、主食用米を生産されている農家さんが多く、中山間地域という特性を生かした良食味米を生産されておられます。

しかし、主食用米の販売価格が低迷している状況が続いており、高値で取引ができる販売先の確保につきましては、今後課題となっているところでございます。

このような中、農産物の販売先につきましては、町で掘り起こし（確保）を行ってほしいという要望がなされていることは事実でございます。

町としましては、販売先の斡旋などにつきましては、様々な問題が発生する懸念があるため、直接的には関われないものと考えているところでございますが、本町で生産されている農産物のPR（宣伝）活動を積極的に行いまして、少しでも本町の農産物が消費者に届き、併せて農産物の販売価格が上昇するよう推進していきたいと思っております。

その一環としまして、本年度（令和5年度でございますけれども）、本町の農産物の販売促進を目的といたしました農産物販売促進事業を業務委託として、イベント等を実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 昨日、産業厚生常任委員会委員長の報告にもありましたが、七城の取り組みが報告をされたところでございます。恐らく県内はもとより、いろんな所ですね、いろんな取り組みがなされていると、このお米を高く売るいろんな仕組み、あるいは取り組みがなされていると思いますので、そういったところも今後しっかり参考にしていかなければいけないと感じたところでございます。

それと、やはりこのコンクールで今回優勝をしたということではありますが、今後でもですね、継続して、できる限りいい結果が残せるようにしていくことも大事だと思います。例えば、「今年は優勝しました。それから何年も優勝がありません。」では、やはり認知度というのはどんどん下がっていきますので、そういったところでも努力する、そして販売する面においてはしっかりといろんな手法を考えていくと、そういったことを併せて取り組んでいく必要があるというふうに考えます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 今、町長が答弁されました。コンクールで今年だけじゃなくて、続けて賞を取っていくという、それが評価につながるという意見はもっともだと思います。また、お米の食味コンクール等もいろんな主催が違うのか、いろんなコンクールがあって、いろんな所が取られてます。今回取った食味コンクール以外の所でも評価を受けるというのも一つの方法になるのかと思います。ボクシングで言うとWBAとWBCと4団体統一みたいな感じですと、もっと、どこに出してもやっぱり評価が高くなるんだという結果になってくると思いますので、そういうのも期待したいと思います。

それで、そのような要望が町に出てくるのはわかりますが、私はどちらかと言うと、全てが行政に頼ることではないと思っております。お米を含めた町のPRや創業事業者との連携による体験型のイベントなどはあったとしても、町内の農家さんからお米を集約して、販売ルートまで構築するのは、あくまで民間の範囲だと思っております。消費者のトレンドもあると思います。ふるさと納税の返礼品は、傾向として同じ金額を寄附するなら、少しでも量が多いほうが選ばれる傾向があります。そこに、おいしいからと単価を上げたお米を出しても選ばれるとは限りません。じゃ、「少し高くても本当においしいお米を食べたい。」という需要はないのかと言うと、そんなことはないと思います。どの市場にターゲットを絞るのか、量はどれくらいで販売するのかなど考えれば、美里のお米はきっと売れると思います。じゃ、どうするのか。今はSNSの時代で、農業とは全く違う業種の人が、人とのつながりで販売ルートを持っている時代です。分業して、生産農家さんは生産に専念して、民間でお米を集めて販路を確保する、会社なり法人をつくってやっていくのが一つ

の理想ではないかと思えます。そうなったときに、会社をつくるときには、システムや事務所など初期投資が必要となります。そういうときにあったらいいのが創業補助になると思っております。

今回予算で計上されましたので、今後、今回の補助金等が活用されていくことを願います。

次に、二つ目の質問、道の駅美里「佐俣の湯」についてお伺いたします。道の駅美里「佐俣の湯」についてですが、道の駅の制度は平成5年に始まり、2024年2月22日現在、1,213駅全国にあるそうです。道の駅美里「佐俣の湯」は、平成10年に「佐俣の湯」として開設され、平成26年に道の駅美里「佐俣の湯」が誕生しました。道の駅に備わっている機能は、トイレや駐車場のような休憩機能、周辺の道路や地域の観光情報などを発信する情報発信機能、観光や地域との交流を目的として施設を設置して、地域との交流を目指す地域連携機能、の三つのコンセプトを基本とし、この三つのかけ合わせから地域の個性を活かした交流の場をつくり出すことが目指されています。基本的には、道の駅には物産館・直売所などがメインの施設になっており、そこに温泉施設や宿泊施設、公園、ガソリンスタンドなどが併設されております。道の駅美里「佐俣の湯」も、温泉施設と宿泊施設を併設しており、この両方を併設しているのは全国でも48駅、九州では熊本以外の県にはなく、あるのは35駅ある熊本の道の駅の中で、道の駅「水辺プラザ鹿本」と道の駅美里「佐俣の湯」の二駅だけです。

このように、非常にほかの道の駅にはない特徴を持っている道の駅美里「佐俣の湯」ですが、昨年度の来場者数も35万人と美里町内の中で断トツの来場者数で、町内では一番の交流施設と言っていると思います。ただ、この全国の道の駅の約3割が赤字経営なのではないかという調査もあります。現在、道の駅美里「佐俣の湯」は指定管理となっているが、町としてはどのように運営に関わっているのか、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

まず、道の駅美里「佐俣の湯」の施設の概要のほうを説明させていただきます。

道の駅美里「佐俣の湯」は、農林水産省補助事業の「農村資源活用農業構造改善事業」を活用いたしまして、約7億7,000万円をかけ建設し、平成10年10月に供用を開始したところでございます。

その後、「農村振興等農林漁業特別対策事業」を活用いたしまして、約6,500万円をかけ、宿泊棟のロジ3棟を建設し、平成12年4月に供用を開始いたしました。

その後、同じく同事業を活用いたしまして、約6,700万円をかけまして、宿泊棟、集合棟になりますけれども、4室を建設し、平成12年12月に供用を開始して、現在の施設状況に至っております。そのほかに、農産物加工施設もございます。また、平成25年10月に、国土交通省により道の駅の登録をいただいております。

施設の設置目的といたしましては、都市と農村の交流を促進し、町民の健康増進及び町の農業振興と活性化を図ることを目的として設置しております。

運営につきましては、有限会社石段の郷中央が平成10年6月1日に町や地域の企業の出資によりまして、第三セクターというかたちで設立し、平成10年10月オープン当時から平成18年8月31日までの約8年間につきましては、全て第三セクターで行っておりましたが、平成18年9月1日より指定管理者制度を導入いたしまして、現在は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の指定管理基本協定書に基づきまして管理運営しているところでございます。

そのため、有限会社石段の郷中央につきましては、経営を第三セクターで行いながら、管理及び運営に関する業務につきましては、指定管理者を用いているハイブリッド型の現状となっている状況でございます。

また、議員お尋ねの「町として、どう運営に携わっているのか」というご質問ではございますけれども、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズによりまして、効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的とされている制度であります。そのため、直接的には町として運営に関わってはない状況でございますが、毎月の決算状況の報告や年度ごとの事業報告につきましては、報告書を受領しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 指定管理という契約の中では、複合している、ハイブリッドという表現がありましたけれども、ちょっと珍しい契約のかたちだと思うんですけど、それ自体は問題ないと思うんですけど、指定管理料がゼロというのも、それだけ収益性が高い施設なので、町からの指定管理料等がないんだと思われまして。町内で一番の交流施設を指定管理を運営していく中で、一年間与えられた温泉施設・物産館・宿泊施設を運営するだけに考え方が落ち着いていないのか、現状維持は一步後退ということを経営する中で教わったことがあります。現状を維持するのも大変なことかもしれませんが、周りが一步進んだら相対的に一步後退になるわけです。もしかしたら、運営会社の中でも道の駅美里「佐俣の湯」の中で改善した

いところがある場合、指定管理は受けているが施設そのものは町の施設なわけで、思うように手が付けられないという状況になっていないのか、全国の道の駅のほとんどは物産館を中心に成り立っています。その土地に行って、帰りに道の駅に寄って、その土地の特産品や新鮮な野菜・魚介類を買って家に帰る。中には、道の駅自体が旅行の目的地になっているところもあります。お隣の宇城市の道の駅うき「宇城菜館」は、物産館のみで運営されていますが、年間65万人の来場者があるそうです。

議会としても昨年、岩手県紫波町や宮城県の女川町において、公民連携事業の視察をしました。また、先月は、総務文教委員会で与論町を訪れ、そのときにも感じたのですが、美里町とは全く違う自然環境に恵まれた多くの特産品がある地域と、まず民間で交流し、物産館に活かしていくことはできないのか。また、多くの道の駅には施設内にその町の観光情報を発信する窓口が設置されており、来場された方に情報発信をされていますが、今後、物産館の強化やインフォメーションセンターの設置などは考えていないのか、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

まず、物産館の強化につきましては、道の駅美里「佐俣の湯」に確認いたしましたところ、道の駅が相互に連携して進めている地域の特産物を販売する取り組みを今年度より実施しているということでございます。

現在、連携して取り組んでいる道の駅につきましては、道の駅波野・道の駅子守歌の里五木・道の駅すいかの里植木・道の駅上天草サンパールの4駅とのことで、農産物を中心に実施しているということでございました。また、来年度は道の駅通潤橋とも取り組む予定ということでございました。

次に、「インフォメーションセンターの設置は考えていないのか」というご質問でございますけれども、道の駅美里「佐俣の湯」の施設につきましては、町の所有物でございますので、町が対応するべきところとなります。

現在、道の駅の登録に伴いまして、情報提供施設を設置している状況ではございますが、インフォメーションセンターの設置につきましては、国の交付金の活用はできるかと思っているところでございます。

しかしながら、佐俣の湯が建設から25年経過しており、緊急的に対応しなければ営業に支障を来す修繕箇所が頻発している状況でございます。現在、令和5年度予算におきまして、施設全体の調査を行いまして、施設の老朽化に対する安全対策の強化と未来の改築や更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的といたしまして、施設の調査及び計画策定業務委託を実施しているところでございます。そ

の結果や敷地面積等を踏まえまして、検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど議員おっしゃいましたが、それぞれの道の駅でですね、置いてある特産物が違います。これは女川町を訪問したときだったと思いますが、あちらの議員の方が水産業を営まれておりまして、ぜひ美里と連携をすれば、例えば女川の魚を美里に送ってもらう、美里の野菜を女川に送る。そういったことも可能ではないかというような話もあったところです。

これから、いろんな考え方はあると思いますが、ぜひそういったこともですね、今後考えていければ、非常に面白い戦略になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それと、インフォメーションセンターに関してであります。元々「佐俣の湯」は道の駅になるために「佐俣の湯」ができたのではなくて、元々あった「佐俣の湯」を道の駅に改修したということでありまして。これは、道の駅になるためには様々な制約がありますが、その道の駅になるために最低限の改修等を行っております。その段階で、このインフォメーションセンターは最低限の情報を提供するというようなかたちで設置をさせていただいております。そういったところも、そういったスタートであったということもぜひご理解をいただきたいと思ひますし、今説明があった通り、今後その情報発信というものを強化していく上です。スペースの問題、それから財源の問題、そういったことを考えながら検討を進めてまいりたいと思うところでございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 年間の来場者が35万人の中には、町内の方も含まれていますが、町の情報発信やPRを行うには有効な施設であると思うのですが、これまで道の駅では経営コンセプトとして、国が幾つか掲げているものがございました。

第1ステージとして、開設初期の時代には、「道路利用者のサービス提供の場を目指す」、第2ステージ、2013年頃からは、「道の駅自体を目的地や観光名所とする」現在、2020年から2025年を目標に、第3ステージ、「地域創生・観光を加速させる場かつネットワーク化で活力のある地域デザインにも貢献する場」というコンセプトが掲げてあります。ここに含まれるネットワーク化とは、地域の民間企業や学校などと連携し、道の駅としての地方創生機能の向上や、地域への理解へとつながることが期待されています。

道の駅制度の初期にできた道の駅は、施設の老朽化に伴いリニューアルの時期を

迎え、この第3ステージを装備した道の駅も徐々に増えてきています。今後、温泉施設などは更新の時期を迎えると思いますが、ハード面の施設とともにソフト面コンセプトも一緒に考える時期なのではないでしょうか。

「佐俣の湯」は、設立の経緯から行政の担当が農政課となっていると思いますが、道の駅美里「佐俣の湯」は、町の観光施設の中心だと認識しております。観光部署との連携はどうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

道の駅美里「佐俣の湯」は、先ほどご説明させていただきましたが、農林水産省の補助事業を活用いたしまして、施設の設置目的として、「都市と農村の交流を促進し、町民の健康増進及び町の農業振興と活性化を図ることを目的」といたしまして設置していることもありまして、農業政策課で担当しております。ですが、この後、道の駅の登録を受け、施設建設当時から、社会環境の変化や多様化する住民ニーズへの対応によりまして、「地域コミュニティ拠点施設」として変容してきていると感じているところでございます。

平成10年度から令和4年度までの25年間で、約500万人以上の方に入館していただき、全ての年度において10万人以上入館させていただいております。

議員おっしゃられましたとおり、町の観光施設の中心と思っているところでございます。

また、観光部署との連携についてのご質問でございますけれども、町の観光パンフ設置はもちろん、新聞や雑誌等での「佐俣の湯」の広告掲載、ラジオ番組でのペア宿泊券の提供、緑川流域デジタルスタンプラリーへの組み込み、アタック・ザ・日本一等の参加者への割引券の配布、美里町観光PR動画での紹介、ふるさと納税にロジック宿泊券を登録、どんどの竹あかりを再利用して設置するなど、様々な連携を行っているところでございます。

加えまして、事業主体は佐俣の湯でございますけれども、石段の郷「佐俣の湯」温泉祭りの実行委員会の委員として、イベントの企画から加わり、連携して取り組んでいる状況でございます。

本年度、令和5年度は、10月29日に温泉祭りを開催し、昨年度までは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして一部自粛しながら開催しておりましたが、今年度からはコロナ前の温泉祭りを開催し、盛会のうちに終了することができたところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 今回質問いたしました道の駅や、以前質問したふるさと納税は、これからの美里町にとってとても大事なツールになってくると思います。

現在、全国で1,200以上の道の駅、売り上げは2,000億円を超えていると言われています。ここまで市場が大きくなると、物産館などのビジネスとして、物産館運営・企画を考える方、プロデュースをされる方とか、そういったのを生業とされる方も多くいらっしゃると思います。

その中で、熊本でしたら田浦のほうにある道の駅直売所の赤海老、エビを前面に押し出したレストランの運営というか、そのアイデアを出された方でナカザワさんといわれる方がいらっしゃるんですが、その方はですね、本来道の駅の経営は一般企業の経営に比べて楽なはずだ。様々な補助が受けやすくなっているからです。それなのに、なぜ赤字になるのかと言うと、やはり経営感覚が乏しいことが多い。運営することと経営することは似ているようで違います。任された施設を一年間運営していくのと、収益性が高い施設を経営目線で道の駅美里「佐俣の湯」の強みと弱点を分析し、改善していくことがこれからは必要になってくるのではないのでしょうか。行政に対しても、あれもやってほしい、これもやってほしいという要望はたくさんあると思いますが、あれもこれもではなく、あれかこれかという選択の中で、これからも取り組んでいていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、村崎公一議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、5番、高田美千子議員の一般質問を行います。高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） 5番、高田でございます。通告書に沿って一般質問をいたします。

さて、令和6年年頭に発生しました能登半島地震から、早くも2か月がたちました。復旧作業の厳しさと被災者の方の暮らしの大変さは、熊本地震を経験した私たちにとりましてはよくわかります。そんな中、我が町がすぐに被災地へ職員を派遣され、迅速な支援をされましたことは、本当にありがたいことだと思っております。被災地へ赴かれる職員さん方には、どうか安全に現地の支援活動に当たっていただ

きたいと思います。

それでは、一般質問を始めます。

1、町の地域振興について、2、福祉のまちづくりについて、この2点について質問を進めてまいります。

ご存じのように、美里町は、平成16年11月1日の合併から今年で20周年を迎えます。合併当時の人口は、砥用地区7,690人、中央地区5,152人、計1万2,842人でした。令和6年1月末現在の人口は、砥用地区4,992人、中央地区3,861人、計8,853人になりました。つまり、この20年間で約4,000人近くの人口減少になります。

少子高齢化・人口減少は、美里町に限らず全国で見られる現象ですが、人が減ってしまったが故に我が町でも様々な課題が生じております。農業・商業をはじめ、様々な分野での後継者不足、児童生徒数の減少による教育環境の問題、農業従事者の高齢化による離農、そしてそのために耕作放棄地が増加し、農地保全も難しくなっています。

そんな人口減少による過疎化の現状は、言うまでもなく美里町全体の課題でありますけれども、特に砥用地区においては、20年前の合併時に比べて生活環境の変化は著しいものがございます。現在の砥用商店街は、店舗数が激減しました。限界集落の増加、本来の機能が果たされなくなった公共施設、小中学校の児童生徒数の減少、若者の流出と空き家の増加等々、「5年先、10年先はどんなに変わろうか」という地域の方たちの将来への不安の声も聞こえてまいります。

砥用地区のこの現状を、町長はどう受け止めておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、議員がおっしゃいました商店街の衰退、これは砥用地区だけに限ったことではなくて、全国の地方都市で同じような現象が起こっている状況でございます。

その主な要因といたしまして、生活スタイルの変化や車社会の急速な発展、イオンであったり、ゆめタウンであったり、そういった大規模小売店舗の建設であったり、ホームセンターやコンビニエンスストアの急成長等が挙げられると思います。また、人口の急激な減少により、購買者が減り、町内の市場規模が縮小したことも大きな要因だと考えます。これは一例ではありますが、この大きな要因となっている急激な人口減少が、商業だけではなく、先ほどおっしゃいました農業や教育、それから空き家問題、こういったものに大きく関わっていると言えます。後継ぎがない、担い手がない、昔と比べて子どもたちの声が聞こえないといった現状に、多くの町民の皆様が不安を抱えられていることと感じていますし、私も強い危機感

を持っているところがございます。

しかしながら、この人口減少問題は全国的な問題であり、多くの自治体が様々な対策を講じていますが、人口減少に歯止めがかからない状況でございます。

美里町におきましても、2050年には65歳以上の割合が60.3%になり、14歳以下の割合が6%になると予想されておりますし、社人研の推計では、今から約10年後には、町の人口は6,542人まで減少するとされております。

私は何とんでも、これらの推計が現実にならないようにしなければならないと考えております。まずは、この人口減少のスピードを緩やかなものにし、美里町が美里町であり続けるための施策に注力していきたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 町長にご答弁いただきました。

私たちが抱える課題は、おっしゃいましたように決して砥用地区だけのものではございません。より過疎化が進んでいる実情から、あえてお尋ねをいたしました。

では次に、農業分野における課題と対策について質問いたします。

美里町の間部部の集落におきましては、65歳以上の高齢者が過半数を占める、いわゆる限界集落が増加しており、砥用東部地区の26集落においては半数に達しております。高齢になり、農業をやめる人が年々増えて、作り手がなくなった農地をどう守っていくのかが地域の課題となっております。

先般、議会の産業厚生常任委員会では、「七城の米」と「庄の夢」というブランド米の生産に取り組んでおられる二つの農事組織を訪ねました。昨日、坂田委員長から詳しい活動報告もございました。どちらも特A評価の米作りに組織ぐるみで取り組み、次の世代につなごうと、土づくりから販売まで頑張っておられました。

一方、美里町の農業をめぐるても、昨年大変うれしい出来事がありました。先ほど村崎議員のお話もありましたけれども、第7回九州のお米食味コンクール in 多良木において、食味官能検査の部で美里町が優勝し、「美里のお米が九州一食べておいしいお米」という称号を得ました。きっと農家の皆さんも元気が出られたことだろうと思っております。

これからも農地を守り、おいしいお米を育てていくための対策の一つとして、先ほど申し上げた集落営農などの組織づくりはできないのでしょうか。もちろんこれは、美里町全体の課題です。

そこで、美里町における現在の営農組織の実態と、今後の組織化の推進計画について、お尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

ご質問のとおり、本町の農業分野の状況につきましては、非常に厳しい状況と認識しているところでございます。

少子高齢化の影響により担い手の確保が難しく、農業者数は年々減少傾向で、加えて、世界情勢の影響により物価の高騰が顕著であり、農業経営を維持していくにも大変ご苦労されていると認識しているところでございます。

さらには、後継者不足によりまして、今後、所有している農地を継承することができないなど、農業分野の課題は山積している状況でございます。

このような中、荒廃農地等の増加を少しでも抑えるため、農業法人や営農組合等の組織づくりは大変重要なものと考えております。現在、本町におきましては、農業者組織としまして、農事組合法人が2組織、株式会社が1組織が存在し、精力的に活動されておられます。しかしながら、これ以降に新たな農業組織や営農組合等が設立した経緯はございません。

これからの本町の農業分野の状況を鑑みますと、農業法人や営農組合等の設立につきましては、農地の維持・管理を継続していくために非常に重要なことだと考えているところでございます。農業法人や営農組合等の設立につきましては、まず、組織の中心となるリーダーが必要で、また、組織経営や経理を一元化する必要があるため、その事務を担う人材が必要なことや、詳細な合意形式（組織の目的や組織を構成するメンバーの意識と意欲）などが不可欠となり、幾つもの課題を解決する必要がありまして、新たな農業法人や営農組合等の設立が進まない状況でございます。

全国的に、中山間地域での集落営農の組織化は、ほ場の条件の悪さから、ほとんど進んでいないという状況でございますが、先日、議会の産業厚生常任委員会の行政視察で視察いたしました山鹿市の集落営農組織「農事組合法人 庄の夢」を参考にさせていただきながら、本町としましても、農業法人や営農組合等の設立に向けまして、組織づくりのための補助事業や組織運営に関する情報発信を行いながら、地域の農業者と協議、話し合いですけれども、を実施しながら、新たな農業組織の設立に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 農家の方のお話によりますと、農業従事者のほとんどが高齢者になり、農作業始め草刈りや用水路の保全、農地の改良など、かかる労力も費用も「やおいかん」と話されておりました。農家の方たちは本当に勤勉で、大切な農地を守ろうと一生懸命に努力しておられます。安心して希望を持って農業に取り組

めるような、そんな仕組みができることを期待しております。

次の質問です。

20年前の合併当時に比べて、現在の砥用地区の商店の数は激減しております。元来、五反田から原町、永富まで続いておりました商店街ですが、今では一部のお店のみとなっております。砥用東部地区におきましては、生鮮品や日用品を買えるお店は「よんなっせ」以外にはありません。

砥用商店街や東部地区の以前の活気をそのまま取り戻すということではできないかもしれませんが、新しい人の流れを生み、元気が出るような取組として、新たな観光イベントの計画はできないものでしょうか。また、経済効果を生むために、美里を訪れた人たちがお土産にできるような特産品の開発はできないものかと考えております。町のお考えをお聞きします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘の新たな観光イベントについてですが、今年は美里町合併から20周年の節目の年となります。町としましても、美里町を対外的にPRでき、関係人口・交流人口の増加につながるような美里ならではのイベントを開催できればと考えております。特に、昨年緑川ダム広場で開催された「美里ランタンの森」では、町外からもたくさんの方にお越しいただき、内容的にも好評であったことから、町のPRにつながったと評価しております。

そこで、令和6年度に、合併20周年を記念して、「美里ランタンの森」と連携したイベントの開催を計画しております。まだ、詳細は調整中でございますが、町民の皆様にも楽しんでいただけるようなイベントにしたいと考えております。

また、少し先の話にはなりますが、砥用地区の美しい里山の風景やダム湖を自転車で周回することができるサイクリングルートを造成していくことができればと考えております。商店街の中も通るようにできれば、活性化にもつながるかと思っております。

次に、特産品の開発計画についてですが、特産品には、農林水産物を加工したものの、菓子や惣菜などの食品、衣服や玩具、装飾品など、その種類は多岐にわたるかと思えます。

これまで町では、平成28年から立ち上げた産業連携協議会の商品部会において、「すべりひゆそうめん」やまんじゅうなどの商品開発を行い、かぼちゃパイの商品パッケージを手掛けるなど、取組を行ってまいりました。

また、商工会では、商品開発から販路開拓まで支援する小規模事業者新事業全国展開支援事業を行っており、美里プリンなどはこの事業を使っておられます。さら

に、美里町の特産品を認定する「みさとのよかもん」事業を展開されており、「高島園さんのアイス」や「柿の三千段」など、全部で25品目の登録を行っています。

さらに、美里まちづくり公社では、ふるさと納税の商品開発として、「お米のキューブ米」をつくり、タオルやデニム、包丁等の商品展開も行っております。今後は、町内芸術家の作品等への展開も検討されているところになります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 今、町には、まちづくり公社や地域おこし協力隊などにも企画力に富んだ方たちがおられます。ぜひ、連携を図りながら、魅力ある取組ができることを期待しております。

次の質問です。

砥用地区においては、通勤距離や生活環境の不便さから、就職や結婚を機に宇城市・甲佐町・御船町など近隣の市町村に引っ越す人が多く、若者や子どもの数が減少しております。人口減少に歯止めとなる今後の対応策を考えたときに、キーポイントとなるのは働く場所があること、住まいの確保ができるということだと思いますので、4と5の間をまとめて質問させていただきます。

まず、働く場所につきましては、既存の地元の会社や事業所がございますが、今回は、美里の豊かな山林を生かせるような業種の企業誘致についてお尋ねをいたします。

町では、これから山林業の活性化を図る目的で、新たに自伐型林業に携わる地域おこし協力隊員を採用され、今後に期待がかかるところでございます。先般、議会の産業厚生委員会では、CLTという木質建築材や木質ペレットの生産、バイオマス発電をしている会社を見学してまいりました。山林業を町の産業として育てること、そして町内に働き場が一つでも増えて、若い人の定住につながるような施策として、例えば、バイオマス発電や新建材CLTなどに関わる企業などを誘致するといった検討はできないものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、働く場所として、バイオマス発電や新建材CLTなどに関わる企業誘致などの検討についてですが、議員ご指摘のとおり、美里町は町土の75%が山林となっており、その大部分に杉が植林されています。九州では特に、昭和20年代から昭和40年代にかけて、戦後の復興需要に応えるかたちで盛んに造林された背景があり、美里町も同様の傾向が見られます。しかし、木材輸入自由化や集成材の利用増等により、国産木材の価格低下が続き、伐採や搬出費用等を賄えず、林業経営が

成り立たない現状になっています。特に美里町は、急峻な地形から林道整備が難しく、搬出コストが大きくなる傾向が見られます。

このような状況の中、まずバイオマス発電、特に木質バイオマスの場合、その燃料は間伐材や木材加工での端材、木造建築物等解体で発生した産業廃棄物由来のものなどが考えられますが、搬出・収集・運搬・チップ加工等、これらの経費をいかに抑えることができるかが、このバイオマス発電事業の成否だと思われます。そのため、多くの木質バイオマス発電の立地場所についてですが、大規模な木材加工所の近くや海外からの輸入も想定した港の近くなどに多く存在します。

次に、CLTにつきましては、議会初日の常任委員会視察報告でもありましてしており、変形しにくく強度も高くなる利点があるため、大きな木造建築物を建てるのに向いていると言われております。集成材の一種となりますので、材としては大きな木である必要がなく、節があるなどこれまで建材として不向きだった木材も活用できるため、今後その需要は高まるものと期待されておりますが、現段階では製造コストの高さがネックとなるというふうに聞いております。こちらもですね、現状として低価格であることが求められますので、費用としては搬出・運搬費用がなるべくかからない場所を選んで立地を検討されるというふうに思われます。

町としましては、美里町を選んでもらえるのであれば大歓迎ですが、相手の事情もあることだと思われますので、木材関連企業の進出にも期待しつつ、採算性と環境保全が両立できる自伐型林業の取組を同時並行で進めてまいりたいというふうに考えております。

また、企業誘致については、企業立地促進条例の対象として、林業も含めた製造業を対象としておりますが、現在は、半導体・電子部品・蓄電池・電気自動車等の今後さらなる需要増が見込める有望業種を絞り込みまして、それぞれの企業をリストアップして働きかけを行っているところになります。引き続き誘致に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 順番が逆になりましたが、④の人口減少、特に若者・子どもの減少についての質問に対するお答えをさせていただければと思います。

若者・子どもの数の減少における今後の対応策についてでございます。

現在本町におきましては、多くの子育て支援策を展開しているところであります。その一つひとつを申し上げることは控えますが、多くの自治体間で子育て支援策の拡充が過熱している状況にあります。

では、子育て支援策を充実しただけで美里町が選ばれるかというところではあり

ません。これは先ほど議員がおっしゃいましたとおり、働く場や住環境の整備、これはセットで考える必要があると思います。

多くの若者がより利便性の高い地域を選び、居住するのは行政で止めることはなかなか難しいことですし、できないと思います。だからといって手をこまねいていると、人口減少のスピードは増すばかりだと考えます。

そこで現在、美里町内でも熊本市や宇城市に近い中央北地区の簡易水道整備を進めているところでございますし、併せて、美里農業振興地域整備計画を見直すことで、企業誘致や宅地整備の可能性がより高くなるよう努めているところでございます。

今後は、こども家庭センターも開設をいたします。子育て支援をより充実させながら、企業誘致や住環境の整備を進め、若い世代の方々に選ばれる美里町にすることが重要だと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 町長にお答えいただきました。二つの質問に、大変丁寧にご答弁いただきました。

町内に働く場所があることは、若者の定住の重要な要件の一つです。企業誘致につきましても、今後も様々な方面から検討を成されることを希望いたします。

次に、住まいの確保について、お尋ねをいたします。

東部地区には、唯一町営住宅畝野団地がございます。しかし、老朽化も進んでおりまして、若者が定住して子育てをする住まいとしては、新たな住宅の建設が求められます。現在、町は、金木地区の土捨て場の用地購入を進めておられますが、令和4年6月の私の一般質問に対し、その用途として、町営住宅や分譲住宅の建設も検討したいと答えておられます。そのことについて、現在の状況と今後の流れについて、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

畝野、金木の土捨て場につきましては、平成30年度から用地買収を進めてきておりますが、一部用地買収困難な土地がありましたので、令和5年度に計画の修正を行っております。今後、計画の変更に伴い、追加となった土地の買収を進めていきたいというふうに考えております。

用地の買収が済みましたら、公共工事の残土や緑川ダム管理所が計画されております、ダム湖を浚渫した土砂で埋め立てを進めていくこととなりますけれども、埋め立てた後の土砂の安定を図る上でも数年間、大体3年から5年程度だと考えておりますが、その期間をかけて埋め立てていくことが必要であるというふうに考えて

おります。

埋め立てた後の跡地利用につきましては、用地買収が完了した時期を目途に、令和4年6月の一般質問での上田町長の答弁のとおり、老朽化した畝野団地の移転や分譲住宅団地の整備などを含めて、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 町は、美里町の様々な課題解決にしっかり対応していただいておりますが、過疎化の流れが少しでも緩やかになるように、行政と住民がしっかり連携して、知恵を出し合っていけたらと思っております。

次の質問をいたします。

先般の研修先の一つに、今、子育ての施策で全国の注目を集めております人口6,000人未満の岡山県奈義町がありました。他の議員さんからも質問もあると思いますが、町全体で子育てをする町独自の仕組みができておりまして、子育て世代への経済的な支援の充実に加えて「こどもたちと高齢者は、町の大切な宝物」という基本姿勢が謳ってありました。

行政の役割は、町民が暮らしやすい町をつくることであり、町の様々な施策は全て福祉につながっていると言えます。

第9期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定期間でもありますし、役場に新しく「こども応援課」が設置され、湯の香苑にこども家庭センターが開所する今、高齢者やこどもたちの福祉について、町の基本的な考え方をお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

高齢者やこどもたちの福祉についての町の基本的な考え方につきましては、現行の美里町第2次振興計画（後期計画になりますが）、その中の基本構想によるところとなります。基本構想の第2章に、施策の大綱を掲げ、施策の大綱に基づく取り組みが基本計画でございます。

ご質問の、高齢者やこどもたちの福祉については、基本構想第2章項目の2番、健康・福祉のまちづくりを目指して取り組んでいく必要がございます。

また、こどもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係づくりとともに、地域住民ができる範囲でお互いに支え合う地域共生社会の実現に向けて策定します地域福祉計画を上位の計画として位置づける「こども計画」・「高齢者福祉計画・介護保険

事業計画」によるところとなります。

今年度は、先ほどの地域福祉計画のほか、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画を改定するため、アンケート調査を含め、これらの計画策定委員会において、住民の皆様、議員の皆様、当事者の皆様、関係機関の皆様のご支援をいただき、計画を策定しているところでございます。

高齢者の福祉につきましては、高齢化率の上昇や生産年齢人口の減少による支える側の主である医療・介護の専門職の高齢化が予測されるため、地域包括ケアの推進と「誰もが生き生きと暮らせるまち、美里」とともに、地域共生社会の実現を目指していくこととなります。

こども計画につきましては、本年度にアンケート調査を行い、来年度に策定予定でございますが、先ほど来申し上げたことを踏まえますと、こどもたちの福祉につきましては、策定中の地域福祉計画における重点取組の一つとして、「健やかにこどもが成長できるまちにする」を掲げ、こども家庭センターの設置のほか、その環境づくりを進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） ただ今のご答弁に、「健やかにこどもが成長できるまち」とございました。そのとおりだと思います。子育ても、親御さんが安心してできるような環境づくり、つまり「場づくり」がとても大切だと思っております。

次の質問です。

昨年春の機構改革で、美里町社会福祉協議会の事務所と地域包括支援センターが、永富にある老人福祉センターから役場砥用庁舎内に移転いたしました。その後、老人福祉センターは閉められており、ほぼ利用はされておりましたが、今年の1月半ばから、これまで佐俣にある湯の香苑で実施されておりました砥用地区の利用者の皆さんのデイサービスが、老人福祉センターにて再開されております。

デイの再開に向けましては、町は各種の様々な附帯工事をされて準備をさせていただきました。ですが、始まってみますと、幾つか不備な点が見られております。町は社協との連携の中で、その点を十分把握されているとは思いますが、その課題と対策について、そのお考えをお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

はじめに、永富にございます老人福祉センターの現状でございますが、令和3年度の建物等の調査を踏まえて、その建物等の修繕等は、昨年の12月までに完了をいたしております。

佐侯の湯の香苑で実施されておりました、砥用地区の皆さんのデイサービスにつきましては、本年1月15日から約1年半ぶりに老人福祉センターで再開されているところでございます。

再開されてから、福祉課におきましても、実際にデイサービス会場に赴き、その様子やデイサービス職員の方の声をお聞きしました。その中で、修繕範囲になかった所や、特に動いていなかった入浴設備等の機器類に故障が生じていて、その都度応急対応をしている現状がございます。

ご指摘にもありましたとおり、課題につきましては、本年度に修繕等を行いました。が、老朽化により維持する上で必要となる費用等が、一定程度今後も必要となることが課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） デイサービスをご利用されていらっしゃる方はいずれも高齢の方でありますので、デイ参加は貴重な、ほかの皆さんとの交流の場であり、身体面のリハビリはもちろんです。が、メンタル面においても生きがいにされている大切な場所です。デイルーム以外のお部屋も、地域の方たちが日頃から利用されて、施設内に活気が出れば、デイ利用の方たちにとってもより良い環境になるのではないかとと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

デイサービス利用者にとって、よりよい環境づくりについてのお尋ねでございますが、利用されるデイサービスルームの設備環境は当然でございますが、提供されるデイサービスのプログラムも重要であると考えております。

受託者は社会福祉協議会になりますが、そのプログラムにおいて、大集会室等、デイルーム以外を活用した、こどもたちや地域の方々との交流機会の提供、文化・芸術に触れあう機会の創出等、そのプログラムにおいてもよりよい環境づくりに資するものがあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 様々な方面から検討して、よりよいサービスが提供されるようになるというふうに思っております。

昨年の3月定例会におきまして、老人福祉センターの改修や活用についてお尋ねいたしました。そのときのご答弁に、老人福祉センターが水害等の災害時に、イエローゾーン（危険地区）に指定されているという理由で、なかなか大規模改修はで

きないというお返事がございました。そして、空調設備の整備にも高額な費用がかかるというご説明がございました。しかし、現在のセンター周辺は、本当に人の流れが途絶えまして、過疎感がとても顕著になっております。

それまでの、老人福祉センターで行われておりました業務が役場に移ったことで、やっぱり困っているという地域の方の声もございます。本来は、合併当時の協議の中で、中央地区の福祉の拠点は湯の香苑であり、砥用地区の福祉の拠点は老人福祉センターであるということが話し合われたということも聞いております。合併後は、約20年間、美里町社会福祉協議会の本所としてその役割を果たしてきたこの老人福祉センターを何とか、でき得る限りの改修を進めて、地域の方の交流の場として提供できないかと思っております。

私たち団塊の世代が、来年には全て後期高齢者、つまり75歳以上になります。超高齢化社会という時代が目の前に来ております。そんな時代だからこそ、高齢者が集い、あるいは、若い世代の方、子どもたちと交流をすることができる、そして、みんなで集って、元気に年齢を重ねていける、そういう場がますます必要だと考えております。

現在、老人福祉センターが抱える建物や設備の課題の対応策と、今後より多くの方が集まって利用しやすいような今後の運用計画について、町のお考えを再度お尋ねしたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 老人福祉センターが抱える建物や設備の課題への対応策ということでございます。

老人福祉センターが抱える建物や設備の課題への対応策でございますが、現在、最も心配しておりますのは、先ほど課長の説明にもありましたが、やっぱり運営していく上で必要となる維持・補修等の費用の確保でございます。老人福祉センターにつきましては、建物等の調査を踏まえ、新築や大規模改修の検討も行ったところでございます。

しかしながら、その立地環境において、過去にその地域で実際に降った降雨から想定される最大規模の降雨、これ「L2」といいますが、そのL2による浸水最大想定区域の0.5メートルから3メートルの区域にあるほか、先ほど議員もおっしゃいましたが、イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域にも該当しているというような状況でございます。これは、昔とは違ってですね、災害が頻発するものですから、最近になって、国が新たに線引きをしたと「こういう危険性があります。」「こういう所には建物は建てられません。」とか、そういう線引きをした地域になります。昔は、その線引きはありませんでした。最近、大きな災害等が頻発するこ

とで、こういった規制がかかってきたとご理解をいただければと思います。

また、国の補助により建築された施設でありまして、補助金適正化法などの制約上の理由から、今後の運用計画・方針につきましては、これまでもご説明してきましたとおり、必要最小限の改修に留めて、当面、老人福祉センターの機能を維持することとしたところでございます。

先ほど、業務が役場に移り、困っているという地域の方の声もあるというふうに伺いましたが、社会福祉協議会、それから福祉課が同じフロアにあるということで、ワンストップでいろんな相談が終わるといような声も多く寄せられているところでございます。足りないところはですね、また個別にいろいろとご相談をいただいて、改善できるところは改善をしていきたいというふうに考えます。

なお、高齢者支援を目的とした関係者や諸団体の主体的な活動により使用されることは、これはもう全然可能でありますし、交流の場や健康維持の目的など、ソフト面において老人福祉センターを活用していただくことは、これは可能なことでございますので、ぜひ、いろいろな団体の皆さんにご活用いただければと思うところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 町長にお答えいただきました。

これから利用される方が安全に活用できるような環境の整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

20年前の合併時の町のキャッチフレーズは、「小さくてもきらりと光るまち、やさしさと対話のまちづくり」でした。コロナ禍によって、人と人とのつながりが希薄になっている今だからこそ、地域の方と安心して出会える場が必要だと思ひます。

町長がいつも、「美里町は多くの可能性を秘めたポテンシャルの高い町だ。」と言われます。私も本当にそうだと思います。そう信じております。過疎の課題解決のためには、行政だけに努力を求めるのではなくて、私たち住民一人ひとりが現状と課題をしっかりと認識して、住民と行政が一体となって課題解決に取り組む必要があると考えております。町と住民が互いに支援し合つて、もっともっと住みやすい町をつくっていただけると願つております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、高田美千子議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、9番、今田政行議員の一般質問を行います。今田政行議員。

○9番（今田政行君） 9番議席、今田政行です。

本題に入ります前に、本年の元日に発生をしました能登半島地震で被害を受けられました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うところでございます。

それでは、通告書に従いまして、質問を進めてまいります。今回も前回に引き続きまして、1、農業振興について、2、人口減少対策について、をお尋ねいたしますが、本町にとりまして、双方とも大きな課題を抱えている案件であると認識をしておるところです。

1番の農業振興について、ですけれども、全国的に見ても食糧自給率が38%まで低下し、農業者の高齢化や後継者不足などが、特に生産の4割を占める中山間地域で、農業の継続可能性が脅かされております。

本町におきましても、2015年の農業生産額17億6,000万円、総農家数1,170戸、販売農家数730戸が5年後の2020年には、農業生産額13億3,000万円、総農家数で878戸、販売農家数が530戸と、激減をしております。

また、農業従事者の高齢化によりまして、管理が思うようにならず、集落内の農地まで荒廃し、害獣の住みかとなっております。そのような中、本町の主産業である農業を、また持続可能な農山村地域をどうつくっていくのか、今後の方向性をお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町の農業につきましては、農業従事者の高齢化により離農される方が増え、農業者の担い手不足が喫緊の課題となっております。

また、担い手不足と同時に荒廃農地につきましても、中山間地域であり地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を中心に増加が進み、今後の対策が必要不可欠であると考えているところでございます。

このような状況の中、農業従事者の減少や荒廃農地の増加対策への一環といたしまして、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法（基盤強化法と言われますけれども）、その一部改正によりまして、農地取得に係る下限面積が撤廃され、経営規模

の大小にかかわらず、意欲も持って農業に新規に参入される方への農地利用の促進が図られております。

また、今後の方向性といたしましては、国の施策としまして、農業委員会が中心となりまして、地域の農業従事者等に集まっていただき、現状の農地の耕作者、農地の貸し借り情報でございますけれども、それをお示ししました地図を見ていただきながら、共通認識をしてもらい、「将来、この農地は誰が耕作していくのか」ということをまとめた地域計画（目標地図となりますけれども）、それを令和6年度末までに策定することとなっております。

これまでに地域の皆様のご協力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となりまして、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を考え、明確化（見える化と言いますけれども）をして、地域の農業の未来のあり方を検討していただくものとなっております。

地域の農地を守っていくためには、担い手の確保が必要となりますが、新規就農者や認定農業者などの個人の農業者に加えまして、山間部で認定農業者などがいない地域では農業に新規に参入される方や、定年退職後に農業を続けられる方などを中心とした集落営農組織を設立するなど、共同で地域の農業を守るための担い手となる組織づくりを推進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 現在のですね、農用地の面積ありますけれども、そのまま継続していこうというのはなかなか厳しいものがあるかと思っておりますので、やはり山に返す分は山に返して、優良農地を荒らさないように管理していくという方法が一番いいんじゃないのかなというふうに思うところでございます。

今の農業者の方々におかれましては、後継者がいない農家の田畑、あるいは病気等で突発的な理由によりまして管理ができなくなった所の田畑、これを貸借契約で管理されておられますけれども、しかしながら、そのような農業者の方々も年々歳を重ね、契約を解除せざるを得ない状況になっております。荒廃農地につながるということでございますけれども、よって、個人で管理できなければ組織で管理するという発想から、法人の組織をつくるということが必要じゃないかというふうに考えるところです。

午前中発表ありました5番議員もその点、触れておられますけれども、やっぱり法人になりますと、会社あるいは会社タイプ、あるいは組合タイプとあろうかと思っておりますけれども、そこに事業の継続はできるということと、雇用が生まれるということ

でございますので、その法人の、今4法人活動しておられますけども、それ以上の法人ができないかなというところを願うところでもございます。

田んぼは水を貯め、洪水などの災害を防いだり、水により暑さをやわらげたり、水稲やほかの生き物を育んだりと価値のある存在であり、能登半島地震でも農家のハウスが避難場所になるなど、防災機能を発揮しております。

国は、このような田園風景を国民共有の財産として多面的機能と呼び、2015年には多面的機能発揮促進法を施行し、地域住民と一緒に草刈りや水路の補修などに対し多面的機能と、地域に着目した中山間地域等直接支払、また有機などの生産方式に着目した環境保全型農業直接支払を、合わせてこの三つを日本型直接支払制度と言いますが、本町においても地域の状況に合わせて、この日本型直接支払制度を活用して、地域の保全に努めておられると思いますが、町内での多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払に取り組んでいる組織の数及び面積はどのくらいであるか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

まず、多面的機能支払交付金につきましては、農業や農村が持つ多面的な機能の維持や機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された制度で、本年度（令和5年度でございますけれども）、町内で取り組んで切る活動組織につきましては22組織あり、取組面積といたしましては530.3ヘクタールでございます。

次に、中山間地域直接支払交付金につきましては、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続する目的で設立された制度で、本年度（令和5年度）町内で取り組んでいる集落協定数が37集落協定ありまして、協定農用地面積につきましては499.7ヘクタールでございます。

最後に、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、農業の持続的な発展と農業の有する多面的な機能の発揮を図るとともに、みどり食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取り組みと併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援する目的で設立された制度でございます。本年度（令和5年度）町内で取り組んでいる団体が1団体あり、取組面積につきましては2.85ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） ただ今、それぞれの組織数で合計で60組織になるかと思っておりますけども、この60組織が取り組んでおられることで、今度更新になるわけです。

けども、労力不足等で継続困難と申し出る組織があるように聞いております。そのところを事実かどうかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

現在ですね、多面的機能支払交付金といいますのが、令和5年度（今年度）活動終了を迎える活動組織につきまして19組織ございます。その19組織につきまして、事業の意向調査を実施させていただきました。その結果、17組織につきましては継続して取り組む、2活動組織につきましては活動を継続しないとの結果を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 多面的機能支払はですね、他の直接支払と比べて国のレベルでは、総額でははるかに多いわけですが、10アール当たりの単価では農地支払いで、田が3,000円、畑が2,000円と心もとない単価でありますけども、それにつきましては拡充を求める声が全国の中で相次いでおるということでございます。

しかしながら、交付金があるのとないとはえらい違いがあるわけですので、今2組織ですかね、やめたいと言われる組織についても、事業継続ができるように、ぜひフォローを願うところでございますけども、そのところの話というのはできておるんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

一応、三つのですね、交付金、それぞれ5年間の事業計画を地域の合意形成、目的を持って業務を行うときに、参加者それぞれが理解、納得した上で進めることということに基づいて、作成する計画でございます。

そのためですね、事業を実施することになっております5年間の長期計画ということもありまして、農地の維持・管理を持続できるかを懸念されてる声も伺っているところではございますけれども、農業者の高齢により現場での草刈りなどの作業が困難である状況という中で、今後ですね、どのように事業の継続を迎えていくかということで、町としても支援をできるだけですね、していきたいというふうに考えております。今後の課題として検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） ただ今話をしてきましたこの三つの事業、日本型直接支払制度でございますけれども、それぞれ周期は違うわけですが、次期対策の対応として、変更等があればわかる範囲で結構ですので、お答えをいただきたいと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

多面的機能支払交付金のみの説明となってしまうところもございますけれども、本年度のみ対応しております、国からの通達によりますと、食糧農業農村基本法の検証及び見直しの傾向を踏まえるという必要があるということから、制度の見直し等につきましても、1年間延期するということが特例的に選択できることとなっている情報につきましては、入っているところではございますけれども、他の事業につきましても、変更等はわからない状況でございます。

現在、国におきまして、食糧農業農村基本法の改正案が提出されておまして、制定から25年を経て、初の本格的な改正ということもありまして、その内容を注視していかなければ、なかなか内容等のほうは把握できないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） それでは、次に、美里町良食味米コンクールが令和5年度で6回目を迎えております。食味スコアも年々レベルアップをする中で、今回うまい米づくりの組織が結成をされました。やっと、美里の米をPRする組織ができたということは非常に嬉しいことであろうと思っております。

そのような中、先般、うまい米づくりの先進地である菊池市の七城町に、JA菊池七城中央支所をお訪ねし、良食味米づくりへの取り組みということについて研修をさせていただきました。

七城の米の歴史は古く、県内でも米の主産地であることはご承知のところでございますが、平成12年に菊池市とJAの出資で、有限会社七城町銘柄米センターを設立しておられます。米の生産の指導から販売までを行っておられます。その中で、全国食味ランキングにおいて、特Aを14度獲得をされておられます。本町におきましては、今からのスタートということかもしれませんが、生産管理の統一化による品質の統一をより一層図っていかなければ、継続的なうまい米づくりはできないと考えておりますが、町としてどのような考えを持っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町においては、令和5年度より「美里うまい米づくり会」を設立されておられます。これまでも本町で生産されているお米（良食味米でございますけれども）につきましても、良食味であると評価されており、支持いただいている消費者も多くおられるというふうにご伺いしているところでございます。

「美里うまい米づくり会」においては、さらにお米の栽培方法などについて研究を重ねられ、これまで以上の良食味米を生産することで、ブランド化し、付加価値を付けて販売することを目的として設立されていらっしゃる。また、生産するお米につきましても、本町の気候・風土に合う品種の選定などについても研究されておられます。

こうした中で、本町におきましては、本年度も食味コンクールを実施しており、第6回目を迎えることができました。食味分析計を購入し、即時に食味値を算出できるような仕組みづくりを行うことで、本町のお米生産農業者の皆様が興味を持っていただけるということで、生産性の向上及び良食味米の栽培など、本町全体のお米の品質向上につながっているのではないかと考えているところでございます。

また、令和2年度から九州のお米食味コンクールに出品しておりまして、本年度は、本町が食味官能審査の部におきまして、優勝という輝かしい成績を収めることができました。これは、日頃よりお米作りに精一杯ご尽力されておられる農業者の皆様のご賜物ではないかというふうに思っております。

ですが、実際に高値で販売するには、ある程度の量と品質の安定・栽培技術の向上を図り、安心して安全な良食味米の生産を継続して行うことが必要だと思っております。

町としましては、高品質で良食味のお米づくりに取り組まれる農業者を支援するとともに、美里町のお米の認知度向上に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今ですね、お話のとおり、有利販売するにはですね、どうしても量の確保が必要というふうに思っております。どんなに食味がよくても、量が少なければなかなかバイヤーのほうも飛びついてこないというふうに思いますので、ぜひ、今のですね、うまい米づくりの会の今以上の組織のふくらみを期待をするところでもございます。

それと、あと収集家、あるいは販売する組織というのも考えとかなくちやいけないんじゃないのかなと思っております。米作りの会がそのまま自分で販売できるの

かと言えば、なかなかそこまではですね、厳しいものがあるんじゃないかということで、これはそのままということじゃありませんけども、七城みたいに農協と行政が出資した会社をつくる、そこで取り扱うということもですね、一つの方法じゃないかなというふうに思うところです。

続きまして、農産物加工所の設置についてのお尋ねをいたします。

農産物の出荷・販売におきましては、JAや市場へのお荷のほかに、地元の農産物直売所で販売をされている方も多くおられますが、農産物のほかに、農産物加工品も目を引きます。

加工することによりまして、付加価値を付け、収入につなげるということは非常に喜ばしいことであります。今後は、農産加工品を伸ばすことにより、農産物のロスをなくしたり、あるいは収入につながるという観点から、農産物加工所の充実を望むところですが、現在は、公的施設では、農村婦人の家と佐俣の湯加工所の2か所だと思います。

農村の家につきましては、ほぼ味噌作りで活用されております。ですので、佐俣の湯のみの対応では、非常に大丈夫なのかなというふうな疑問が残るところですけども、個人で加工所を設置している方も多いかもかもしれませんが、今後、農産物加工品を増やし、特産品として育てるためには、加工所の充実が必要かと思っております。

よって、農産物の加工所の設置はできないものかお尋ねをいたしますが、それぞれ加工する品物によって設備も変わってきますけども、ここで話しているのは、漬物の施設ということでお話をしておるところでございます。設置につきましてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町には、先ほど議員もおっしゃいましたが、食品加工ができる施設といたしまして二つの施設がございます。一つ目が畝野地区にある美里町農村婦人の家、二つ目が道の駅美里佐俣の湯の敷地内にある美里町農産物加工施設です。

農村婦人の家につきましては、施設の設置目的といたしまして、「農村婦人高齢者の知識習得及び技術の伝承を促進するとともに、町民の健康と福祉の増進を図るために設置」とされた施設となっております。現在は、先ほどおっしゃいましたように、主に味噌づくりを行う場所として使用されております。

また、美里町農産物加工施設、これは佐俣の湯の敷地内にある施設であります。その設置目的は、「農産物の加工及び販売により、農家所得の向上を図り、これを指標に地域農家に農産物の加工及び販売の重要性を広く普及し、農村地域の活性化と定住を促進するため、農産物加工施設を設置する」というふうになっております。

以上の設置目的を見ても、販売を目的として加工ができるのは佐俣の湯にある美里町農産物加工施設のみとなります。

議員ご質問の、「農産物加工場の設置はできないか、加工施設の設置はできないか」ということについてでございますが、令和3年6月に施行されました改正食品衛生法によりまして、販売目的で加工等を行う場合（これは漬物も含まれます）は、保健所の営業許可が必要になった上、厳格な衛生管理手法（これ、ハサップと言います）、それに沿った製造施設と工程が求められるということとなりました。

このようなことから、不特定多数の方が利用される、販売目的の加工施設を設置するためには、多くの課題をクリアする必要があると考えております。

また、改正食品衛生法の適用までの経過措置が今年5月31日までとなっておりますので、まずは既存の施設を法が定める衛生基準に達するよう対応していく必要があると考えているところです。

また、加工施設の設置に関しましては、じゃ、漬物だけでいいかと、そうなる下次はこういうもの、次はこういうものということも予想をされます。そういったことも総合的に考えながら検討する必要があると考えております。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今、町長お話されましたとおり、食品衛生法の改正というのが令和3年6月1日に施行されたということでございますけども、実は、先般の1月の26日のですね、農業新聞にも出ておりました。食品衛生改正法の記事ということで、食品会社が製造した浅漬けが原因による集団食中毒事故の発生を受けて、2021年（令和3年ですね）の6月に施行された食品衛生法改正によりまして、漬物を製造・販売するには、保健所の衛生許可が必要のほか、さらに、言われました厳格な衛生管理手法に沿った製造施設の整備が求められる。法適用まで経過措置としまして、今年の5月31日までとなっておりますということでございまして、改正法は改正前から製造している個人農家にも適用されまして、国が定めた衛生基準の要件を満たす必要がある。かなり高額な施設の改修費用が必要になるんじゃないかというふうに思っておりました。そのようなことから、先日加工所を所持されている農家の方ですね、話を聞くことができました。その方におかれましては、逐次改修を進めてきたということで、ほぼ新法の基準に適合しているということでありました。また、宇城保健所のほうもちょっと訪ねてみまして、内容をお尋ねしたところですね、美里町管内に漬物関係の施設が19戸あるということで、「新法の基準での許可済みが10戸あります」ということで、「残りの9戸が今から5月末までに改修をお願いする施設であります」というふうな説明をいただいたところであります。

保健所としましても、スムーズな改修ができるよう、逐次巡回指導をされてると
いうお話でもありました。

このような件につきまして、町は関係しないのか。あるいは、関係するんであれ
ば、どの課で対応されるのかということをお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 食品衛生に関することの所管は、住民生活課の環境政策係でござ
いますが、今回の改正食品衛生法への対応につきましては、県が対応することと
いうふうになっております。

そのため、この食品衛生法の改正について、町で何かをいろいろやるというとい
うようなことは行っていないというような状況でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今、町が直接関わっていないということでありましたけども、
やっぱりですね、そういう状況辺りは当然連絡いただきながら知るべきじゃないか
なというふうな思いもしたところでございます。

続きまして、2番の人口減少対策についてお尋ねをいたします。

町では、新型コロナウイルス感染症への対応、国や熊本県のデジタル化に対する
最新の動向を踏まえ、本町のDX推進に対する基本的な考え方及び個別施策を示す
美里町DX推進計画を策定するとし、計画策定の趣旨、また基本目標として、デジ
タル活用による住民サービスの向上、地域デジタル化の推進、行政内部のデジタル
化の推進等を実施計画として挙げてありますけども、この中で1点だけお尋ねをし
たいと思いますが、合計特殊出生率の5年ごとの数値が段階的に引き上げてあるの
は、何か施策があつてからの引き上げであるかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの、町のDX計画に記載しております合計特殊出生率を段階的に引き
上げている理由でございますが、この美里町DX推進計画につきましては、美里町
の振興計画や美里町人口ビジョン等の上位計画を下支えをし、側面から支援する計
画となっております。

そこで、この町のDX計画に記載しております合計特殊出生率につきましては、
平成29年になりますが、国立社会保障・人口問題研究所（社人研といいますが）
が推計しました日本の将来推計人口から引用をいたしております。

この日本の将来推計人口につきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略
におきまして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるなど四つの基本目
標の施策の期待値も含まれております。そこで、2040年（令和22年）の合

計特殊出生率を2.07%と推計されております。そちらのほうを引用してるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） わかりました。

通告書ですね、次の2番から6番におきましての5項目につきましては、子育て支援についてのお尋ねですけども、先般、岡山県の奈義町に行政視察で、奈義町の少子化対策を研修させていただいたところでございます。それを踏まえまして、質問をさせていただきますが。

まず、奈義町におきましては、面積が69.5平方キロということで、本町の約半分ぐらいの面積でありまして、特色といたしましては、陸上自衛隊の駐屯地があり、また演習場があり、行政区の約2割を占めておるということでございます。

人口につきましては、昨年4月の時点で5,700名というふうに言われております。平成14年に合併の意思を問う住民投票が行われまして、単独町政を決定をされたところですが、ただ、存続するためには人口減少が最大の課題と捉え、対策といたしまして、定住促進のための子育て支援策、産み・育てる環境と住宅施策、住む環境、魅力ある教育と就労の場の確保施策、働く環境を掲げ、この20年間で子育ての支援策を次々と新設また拡充をしてこられ、その結果、高い合計特殊出生率2.95を達成することができ、全国から視察研修を受け入れる町となっております。

では、その高い合計特殊出生率のカギは何かといいますと、やはり子育ての負担が軽くなって安心である、あるいは住む所があつて安心である、働くことができ安心である、子育ての悩みや喜びが共有できて安心である、町のみんなが子育てを応援してくれて安心であるという、この安心感が大きなカギであろうと思っております。

本町においても、近隣の自治体に先駆けまして子育ての支援の施策を行ってまいりましたが、他の自治体においても、内容の充実がされてきましたので、なかなか特徴が見えなくなったということではありますが、産前からの切れ目のない経済的支援をすることにより、子育ての負担が軽くなって、安心につながるのではないのでしょうか。

そこで、今後この子育て支援に対する施策のお考えはあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 子育て支援の今後の施策についてでございますが、先ほど議員

もおっしゃいましたように、定住促進のための子育て施策、そういったものは非常に大事なことであるということは、本町においても同じ考えだというふうに認識をしております。

その中で、新たな施策はあるのかというお尋ねでございますが、本町におきましては、本年4月1日に新設をいたします「こども応援課」内に、全ての妊産婦や子育て世帯、そして、子どものこと全般に対し、一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置することとしております。

このこども家庭センターが設置されることにより、妊産婦さんや子育て中の保護者の方々などの、不安や悩みが解消され、又は同じような悩みや不安がある方々の情報の共有の場となればと考えているところでございます。

なお、今後の施策といたしましては、これまでの子育て支援策に加え、「放課後児童クラブ利用料減免事業補助金」を計上させていただいております。これは、学校が夏休み期間中は、放課後児童クラブの利用時間も長くなります。そうすると、放課後児童クラブの利用料もその他の期間と比べ、高額となります。その結果、夏休み期間中の利用を控えざるを得ない家庭等に配慮をいたしまして、負担額を通常の月額と同額にするための補助制度でございます。

また、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援を行う「産後ケア事業委託料」も計上しております。

このような支援以外におきましても、今後恐らく、次々と国からいろんな補助事業等打ち出されるのではないかと思いますので、そういったことをしっかり注視しながら、対応できるようにしていきたいと思っております。

また、今回奈義町をご視察をなさいまして、ここにもその際の資料があります。既に美里町で取り組んでいるところもありますけれども、この奈義町を参考にすべきところもでございます。そういった意味では、他の自治体に負けないような子育て施策を展開できるように、鋭意努めていきたいと考えたところでございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 新たに3点、4点施策があるということでございますので、期待をしたいと思います。また、今お話がありましたとおり、奈義町での施策ということでお尋ねをいたしますけれども、高校生の就学支援金の創設ができないかというふうなお尋ねでございますが、本町にも高校がなく、町外の高校へ通学するというところでございますが、通学するのか、寮に入るのか、下宿するのか、アパートに入るのかという手段です。親としては相当出費がありますけれども、根拠として通学費の支援とかいうかたちの中で、この就学支援金というのが創設できないものか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 現在、町としまして、奈義町のように高校生への給付型の就学支援金の支給は行ってはおりません。現在行っているのは、高校生への就学資金の貸し付けでございます。内容としましては、本町の中学校に在学又は卒業した者で、誠実かつ向上心があり、経済的理由により進学が困難な者に対して、月額1万2,000円を貸し付けるものです。毎年度7人を限度としており、令和5年度の貸付者は一人となっております。

なお、高校生への就学支援につきましては、国の「高等学校等就学支援金制度」があり、公立高校の場合、授業料負担が実質0円、私立高校の場合は、保護者等の所得に応じた支給額との差額分を負担する制度となっております。これも、意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくり、高校教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与する目的で、平成26年度から開始された事業となっております。採択については、幾つかの要件が設定されておりますが、できればこの制度を活用していただき、併せて町の奨学資金貸付制度を活用いただければと思っているところです。

なお、先ほど議員が申されました公共交通機関の定額補助、あるいは寮や下宿等の補助等につきましては今後検討し、本町の実情に合った支援策を検討して取り入れてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） ぜひ検討のほう、よろしく願いをいたします。

続きまして、大学生への町独自の就学育英金の創設ができないかというお尋ねですけれども、大学生ともなれば、ほとんどが町外に出での生活になり、卒業するときには都市での就職が多いと思われれます。しかし、できることであれば、町に帰ってきていただきたいという思いから、卒業後、町内に在住であれば返済免除の特典を付加するこの投資ができないものかというところのお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 奈義町の奨学育英金制度は、住民にとって利用しやすく魅力的な貸与制度だと思っております。年間60万、そして町内に住めば返済不要というようなことでございます。

現在、本町におきましては、大学生への奨学資金の貸付制度はありませんが、今後の検討課題だと思っております。なお、向学心に富む学生で、経済的理由により就学困難な者に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成する目的で、国や県又は日本学生支援機構、各種財団等のいろいろな

奨学金制度が創設されております。奨学金制度には、大学を卒業後、奨学生本人が返済する貸与型と、返済が不要な給付型もあります。どの制度にも何らかの要件が設定されておりますが、できればこれらの有利な制度をまず活用していただければと思うところです。

奈義町のように、子育て支援が充実した先進的な自治体もありますので、本町におきましても学生等が安心して学び続け、将来も美里町に住み続けたいという若者を一人でも多く育てられるような支援策を、財政面ともすり合わせをしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） よろしく願いいたします。

続きまして、住宅施策。住む環境についてのお尋ねでございますが、今まで申し上げてきました子育て支援策などにおきましては、住む環境がなければ元も子もありません。本町には独身、あるいは若い夫婦が入れる住宅というのが不足していると思っておりますが、そのところいかがでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これまでに町では、公営住宅や町単独住宅など19団地の町営住宅を整備してまいりました。また、5つの住宅用分譲用地を整備しております。

町営住宅につきましては、ほとんどの団地が昭和から平成の初めに整備されており、10の団地が築40年を超えるなど、古い町営住宅が多い状況です。

今後は、入居者の利便性やコンパクトシティへの取り組みを図る上でも、団地の集約や統合しての建て替えなどについて検討してまいります。

また、住宅用分譲用地につきましては、現在は完売している状況であります。利便性等も考慮し、分譲から販売、そして完売になるまでの期間が短くなるような立地の選定を行う必要があると考えております。

議員ご質問の、新たな住宅整備についてでございますが、町といたしましても、できれば住宅整備を積極的に進めたいところではあります。まずは水道の問題を解決する必要があるとの判断に至ったため、本年度から簡易水道事業を本格的に開始したところでございます。

しかしながら、簡易水道事業の完成までには長い時間を要するため、住環境の整備に遅れが生じるのではないかと、との問題を持っていらっしゃる方々も、そういう疑問をお持ちの方もいらっしゃいます。また、財政面から考えても、この住宅の整備というのは、そう簡単に着手できるものではございません。

議員からご提案をいただきました、この奈義町の取り組みの中で、特に民間の資

本を活用した開発・建設は、とても参考になると考えますし、やはり、若い方々、あるいは単独の方々が住めるような団地等の整備も必要であるというふうに、改めて思ったところでございます。

今後は、美里農業振興地域整備計画の全体見直しも実施いたします。その進捗状況も見ながら、働く場、つまり企業誘致も含め、民間資本による宅地の整備だったり、住宅の整備というものも模索してまいりたいと考えたところでございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 少子化対策の第一は住まいだと考えます。現在、北校区の簡易水道事業の工事が進んでおりますけども、財政的には厳しさもありますが、住まい対策も簡易水道事業と並行して進めなければ、水道事業が終わってからということでは、「事すでに遅し」になりはしないかと心配もするところでございます。

今、町長言われましたとおり、対策として町営にこだわらず、官民連携のPPPとかPFI方式でもいいと思いますし、とにかく若者住宅をぜひ検討していただきたいと思うところでございます。

最後に、子育てに関する切れ目のない経済的支援及びメンタル的支援についてお尋ねをいたしますが、人口減少対策の基本は少子化対策と思われまます。安心して産み育てられる環境をいかにつくるか。経済的支援のみでなく、メンタル的支援も大きく左右をします。産前産後のケアはもちろんのこと、子育ての心の支え、奈義町では「奈義チャイルドホーム」というのを開設され、子育て世代の気軽に通える施設として開放されておられますし、常駐される子育てアドバイザーに育児に関する相談に乗ってもらおうというふうなことでされております。

このことにつきましては、本町では、美里町子育て支援センターが2か所ありますけども、同様の内容と考えてよろしいのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

ご質問の、常駐する子育てアドバイザーが行う育児相談についてでございますが、2か所ございます美里町子育て支援センター、委託先の小笹の青空保育園と土喰のはちす保育園が同じように担っているのかのお尋ねだと思います。

現状の子育て支援センターは、児童福祉法の規定により、市町村が実施する事業として、国の地域子育て支援拠点事業実施要項に基づくものとなりまして、事業内容としては、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業とされております。

なお、毎月、子育て支援センターだよりとして、広報みさとにおいてもその取組内容が周知されております。

ただ、ご質問された常駐しての育児相談の方式でなく、相談があった際には対応されるという状況でございます。

このことから、ご質問の趣旨から育児相談も行いますが、常駐ではなく、その体制が違っているということでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 承知しました。先ほどからのお話で、そうかなと思うところもありますけども、少子化対策とか、言えば高齢者福祉とかという、縦割れじゃなくて、今の、湯の香苑等でデイサービスされておりますけども、そういう所に子連れの若いお母さんあたりも、交流としてたまにはできないのかなというような考えも持ってますけども。何かされているような話もさっきちょろっとされたような気がしますけども、そういうところはどうだったんでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 申し訳ございません。先ほどの私からの説明に、少し漏れていた部分がございますので、説明を追加させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど、育児関係のご相談のご質問がございました。令和6年度の一般会計当初予算の民生費の児童福祉費におきまして、新規に「相談支援業務委託料84万円」を計上させていただいております。月2回でございますが、公認心理士等により、こども家庭センターにおいて直接相談、場合による訪問等の相談支援を実施する予定でございます。

また、その取り組みに加えまして、設置されるこども家庭センターには、社会福祉士、保育士等が職員として勤務することとなりますことから、育児相談等については、常時の対応が可能となるものではないかと考えております。

それから、交流のお話がございました。縦割り、横の連携が必要ではないかのご質問ですが、こどもやその保護者が、デイサービス利用者である高齢者の方とのふれあい、交流する取り組みにつきましては、双方の関係者のご意見等を踏まえた上で、実施する必要もございますが、双方へのいろんなメリットがあると考えられます。ただ、福祉課から児童福祉の部分がこども応援課の所管となることなどを踏まえまして、今まで以上に関係課における横の連携を意識していく必要があると考えております。

なお、こども応援課が高齢者福祉施設である湯の香苑へ入ることは、高齢者の方との交流を考えると、よい方向に動いていくことが期待されるものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） こどもから若者、また高齢者まで、全ての方々がですね、住みやすい町であることを希望し、質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、今田政行議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を14時10分といたします。

-----○-----

休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、6番、坂田竜義議員の一般質問を行います。坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。

一応今回は、4項目お尋ねしたいと思います。1点目は、新年度の町予算について、2点目は異次元の少子化対策について、3点目が厚労省所管地域づくり加速化事業について、4点目、住民自治組織の今後のあり方について、それぞれお尋ねいたします。

まず、一般会計の予算案が今示されておきまして、最終日に議決ということになっておりますけれども、73億円の予算が本議会に提案されております。昨年場合は、重点をお尋ねいたしましたところ、第1番目には水道未普及地域の解消というのが1番目に上がっておりまして、2番目には町単独での0歳から2歳児の保育の無償化、3点目は小中学校給食費の半額補助とかですね、10項目にわたって重点施策について町長から説明があっております。

今年度は特に、いろいろ議員が質問されておりますように、合併20周年というですね、大きな節目の年であると、このように考えておきまして、この合併20周年の本年度の予算について、その重点の施策はどうなっているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、今年度の施策の重点事項についてお答えさせていただきます。令和6年度の施策の重点項目についてでございますが、現在国におきましては、ウィズコロナへの移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気回復が期待される一方で、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動の影響に十分注意する必要があると考えているところでございます。

このような中、本町におきましては、物価高騰対策、子育て支援、簡易水道事業

など、住民生活に直結する分野や将来を見据えた投資等に重点を置き、まちづくりに努めてきたところでございます。

本年度も、これらの施策に加えまして、妊産婦や乳幼児への支援と、児童虐待への対応などを一元化し、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う、こども家庭センターを開設し、よりきめ細やかなサポートを行ってまいります。

また、懸案でありました防災行政無線設備の更新を行うとともに、どこにいても町からの情報を受け取っていただけるような、新たな情報配信サービスを開始してまいります。

また、稼働から10年目となりますフォレストアドベンチャー美里は、多くの来場者の方々にご利用いただいております。現在設置してあるコースも、樹木の成長や老朽化が著しく、利用者の安全面やコースのマンネリ化を解消するために、既存のアドベンチャーコースの改修とこども向けのキャノピーコースの新設を行ってまいります。

さらには、議員おっしゃいました、本年11月1日に美里町は合併20周年を迎えます。住民の一体感を高めるとともに、美里町のさらなる発展の契機とするため、合併20周年関連行事を行ってまいります。

なお、その詳しい内容等につきましては、後ほど合併20周年の諸行事と予算というところでお答えをさせていただきますが、令和6年度も少子高齢化や人口減少社会への対応、産業の活性化や雇用創出、さらには自然災害に対する危機管理など、多くの課題に対応しながら、オール美里で町民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 続きまして、地方財政計画の収支の特徴点について、お尋ねをいたします。

今年度、国の予算におきましては、2年連続で110兆円を超えまして、いまだ平時に戻ったとは言えない予算になっております。アフターコロナでの当初予算編成、それから支出増が進む一方で定額減税になって税収が微増と、こういう特徴的な時代であります。常態化した大規模な補正予算編成とかですね、特徴的には国の予算の特徴的な部分がございますけれども、2024年度の地方財政計画の概要について若干申し上げますと、2023年度補正予算（国のですね）におきまして、3年連続の交付税の追加交付、給与改定の財源確保、2点目には地方財政計画の子育て支援の拡充、それから給与改定等で過去最大の更新と。それから、3年連続で地財対策は縮小されまして、収支均衡が近づいているということで、概略的にはそ

ういうことになっております。

その中で、この地方財政計画の収支の特徴点について、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの、令和6年度の国の地方財政計画の概要につきましては、議員、今説明がありましたところ重複する部分もありますが、通常の収支分におきまして、社会保障関係経費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税の一般財政総額について、令和5年度を上回る額を確保されております。前年度より1.7%増の総額約9兆3,400億円となっております。

歳入面では、地方税が定額減税等の実施により、前年度より0.3%減の4兆2,330億円となっております。

地方交付税につきましては、こども・子育て費（仮称になりますけども）等の創設により、1.7%増の1兆8,667.1億円に、地方特例交付金等につきましては、先ほどの定額減税による減収分への対応などから、421.9%増の1兆1,320億円と大幅な増額がなされております。

また、普通交付税の振替として、地方公共団体が借り入れる臨時財政対策債につきましては、54.3%減の4,544億円と抑制されております。

一方、歳出面では、給与関連経費におきまして、令和5年度の人事院勧告に伴う給与改定に要する経費や会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費等の増により、1.6%増の2兆2,300億円に、一般行政経費におきましては、こども・子育て政策の強化、物価高騰への対応、デジタル田園都市国家構想事業費、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などにより、3.8%増の4兆3,900億円となっております。

また、公債費におきましては、臨時財政対策債の抑制等により、3.2%減の1兆9,000億円となっておりますが、地域の脱炭素化の推進を目的とした過疎対策事業債における脱炭素化推進特別分の創設や、消防・防災力の強化のための防災・減災事業費の対象事業拡充及び特別交付税の拡充などが示されております。

一方、この国の地方財政計画を受けまして、本町におきましては、歳入面で定額減税の影響を考慮し、町民税を前年度より3,048万円減の2億5,893万1,000円に、また普通交付税を前年度より7,435万5,000円増の3億2,420万円を計上いたしております。

また、定額減税による減収分への対応としまして、地方特例交付金を前年度より1,260万9,000円増の1,660万4,000円に、そのほか臨時財政対策債を前年度より1,482万6,000円減の9,027万7,000円計上いたしております。

また、歳出面では、人件費が人事院勧告による給与の改定や、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等により、1億3,814万2,000円増の12億1,085万6,000円を計上いたしております。また、こども・子育て施策の強化につきましては、妊産婦や乳幼児への支援と、児童虐待への対応などを一元化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う、こども家庭センターを設置し、よりきめ細やかなサポートを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） かなり詳しくお答えがございましたけれども、2024年度の地財計画、こども・子育て政策の強化、給与改定の計画人員の充実、物価対策などが盛り込まれまして、収支規模、一般財源、総額とも大きく伸びる見通しになっております。また、自治体財政の裁量の余地が拡大したということで聞いておりました、これは自治体側としては非常に評価ができることであるというふうに思っております。また、単独分を足掛かりにいたしまして自治体政策の独自性を発揮していくことが、地財計画に挙げる単独事業を育てる要となるということで指摘されておりました、そのことについては評価をしているところでございます。

続きまして、合併20周年の諸行事と予算について、お尋ねをいたします。

冒頭に申し上げましたけれども、合併して20年ということで、11月に記念式典等予定されておりますけれども、この合併20周年の諸行事と本年度の予算に占めるこの関係行事の予算ですね。これはどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 合併20周年関連予算はどうなっているかというご質問でございますが、本年11月1日に美里町は合併20周年を迎えます。そこで次年度は、多くのイベントや行事を計画いたしているところでございます。

令和5年7月30日に、第1回の合併20周年記念式典検討委員会を発足いたしまして、記念式典や記念講演、各種事業などについて検討を重ねております。特に、地方においても一流の話が聞けるということを目指しまして、講師の選定を多くの予算を使ってですね、進めさせていただいておるところでございます。その予算につきましては、一部本年度、令和5年度から予算を計上し準備を進めているところでございます。令和5年度の予算といたしましては、町内外に広く美里町の合併2

0周年を周知するために、合併20周年記念ロゴの作成費を計上いたしております。また、美里町をふるさと実感でき、町民が心ひとつにして歌える町歌の作成経費も計上いたしております。

予算がどれくらいかというご質問でございますが、例えば、今までやってきたイベント等にも「合併20周年」という冠を付けまして、増額をしている予算もございます。また、新たにつくる、新たに実施するイベント等もございますので、全てここで幾らというのはなかなか難しいような状況でございます。

令和6年度予算におきましては、11月1日に開催します記念式典の後の記念講演会や講師謝金、緑川ダム周辺におきまして昨年実施されましたランタンフェスタと連携しながら、花火を含むイベント開催に係る経費を次年度予算に計上させていただいているところでございます。

なお、今後の実行委員会会議におきまして、記念事業やイベント等の計画を行い、合併20周年の機運を高めていきたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 続きまして、この安倍政権以来、地方創生を引き継ぎながら、この一般行政経費の特別枠として存続されておりますところのデジタル田園都市国家構想事業費については、地方財政計画における明確な位置づけがなかなか見えてこないというふうに言われておりますけれども、このデジタル田園都市国家構想事業費の地財計画上の位置づけについてはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

令和5年度より、国では、従来の「まち・ひと・しごと創生事業費」から「地方創生推進費」に名称を変更し、「地方創生推進費」と「地域デジタル社会推進費」を合わせまして、「デジタル田園都市国家構想事業費」を創設しております。

令和6年度の国の地方財政計画では、地方創生推進費の予算規模は、昨年度に引き続き1兆円を計上いたしており、地域デジタル社会推進費につきましても2,500億円の予算を計上しております。

また、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための「地域社会再生事業費」につきましても4,200億円の予算を計上いたしております。

この地域デジタル社会推進費及び地域社会再生事業費につきましては、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されております。

そのほか、国からの補助金では、このデジタル田園都市国家構想交付金がございますが、本町では、デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政サービスの高度

化・効率化を推進するため、「デジタル実装タイプ」に3,572万1,000円を計上し、主に防災情報配信システムの導入経費に充てることとしております。

また、観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取り組みなどを支援する「地方創生推進タイプ」に1,196万円を計上し、主に、合併20周年記念イベント補助金や美里未来づくり事業委託料などの経費に充てることといたしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 続きまして、国におきましては国債費の予算の計上の際にですね、今ゼロ金利なんですけど、この金利が2%上昇したという前提で、国債費の金利の負担がですね、7.2兆円増えるという試算をしているわけですけども、本町におきましては、金利が仮に2%上がったとする場合のですね、償還金等に影響があるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

金利上昇による影響のご質問でございますが、金融政策による金利上昇が経済活動に与える影響は、金利が上昇すると金融機関は以前より高い金利で資金調達をしなければならず、企業や個人への貸し出しにおいても金利を引き上げるようになります。そうすると、企業や個人は資金を借りにくくなり、経済活動が抑制され、景気の過熱が抑えられることとなります。また、これに伴って、物価に押し下げ圧力が働くとも言われております。

このことから、金利上昇の影響だけではありませんが、物価や人件費の高騰等により、委託料をはじめ多くの予算が増額となっており、本年度の予算総額も前年度に比べ3億8,200万円の増額となっております。

そのほか、金利上昇の影響としましては、財源確保のため借り入れている町債（起債ですが）の利率が上昇し、現在は低く抑えられている償還金利子の増額が想定され、利子の増額は自由に使える歳出の余地が狭まることとなります。

本町におきましても、これまで金利変動によるリスク回避のため、ほぼ100%定額金利で起債の借入を行ってまいりましたが、固定と変動の金利の差が大きいことから、変動金利（5年ごとの見直しなど）による借入についても検討しております。

今後も金利上昇の影響等を注視しながら、より有利な借入について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） わかりました。

続きまして、異次元の少子化対策についてお尋ねをいたします。

この、非常に少子化対策における問題点がいろいろ指摘されております。2023年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定をされまして、2028年度までに3.6兆円程度の安定的な財源の確保ということが言われておりまして、ただ増税はしないということで言われておりますが、財源に関する説明には不明確な点が非常に多いということでございます。

それに代わり、この増税はしないと言う代わりに3つの財源確保策ということで示されておりますのは、一つは既定予算の最大限の活用ということで、拠出金とか保険料とかの関係で1.5兆円、それから、歳出改革によって公費を1.1兆円程度浮かせると、公費節減効果というふうに言われておりますが、社会保険給付の伸びの抑制ということで1.1兆円、それから、医療保険料への上乘せということで、これも1兆円、そういうことの説明がっております。ただ、この財源確保の枠組みの問題点といたしまして、既定予算が存在するという想定ですけれども非常にこれはあやふやであるというふうに指摘がされております。

また、既定予算の一つとして、こども・子育て拠出金が充てられるということなんですが、厚生年金保険料に0.36%上乘せしてやるということなんですが、これは事業所のみには負担がかかるということで不公平であるというふうに言われておりますし、歳出改革によって財源を生み出すということなんですが、そういうことで負担はないという言い訳については非常に疑問だというふうに言われております。また、歳出改革の実現自体が極めて不透明であるということ、それから、こども戦略では歳出を先行させつつ、安定財源確保まで間のつなぎ（国債）を予定してありますけれども、このつなぎ国債というのが常態化する恐れがあると。

それから6点目には、公費が1.1兆円、社会保険料1兆円の額の根拠が全く示されていないということですね、いろいろ指摘をされております。

そういうことで、町として、国がされることでありますけれども、異次元の少子化対策について、この財源確保の課題について、どのように認識をされているのか、特に支援金についてどう認識されておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 異次元の少子化対策につきましては、昨年12月策定の、国のこども未来戦略における加速化プランとして「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、若い世代の所得向上に向けた取組」「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育ての推進」「こども・子育てにや

さしい社会づくりのための意識改革」の大きな柱となる4項目が示されたところでございます。

なお、この加速化プランに要する財源の基本骨格は、先ほど議員もおっしゃいました、加速化プランの実施が終了する2028年度までに、既定予算の最大限の活用、歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、3.6兆円程度の安定財源を確保するということになっております。

ご質問の、財源確保の課題についてでございますが、まさにおっしゃったとおりだというふうに思います。支援金制度が国民一人当たりの負担額で月平均500円弱になるというふうに発表をされました。これは、財源調達力が高い医療保険から安定財源を供給するもので、こどもがいる・いないに関わらず負担をする人たちにどう納得してもらえるのか、また、所得等によって500円弱と言われている負担が増えることはないのか。「賃上げと歳出改革によって実質的な負担は生じない」とありますが、全ての職種・層での賃上げが叶うのかなど、まだまだ不透明な部分は多くあると思っており、国民に対して丁寧かつ理解が得られる説明が重要であると考えております。

これからさらに議論が深まり、内容も明らかになってくると思いますので、今後の国の議論の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） この問題で、言われましたように医療保険料に上乘せするという合理的な根拠がないということとか、5点ほど言われております。高齢者優遇、資産家優遇となって不公平だと。それから、医療保険者の主体制が保証されていない、個人ではなく保険者に負担が求められるということの不合理、医療保険制度の複雑化ということで、様々学者等からの指摘がされております。

また、推移を見なければなりませんけれども、町村長6団体等の議論の中においてもですね、十分議論をしていただいて、国に言うべきことについてはきちんとやっていただきたいということを要請しておきたいと思っております。

また、必要であれば、議会でも決議をするなり、いろいろそういう動きもあるかと思っておりますけれども。非常に問題点が、課題が残されたものでありますので、取り組み方、お願いをしておきたいと思っております。

続きまして、この町の予算上、少子化、こども対策に総額何%充てているのかということのお尋ねなんです。先ほど一応9番議員も奈義町を例に、かなり詳しくお尋ねされております。重複する部分は、しないようにお答えしていただいて結構なんです。奈義町におきましてはですね、ここは大体、予算規模は60億円ぐらいなんです。最大でですね、15%、こども・子育て政策に費やされております。

60億の15%というのは9億ぐらいですかね。その額だけ費やされておまして、非常に重層的なですね、政策・施策が組まれております。9番議員も言われましたので、もう私が委員長報告で申し上げましたので、重複をすといけませんけれども、一つはですね、特徴的な二つ、ちょっと言い漏らしておりました。

一つは、町の人事部事業というのがございまして、子育て中の奥さん方とかですね、片方はちょっとした仕事を外注したいと。奥さん方は空き時間にちょっとした仕事をしたいという場合にですね、「仕事コンビニ」という所に奥さん方が登録して、そして、登録された方から必要に応じて仕事を配分していくと。時給1,000円なら1,000円と決めてですね。2時間なら2時間で。そういう、非常にこれが有効に働いておるといことでございます。それから、子育てに非常に力を入れてるといことで、劇作家の平田オリザ氏という方がおられますが、この方をわざわざ教育文化のまちづくり官ということに任命してですね。非常に有名な人をそういう町づくりの責任者に任命して、人口維持に努めていると。いろいろそういう特徴的なですね、政策を重層的にやっぱりやった成果がそういうことで、合計特殊出生率の数字に表れているというふうに思いますので、本町におけるこども対策に総額の何%充てているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの、町の総予算における少子こども施策に何%充てているかのご質問でございますが、まず、前提としまして、少子こども対策につきましては、その予算としまして、総務費の移住・定住や民生費の児童福祉、衛生費の保健衛生費、教育関連の、それぞれで該当すると考えられるものを抽出して算出いたしております。

提案中の令和6年度の美里町一般会計当初予算におきまして、本町の少子化こども対策の関連予算としましては、補助事業及び町単独事業でございますが、補助事業が約4億4,900万円で、予算総額の約6.1%となっており、一方、単独事業につきましては8,800万円で、総額予算の約1.2%となっております。

補助・単独事業を合わせますと、約5億3,700万円となり、一般会計予算総額の7.3%となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 5.何%ということですが、お金をつぎ込むしこですね、成果は出てくると思いますけれども、なかなか一挙に15%出さないと言ってもこれは無理な話かもしれませんけれども。やっぱり、奈義町の施策を全部まねることも財政的にもできませんけれども、やっぱりいいとこ取りじゃないけれども、やっぱ

り優先的にまねしてできるところはぜひ取り入れて、少しでも取り入れることができればやっていただきたいと、このように思っております。

先ほど、9番議員もお尋ねになりましたDX計画ですね。この計画の中で、確かに1.65が現状の合計特殊出生率ということで、年々上がって最終的には2.07%、先ほど総務課長は2.7%と言ってたけど、2.07ですね。2.07の前提で数字を組み立ててあるんですが、もちろんその社会保障・人口問題研究所が想定しております数字をできるだけ抑えて、スピードを遅らせようというのは、それはもう気持ちはわかりますけれども、ただ国において今、数字が1.26でしたのが22年が出生者が75万人何がしですね。それで、国は1.2ぐらいに現状はなっているということで、本町が今、何年か前が1.56ですが、今は何%になっているかわかりませんが、そういう中でですね、結局この前熊日にも出ておりました2050年にはですね、高齢化率が60%になりますよと。結局、年少者が6%になりますと。減少率が52.何%で。減少率は球磨村とか、山都町とか、芦北とかに次いで3番目か4番目なんですけど、この高齢化率については、美里町は1番と。それから、年少者の6%も最低と。こういうのが出ておりました。

そういうことで、やっぱりこういう数字から見ると、いかにその、気持ちはわかりますよ、なるだけ人口が減るのを抑えようというのはわかりますけど、ただ2.07というのはあまりにも高い想定じゃないかなと。もう少し、やっぱり計画をコロコロ変更はできないかもしれませんが、やっぱり現実的な出生率というのを想定してですね、そして政策を組み立てないと、それはもう出生率が高いほうがいいけれども、現実にはなかなか、生産年齢人口がですね、ずっと少ないですよ。奈義町は6,000人弱で三千八百何人おられますね。うちの町はそんなにおられないわけで、その中で2.07というのはちょっと、あまりにも高い数字かなというふうに思いますので、その辺りは前提にしてですね、考えていただきたいと思うところであります。

当然、第2次振興計画の後期計画、それから地方創生の総合戦略人口ビジョン、今度のDX計画、全部その関連があるから数字をある程度合わせとかなど都合が悪いというのはあるかもしれんけれどもですね、現実的な対応の数字をしていただきたいと思います。

それで、こども未来戦略を受けた町のこども政策、これは先ほど9番議員の質問と重なりますので、重複しない範囲でお答えをいただきたいと思います。

こども未来戦略を受けた町のこども・子育て政策は何ですかということで、通告はしてたんですけども、ただそれは、一応今の時点でわかる範囲でお答えください。9番議員にお答えされてる分はもういいですから。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 4 7 分

再開 午後 2 時 5 3 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） では、再開します。

○6番（坂田竜義君） はい、先ほど、9番議員がお尋ねになった点とかなりかぶりま
すので、この点につきましては、略します。

続きまして、厚労省所管の地域づくり加速化事業について、お尋ねをいたします。
一応、この事業につきましては、12月の議会の濱田議員の質問ですか。この中で、
町長の答弁がっております。厚労省所管の地域づくり加速化事業に買い物に対す
る移動支援を課題に掲げて採択を受けたと。生活支援のボランティアの車両に利用
者が同乗し、町内の高齢者等ですね、利用者自身が買い物できる仕組みづくりが
できればと考えておると。令和6年度にモデル地区を設定して開始すると。そうい
う答弁がなされておりますので、そのあたりもう少し詳しくですね、この厚労省所
管の事業の内容と町の対応、どうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

具体的制度の中身でございますが、はじめに、ご質問の厚生労働省所管の地域づ
くり加速化事業が創設された経緯になりますが、1947年から1949年生まれ
のいわゆる団塊の世代が、全員75歳以上を迎える2025年に向けて、地域包括
ケアシステムの構築を図るため、各市町村において地域づくりに係る課題を計画的
に解消して、地域包括ケアの推進を図ることを目的に、令和4年度から創設された
事業でございます。

具体的な制度の中身ですが、これまで国において行ってきた市町村支援のノウハ
ウを踏まえて、市町村の地域づくりに向けた支援パッケージを用意し、一つ目に有
識者による市町村向け研修、二つ目に個別協議を実施しているなど、総合事業の実
施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等が行われます。

なお、本町が採択を受けて実施したものは、地方厚生局が主体となって管内で活
躍するアドバイザーとの連携を図りつつ、管内市町村の地域づくりの推進を図れる
よう、厚生局主導型による支援類型として、本年度に創設されたものになります。

全国の8か所の厚生局で24市町村、1厚生局あたり3市町村とされております
ので、九州では3市町村に限り、伴走型支援が受けられるという状況でございまし

た。

また、厚生局主導型には、支援テーマがございまして、介護予防ケアマネジメント、短期集中予防サービス、通いの場、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の5つがあり、本町では、生活支援体制整備事業における課題を掲げて応募し、採択を受けて現地支援が実施されたところでございます。

なお、その実際の買い物支援を課題に掲げて現地支援を受けたところでございますが、開催するワークショップあたりでいろいろなご意見や提案等がございました。その中で、実現に向けた課題を取り払う中でできるものを計画してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 今、買い物支援はいろいろほかの議員の方も何遍か聞かれておりますけれども、地域包括支援センターと民生委員会ですかね。その方たちの話し合いで、近くのコンビニとタイアップして何かするような話も聞いておりますけれども、この事業における買い物支援というのは、具体的に、今ちょっとありましたけれども、具体的にはどこまで、どう取り組みをしていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

本町では、介護保険事業計画を策定されましたが、その前の令和4年度に介護認定を受けていない方等を対象にアンケート調査を行いました。その点で、複数回答の項目でありましたが、自動車等を運転しなくなったときに困ることの問いに対して、1,600人の方、約72.5%の方が日常の買い物と回答されたことや、これまでの買い物支援に関する議論等を踏まえ、先ほどの支援テーマの一つである、買い物支援を関連付けて、地域づくり加速化事業に応募したところでございます。

その中で、幾つもお意見やアイデアが出ました。先般の議会でお答えしました、生活支援ボランティアを活用して、同乗したかたちで行う事業に際しましては、モデル地区というようなことでお答えしたところでございましたが、介護保険事業は保険料を使って運営するものなので、モデルをつくと限定した地区というのがなかなか厳しいような課題等もありまして、並行してそちらも検討していくかたちとなっております。ただ、今議員がおっしゃいましたように、買い物支援に向けて、移動販売車を活用した町内事業者の方の支援に基づいて、通いの場、サロン等にその展開をすることで、今協議を詰めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） その今、社協、地域包括、コンビニとタイアップしてやる部分とこの事業はまた別個ですよ。だけん、ただそれでいいんですけれども、いろいろ、例えば甲佐町、マルエイという店がある所では、玉名市とかですね、全部「とくし丸」という移動販売のチェーン店と契約してやっているということでございまして、いろんな手法がありますし、先ほど言いました地域包括のほうと民生・児童委員会とのその事業も、非常にうまくいくといいなと、サロンをされてるところを回ってですね、非常にこれはいいアイデアだなと思いますし、寄っておられる所に移動販売で行くということは、今度は日頃そのサロンに行かなかった人も、買い物のために寄ってくると、そして参加するという、何か相乗効果が出てくるような気もいたしまして、ぜひ成功させるようにですね、町としても応援をしていただきたいと思っております。

最後に、住民自治組織の今後のあり方について、お尋ねをいたします。これはもう、3点をもう一緒にお尋ねいたします。

一つは、前町長時代であります。平成21年か22年頃に、この住民自治組織というですね、「おもやいの社会プロジェクト」という資料、私持ってるんですよ。当然、町にも保管してあると思いますけれども。これもかなりあちこち座談会をかなり念入りにされまして、もう私は実現するものと。私も座談会に行ったほうなんですけれども。「これは何かうまくいきそうな感じだな」と思っておりましたけれども、その後、町長が交代して、そのおもやいの社会づくりプロジェクトなるものですね、これどうなったのかというのがですね、一つお尋ねでございまして。

併せて幾つかお尋ねでございまして、これは県の農林水産部の村づくり課というところの所管なんです、「農村RMO」というですね、地域運営組織という組織の提案がっております。こういう県の農林水産部の村づくり課が提案しております農村RMO（農村型地域運営組織）、こういった提案もされておりますし、幾つものですね、片方ではいろんな杵築市だとか、いろんな自治基本条例をつくっている所が全国に400ほどあるんですが、発祥は北海道のニセコ町です。議会基本条例もここが発祥なんです、自治基本条例もニセコ町が発祥の地でありまして、今現在400ほどできてるということで、ここでその自治基本条例の中に住民自治組織を謳い込んでありまして、そのいわゆる協働のまちづくりと、うちの町も振興計画の一番初めにですね、協働のまちづくり、そしてコミュニティの推進というのが一番目に掲げてありまして、その中身については具体的に書いてありませんけれども、こういう農村RMO、あるいは自治基本条例を制定している所が定めております住民自治組織、こういった参考例もいろいろありますし、今後、本町におきまして、

こういう住民自治組織についてですね、どのように進められるのか、どういうお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 平成21年に、まちづくりの主体は住民であり、「おもやい（相互扶助）」の心を持って「生活に身近な自分たちの地域のことは自分たちで考え、決定し、行動する」という住民が知恵を出し合い自ら解決し、時代に対応した安心して豊かに暮らせる地域社会をつくることを目的として、美里町の各地域において、住民自治組織の創設を目指されております。

この考えは、将来を見据え、的を得た施策だと思いますが、その後の広報みさとの紙面等を見ますと、座談会における説明には、多くの不安の声も寄せられたようでございます。

その要因として、行政区、嘱託区、体協支部等の既存の組織にプラスして、新たな組織を立ち上げる必要があること。併せて、複数の行政区や集落共同での申請が必要だったことが挙げられると考えます。

結果として、設立に至ったのは、二つの組織となっております。

現在は、自主防災組織が多くの行政区で設立されておりますが、その発端は住民自治組織にあると考えます。また、先ほどおっしゃいました、農林水産省が推進する農村型地域運営組織（農村RMO）の考えも、住民自治組織の理念に通ずるものがあると思います。

このようなことから、人口減少や少子高齢化、後継者不足等、多くの課題を抱える本町において、住民自治の理念は大変重要であると考えます。

しかしながら、このような組織は役場が主導するトップダウン型でなく、地域住民の皆さんから盛り上がるボトムアップ型のほうが長続きする組織になると考えます。

また、当時から15年が経過し、地域が抱える課題もより深刻化しており、当時議論されたような組織を設立するのは、とても大変なことだというふうに考えます。

そのような中、現在、本町におきましては、「おもやい補助金」制度がございます。「地域コミュニティの維持、創造」「地域資源を活用した内発的産業の創造」等にこの補助金を活用することが可能でございますので、ぜひご活用いただければと思います。なお、このおもやい補助金の発端は、このおもやい（相互扶助）、つまり住民自治組織の延長で考えた補助金でございます。

また現在、一部地域におきまして、コミュニティの維持と地域活性化を目的とした組織の設立にご尽力されているとの話を伺っております。

組織が設立され、モデルとなる取り組みを展開していただくことで、他の地域で

も町民主体によるコミュニティ活動が展開されることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） なかなかその、難しいこととは思いますが、ただその、今東部地区で、NPOについてその住民自治組織的な話し合いがされてるというのを聞いておりますけれども、非常に東部の場合は、非常にそういうまとまりのある地区かなと思います。住民の立ち上がりを、トップダウンじゃダメなんだと、それはよくわかりますけれども、やっぱりある程度役場が主導していかないとですね、なかなかこれは難しい組織です。ある程度、「住民の立ち上がりを待って応援しましょう」と言ってもですね、これはもうみんな年寄りばかりですから。なかなかそういう気色がせんわけですよ。だから、ある程度役場のほうが手を差し伸べてですね、「これでどうですか」ということで、ある程度してもらわないとですね、住民の立ち上がりを待っていても、これはなかなか、はっきり言って難しいと思います、現実的には。

ですから、そういうことでぜひ、どこか、東部をモデル地区にしてもいいですし、やっぱりそういう農林水産省が提起してるこれもですね、やっぱり非常に農家の現実を踏まえての提案であると思いますし、やっぱりこういう組織も県下であちこち出てくるといいなと思いますし、やっぱり何かそういうモデル的なものができて、そして、「ここを参考にしてみよう」ということで、ぜひ気運を盛り上げていただきたい。そうでないと本当にこれはもう、人口減少社会の中で、ある総務大臣が言われましたように、「消滅してしまうよ」ということにもなりかねませんので、お互い知恵を出してですね、ぜひこの住民自治組織が実のあるものに、前に進むようお願いを、取り組みをお願いいたしまして、終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして坂田竜義議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を15時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後3時08分

再開 午後3時30分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一議員の一般質問を行います。吉住淳一議員。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。通告に従って質問させていただきます。

す。

今回は、防災関連に絞って質問をさせていただきます。防災については、昨年の定例会一般質問においてもいくつか質問をさせていただきましたが、今回の能登半島地震を受け、本町の防災についてもですね、改めて確認する必要があるかと思い、質問することといたしました。重複するところもあるかとは思いますが、ご理解をいただきたいというふうに思います。

大規模災害における本町の対応と準備についてということで、以下6項目について質問をさせていただきます。

まず最初に、令和6年能登半島地震に対する本町の対応はということで、お伺いをいたします。

ご承知のように、本年1月1日午後4時過ぎに、石川県能登半島を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の揺れを観測する地震が発生をいたしました。この地震により、珠洲市で3メートル、志賀町では4メートルを超える津波が観測され、家屋の流出被害が起きております。また、輪島市では広い範囲で大規模火災も発生いたしました。

犠牲になられた方は、3月1日現在で241名に上り、負傷者は1,296人、うち重傷者は320人、家屋被害に当たっては6万戸以上が全壊又は半壊となっております。

ボランティアによる支援や活動は行われているものの、2か月たった今も厳しい環境の中で避難生活を強いられておられる方々を見るにつれ、胸が痛む思いがいたします。亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に心からのお見舞いと一日も早い復旧・復興を願いたいと思います。

国は、1月14日に、岸田総理が現地を視察し、大規模災害復興法に基づく非常災害に指定するとともに、1,000億円を超える予備費の使用を決定しております。また、インフラ等の復旧に取り組む自治体への財政支援となる激甚災害にも指定し、各自治体からも様々な支援が行われているところであり、仮設住宅の建設も急ピッチで進んでいるところであります。また、先月の24日には、岸田総理による2回目の現地視察が行われ、1,000億円規模の追加支援を予備費から支出することを決定いたしております。

そういったことで、本町においてはですね、承知している部分もありますが、これまでどのような支援がなされておるのか、また現在進行中、あるいは今後計画の中のものあれば、それも含め、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

令和6年能登半島地震への本町の対応でございますが、今回の地震に対する対応としまして、職員の派遣につきまして、総務省における「応急対策職員派遣制度」に基づき、被災市町村ごとに都道府県または指定都市を原則とし、1対1で割り当てられる「対口支援方式」により、職員派遣が行われることとなりました。

この対口支援は、被災地の状況に合わせ、避難所の運営や建物被害認定調査、罹災証明書の交付など、災害対応業務の支援が主な業務となります。

そこで、熊本県では、熊本市を除く県内市町村と合同チームが編成され、1月23日から石川県輪島市へ職員の派遣が行われております。

本町では、2月の4日から第3陣に2名、2月の22日から第6陣に2名、3月の5日から第8陣に2名、3月の17日から第10陣に2名の職員を派遣することといたしております。

4月以降の派遣は決定しておりませんが、要請がありましたら対応していきたいと考えております。

また、そのほかの支援としましては、両庁舎及び東部出張所の窓口に義援金箱を設置しており、広く町民の方々及び来庁者から募金の協力をお願いをいたしております。

なお、義援金の受付は3月末日まで行いまして、集まりました義援金は、被災された市町村に直接お送りしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。3月いっぱいには2名ずつの職員を派遣するというものであります。

災害においては、被災した自治体への支援・応援には、被災地の調査を始め、罹災証明の発行や応急対策、避難所での応援、物資の選別など様々な活動があり、支援する方法もそれぞれ異なるかと思えます。特に、現場では、被災者に集中すべきところに大半の自治体職員が罹災調査に動員されている状況があり、「問題だ」と専門家は指摘をしております。大変な作業になるかとは思いますが、住民の安心・安全は、行政の最重要課題であり、熊本地震のときも多くの自治体に助けていただきました。その認識の下に活動に当たっていただきたいと思っております。

また、被災した場合、各市町村の職員において、懸念される事項もあります。マンパワーの不足であったり、土地勘のある職員の減少、また、事務職員の増加に対し、現業職員が少ないなどが言われております。

そのことから、各種団体が有する資機材やマンパワー、そしてノウハウを活用した支援・応援を積極的に推進していくことが重要であると感じております。今後

ともよろしく願いをいたします。

次に、2番目の大規模災害発生時の本庁職員における初動体制ということでお伺いをいたします。

災害が発生した場合、職員はいろいろな課題に直面すると思います。町民の命や財産を守るため、各自治体の担当者は様々な準備をしたり、また情報が錯綜したりと、多くの困難に直面することは、これはもう容易に想像が付くわけであります。防災に関わる民間の企業が、災害に携わる自治体職員1,000人余りに災害に直面する課題について調査を行っております。それによりますと、初動体制が敏速にできない、これが42%と一番多く、次が、刻一刻と変化する状況を把握することが難しい、これが38.6%。情報の正確性を確認することが難しい37.5%。住民へいかに早く情報を伝達するか、36.4%。適切なタイミングで避難指示を出すのが難しい、29.5%。人員不足22.9%。関係各所との連絡不足22.2%と、課題は多岐に及んでおります。

一方で、住民の方からの要望としては、正確で敏速な情報提供、これが52%と半数以上を占め、次いで避難所の開設等、場所の情報提供が47%、適切なタイミングでの避難指示が44.2%、支援物資の情報提供が24.7%と続いております。

このことから見ても、災害が大きくなればなるほど対応に混乱が起きやすく、情報の把握が難しくなってくると思われれます。難しい対応を迫られると思いますが、やはり住民の皆さんが望まれている被害状況や避難所の情報提供は、急ぐ必要があると思います。

また、道路や水道、電気といったライフライン、インフラの情報提供も重要になってまいります。本町においても、平成19年7月の豪雨災害では、行政をはじめ、各種団体組織で混乱した経験があります。8年前の熊本地震も同様でありました。

こういったことから、今後も大規模災害に備え、職員の連絡体制や初動体制を再度見直し、さらなる点検、あるいは訓練等を実施していくことが重要だと考えますが、現状どういった体制、準備がなされておるのか、また将来に向けてどう取り組まれていかれるのか、これについても承知している部分もありますが、再度お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず、町の連絡体制と初動体制についてですが、これは町の地域防災計画にあります「第3章災害応急対策計画」で、防災組織計画、動員配置計画、気象予報等伝達計画、災害情報通信計画として定められております。これらのそれぞれの計画の毎年度の国の中央防災会議において変更された内容や、県の地域防災計画の修正内

容等を基に、本町に必要で修正すべき項目について、町防災会議により承認をいただき、見直しを行っております。

また、本町で起きた災害対応において、見直しを行ったほうが良いという事例が発生した場合には、国や県の動向に関係なく修正を行うようにしております。

最近の例では、令和4年6月26日に発生しました震度5弱の地震対応において、雨と地震など複合的に発生した場合の対応について、臨機応変な対応ができるよう、令和5年度の防災会議において修正を行ったところでもございます。

今後も、こうした対応への見直しが必要となった場合には、速やかに計画の修正を行っていきたいと考えております。

次に、訓練についてですが、現状では、過去の災害を鑑み、出水期を前に、町の総合防災訓練を行っております。ここ数年は、新型コロナウイルスによる活動の制限などにより、思い切った訓練を行っておりませんが、今年度からは以前のように、町民の皆様にも参加していただく訓練を実施していきたいと考えております。

また、令和2年度から熊本県が行っています豪雨対応訓練においても、実災害を想定したシナリオをブラインドで行うことにより、職員の対応力の強化を図っております。

その他にも、11月の緊急地震速報時に、周知なしで早朝に職員の参集訓練を行い、出勤後に対応の手順確認を行うなど、対応力強化の取組を行っております。

ただ、平成28年の熊本地震、その後の豪雨災害から8年が経過し、当時指揮を執っていた管理職の退職や、対応を経験していない職員の増加、また、対応の経験がある職員でも時間経過とともに、記憶の風化など、対応力の低下が懸念されるところでもございます。

このようなことを踏まえ、今後も訓練や実践化、必要な計画の修正などを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。

職員の参集訓練を4年度、5年度とやっておられるということでありました。

大規模災害が発生した場合ですね、これは行政職員としてまず大切なことは、個々の意識だと思っています。災害対応のためには、少しぐらいの危険はやむを得ないと言った意識を捨て、自分や同僚の安全が確保できて初めて住民に貢献できるという安全確保を最優先すると、意識を徹底しなければならないと思っております。その上で、災害対応に当たることが重要であると思っております。

しかし、災害時ではその場の判断が遅れると取り返しのつかない事態に陥ること

もあります。

非常事態下でも冷静に判断して、住民を避難させるためには、日頃から災害を想定した動き、いわゆるシミュレーションを職員の間で共有しておくことが必要ではないでしょうか。

具体的には、災害時にどの部署の誰が、どのように行動するかを明確にし、精度を高めていくことだと思っています。

時間とともに刻一刻と変化する事態や状況に対し、優先順位を踏まえた対応も必要になるかと思っています。

そういった災害対応マニュアルは、作成してあるかとは思いますが、大規模災害が発生した場合は、全ての職員が災害対策本部の一員であることを自覚し、自らの役割を果たすべく、応急対策に当たらなくてはならないと思っています。

先ほども申しましたが、今後も定期的に訓練や研修を行い、その都度見直し、改善すべきところは改善し、柔軟に対応できる組織づくりをしておくことが重要であると思いますので、今後さらなる取り組みを進めていただくようお願いをいたします。

次に、3番目の防災拠点設置と避難所運営についての考えはということでお伺いをいたします。

今回の能登半島地震では、避難所についても様々な取り組みがなされております。避難所は、災害が大きいほど長期にわたり避難生活を強いられることになり、その結果、避難所で体調を崩し、亡くなられる災害関連死が多く見られます。平成28年の熊本地震では、犠牲者273人のうち、80%以上の218人が災害関連死でありました。高齢化が進んでいる本町においてもそのリスクは高いと思われます。

また、避難所においては、災害が発生した時期、季節によっても大きく対応が違ってくると思います。夏の暑い時期と冬の寒い時期では、整備品や配給品も変わってまいります。そういった備品についても考えていかななくてはなりません。

また、本町の場合は、避難所が学校の体育館や町の施設、それと公民館と両庁舎となっております。災害の程度によって避難所開設の場所や数も違ってくるとは思いますが、もし大規模災害が発生し長期避難になった場合、町役場は職員の仕事に、学校においては子供たちの勉強や活動に影響が出てくることもあるかと思っています。そういった懸念を考えますと、新しい防災の拠点となる施設が必要になってくるのではないのでしょうか。

本町の場合、山間部に集落が多く点在しており、河川の増水や土砂崩れによって道路が寸断され、孤立する集落が出てくると考えられます。そういった際、自衛隊のヘリや防災ヘリが発着できる場所が必要になります。各学校のグラウンドや町の

施設グラウンドが使用できるかとは思いますが、もしそこが被災した場合、使用ができなくなります。こういったことから、災害に強い防災拠点となる施設は今後必要になってくると考えます。

そういったことも含め、本町においても様々な検討・計画がなされているかとは思いますが、改めて新たな防災拠点となる施設設置検討も含め、避難所のあり方や運営等を将来に向け、どう進められていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、防災拠点につきましては、宇城市でございますが、旧町ごとに1か所（旧松橋町は2か所ございます）、平成30年から整備し活用をされています。

本町におきましても、議員ご指摘のとおり、大規模災害時などに安心して利用が可能な拠点につきましては必要なものだと考えております。

実際に、熊本地震及び豪雨時に、地震による岩盤の崩壊や豪雨による路肩の決壊、法面の崩壊、山間部の横断水路の閉塞による道路の埋塞などにより、孤立が発生しております。また、平成19年の梅雨前線豪雨災害時にも、同様の崩壊や決壊が発生し、孤立をしております。その際、早楠地区には救助ヘリが出動し、柏川地区では自衛隊がバイクと徒歩による孤立者の救助を試みられております。

このように、大規模災害時には、災害対策本部をはじめ、避難者や対口支援に伴う派遣職員の受け入れ、また、物資の集約、仮設住宅の建設など、様々な対応が必要になるかと思えます。ただ、現在のところ、このような拠点整備はできておりません。

今後は、他の事業との連携を図りながら、現在の資源（リソース）をできる限り有効活用いたしまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。

避難所と防災拠点施設では、これはもう同じように思いますが当然違いがあるわけであります。避難所はご承知のように、地震や大雨による河川の氾濫や土砂崩れといった災害が発生する恐れがあるとき、自治体からの避難情報を基に住民が一時的に避難する場所が避難所となります。一方、防災の拠点となる施設では、地震といった大規模災害が発生した場合、どのように避難をすれば安全か、どういうものを持って逃げればいいのか、そういった防災全般について学べるのが防災拠点だと私は思っております。

地域の人たちを集めて、例えば消防長といった防災知識を持つ専門家から講義を

受けたり、けがをしたときや病人が出たときの正しい対処方法を具体的に学べる拠点でもあると思います。

また、大規模災害が発生した場合の災害対策本部としての重要な役割を持っていると思いますし、もちろん避難所としても活用できる施設だと思っております。

本町では、役場を対策本部とされておりますが、例えば救助・復旧など、地域の災害現場での指揮を執り、国や県、関係機関などとの連絡調整などに当たる対策本部が設置される自治体庁舎がブラックアウトに陥った場合、業務の継続ができなくなり、相当な混乱が起きかねないことは容易に想像ができると思います。

こういったことを考えますと、防災の拠点となる施設は、これからの防災のあり方を考える上で大変重要な課題だと思っております。

今後の避難所のあり方も含め、検討していただくようよろしく願いをいたします。

次に、4番目の車中泊避難所の使用マニュアルとトイレ問題についての取組ということでお伺いをいたします。

日本は世界的に見ても、地震や台風、大雨などの自然災害が多いため、災害が起きたときに避難する場所、避難所の存在がとても重要になります。これは皆さんご承知のとおりであります。

しかし、内閣府の調査によりますと、指定避難所や福祉避難所とも、人口に対して不足しているとのことであります。そのことから、災害時の車の使い方については、近年大きく変わろうとしております。全国では、避難所での感染症や密を避けるため、収容人数を減らさざるを得なくなっている自治体もあるそうであります。

平成28年の熊本地震の際は、一番被害の大きかった益城町では、駐車場におよそ3,000台の車があふれました。地震による揺れが続いて、自宅は崩壊する恐れがあったことから、車での寝泊まりを多くの人を選んだということであります。このとき注目を集めた言葉が、「車中泊避難」であります。

本町においても、熊本地震の際は、多くの方が車中泊避難されたと記憶しております。なぜ車中泊避難をされるのか、その理由の一つは、避難所より車中泊避難のほうがプライバシーを確保できる、これが一番大きいと専門家は指摘をしております。周りの目を気にせず過ごせるのと、特に小さいお子さんや介助が必要な方がおられる家庭の場合、避難所での生活はいつも以上に気を遣ってしまいます。そういう心配や不安から少しでも逃れられるという点では、車中泊避難は適しているのかなと思います。

また、貴重品の管理や、犬や猫といったペットを飼っておられる家庭でもそれに

当たると思います。

しかし、車中泊避難には、リスクもあり、代表的なのがエコノミークラス症候群であります。長時間同じ姿勢でいることで、血行不良を起こし、血液が固まりやすくなり、肺塞栓などを誘発する恐れがあり、持病をお持ちの方などは命にかかわることもあります。

また、夏場の避難は、熱中症のリスクが高くなり、食料品等も傷みやすくなります。逆に、冬場は暖房をとることで排気ガスが車内に入り込み、一酸化炭素中毒になる可能性があります。

そして、それに加え最も困るのが、トイレであります。車中泊避難を含め、避難所でのトイレ問題は最重要課題だと思っております。熊本地震の際、私は中央庁舎に詰めておりましたが、車中泊避難をされている方々が、庁舎内のトイレを利用されるため多くの行列ができ、処理しきれない状況になった経緯がありました。衛生上の観点からも、災害時の避難所や車中泊避難所におけるトイレ使用については、あらゆる対策を講じる必要があると思っております。

以下のことから、本町では、現在車中泊避難所が3か所ありますが、大規模災害が発生した場合、車中泊避難をするに当たってのマニュアルや行動計画がなされておるのか、また、トイレ問題にどう取り組まれていかれるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員のご質問にもあります車中避難所につきましては、令和3年度より整備を開始し、現在、総合体育館駐車場、砥用中学校体育館駐車場、砥用庁舎駐車場の3か所が完成しております。

令和6年度以降につきましても、引き続き整備を行っていく予定としております。令和6年度は、中央地区にもう1か所、車中避難所の整備を計画いたしております。この車中避難所につきましては、令和4年6月の定例会でもご説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、避難施設の選択肢が限られる本町の状況や、議員もご指摘の、近年社会的な趣向の変化や多様化により、避難所外避難の選択も増加しております。このような需要への対応も含めて整備を行っております。

車中避難所は、全て指定避難所の隣接地に整備しておりますので、整備箇所内に設置しております蓄電倉庫の余剰部分にポータブルトイレなどの備蓄品を配備することで、指定避難所や車中避難所の双方で利用が可能な状態となっております。

議員ご指摘のトイレにつきましては、先にご説明いたしましたポータブルトイレの配備と併せ、令和5年度に避難所で利用できる携帯トイレ（約5,000回分）

を購入し、配備する予定としております。

最終的には、こうした備蓄の数量を増やすとともに、大規模災害時に仮設トイレの提供を受けられるよう、民間業者との協定なども進めていきたいと考えております。

こうした取り組みを行うことで、避難行動での需要や課題が見えてくとも思われますので、国の指針や実際に懸念される問題点と併せて、適宜、車中避難所のマニュアル作成や指定避難所、指定福祉避難所のマニュアルの改定を行っていく予定といたしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 今後、マニュアル等も改定を行っていくということであります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、分散避難を余儀なくされる自治体も多くありました。避難所では、新型コロナウイルス感染症だけでなく、ノロウイルスやインフルエンザといった多くの感染症リスクが高まります。そして、その原因の一つにトイレの使い方においても衛生上の問題から感染症が広がる可能性があります。そうした懸念があるため、車中泊避難や在宅避難が出てきているものと感じます。

先の熊本地震では、内閣府が発表した熊本地震被災者アンケートの分析結果に基づく住民の避難理由と避難期間によりますと、自宅の被害やインフラ被害がなかった被災者であっても、実にその6割は車中泊を選択されたそうであります。理由は、再び大きな地震があるのではないかという不安、そして、余震が続いて自宅で寝るのが不安、避難場所での生活より、車中泊のほうが安心といった背景があるそうであります。

また、トイレに関しては、避難所と同様に別途確保が必要になると思っております。例えば、車中泊避難を最大限に生かすための対策に乗り出した自治体も出てきております。神奈川県のおぼ中央に位置する綾瀬市であります。ここは鉄道の駅はなく、市民の主な移動手段は車であります。そのため、市では車中泊避難のために、公園や公共施設の駐車場に600台以上の車を停める駐車場を確保いたしました。

また、長い期間の避難に備え、24時間使える防災トイレも整備したとのことです。そしてさらに、国や民間企業に働きかけて、車中泊避難所を増やす計画をされているそうであります。

また、被災地や避難所でのトイレ問題解消の救世主として、トイレトレーラーが導入されるとのニュースが先週のテレビで放送されておりました。トレーラー1台に4基の洋式トイレが設置されており、1台につき1,240回分の使用が可能だそうであります。さらに、家1軒丸ごと水循環で再利用できる機械と言いますか、

システムが開発されていて、これも世界初だとも報道されておりました。

こういった開発や取り組みが加速すれば、将来の災害に対する被災者支援のかたちも大きく変わっていくかもしれません。

そういったことで、環境や人口も違う本町とは重ねて考えることはできないかもしれませんが、本町においても、あらゆる準備や対策を講じていく必要があると思いますので、避難の手順やルールづくりについて、さらに取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

次に、5番目の地域コミュニティがつくる防災活動の必要性についてということで、お伺いをします。

これまで質問してきたものにつきましては、自助・共助・公助の中の公助の部分だったかと思いますが、大規模な災害が発生した場合、行政頼みだけでは、当然これは成り立ちませんし、限界があると思います。重要なのは、自助・共助だと思います。とりわけ共助は、その地域のつながりが普段からどれくらいできているかで、大きく変わります。大規模災害が発生した場合、自衛隊や民間救助隊の応援が不可欠になりますが、インフラや交通網が遮断された状況では、救助の手の届かない場所が生じてしまうことが考えられます。災害発生時直後は、まず自分や家族の命を守る自助に努めることが、これは大前提であります。その後、救助が来るまでの間、同じ地域の住民同士でお互い助け合う共助の精神が最も大切だと思います。

特に、土砂崩れ等によって孤立状態に陥った場合、住民同士で声を掛け合ったり、協力し合うことで助けられる命が多くあると思っております。

いずれ来ると言われる南海トラフ巨大地震や、全国各地で発生する豪雨災害など、今後の備えとして、防災のための地域コミュニティへの取り組みは必要不可欠であると感じます。

こういったことから、今後も今まで以上に住民を取り込んだ研修や訓練を実施するとともに、住民の皆さん一人ひとりが防災に対する意識の向上を図っていくことが重要になると感じますが、今後の地域と連携した取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、地域コミュニティや住民の防災意識向上につきましては、町としても非常に重要度が増してくるものと考えております。

これまでも、自主防災組織の設立支援や活動への補助、組織の代表者を対象としたスキルアップ研修等を実施するとともに、地域で活躍していただく防災士の育成も行っております。

令和5年度からは、これらのことに加え、共助の力をさらに高めるために地域防災計画の説明会を実施し、71地区の代表者の方に参加をいただいております。参加いただきました71地区と個別に説明を行いました2地区の計73地区につきましては、説明会の中で、それぞれの地区の特色を確認しながら計画書を作成していただき、現在、町で取りまとめながら修正を行っております。

今後は、修正が終わり次第、各地で確認や周知をしていただいたのちに、正式な地域の防災計画として利用されることとなります。

また、ご承知のとおり、町では町内全域を巡回し、マイタイムライン（個別避難計画になりますが）の説明会を開催しております。この中でも、各世帯のリスク情報や備蓄、避難準備などの防災意識啓発を行うことで、住民の意識向上を図っております。

このように、防災力の向上に対し、継続して取り組むとともに、新たな施策や活動の検討も行っておりますが、近年の災害は激甚化や頻発化、複合化など、ますます脅威の度を増している自然災害に対し、対策のゴールはなく、日々多様化する防災ニーズへの対応を更新させていく必要があると感じております。

また、議員ご指摘のとおり、少子高齢化や人口減少による地域の担い手不足からくる地域防災力の脆弱化は深刻な問題であり、課題解決のために、地域コミュニティのさらなる強化が必要であると考えております、

そのため、町では、令和6年度当初予算にも計上させていただいております防災行政情報配信システムを利用しまして、個々の地区においても、独自の情報配信・共有ができるサービスを開始することとしております。日頃より、地域の独自情報を配信・共有することで、地域住民がより密接に結びつくことで、いざというときに躊躇することなく、共助の力が発揮できるものと考えております。

さらには、身近な情報であるため、住民へ伝わりやすく、防災力強化の一助となるものと思います。このようなことから、町ではマイタイムラインと併せ、新たな情報配信システムの利用方法につきましても、丁寧に説明を行っていく予定としております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 先ほども申しましたが、昨今の温暖化による異常気象や地震などの多発化を考えますと、地域防災のあり方については、改めてその重要性が課題であると思っております。

2011年の東日本大震災以降、国の防災対策の指針を示す防災対策基本法が年々改定されておりますが、2013年の改定では、市町村地域防災計画の一部と

して地区住民が行う自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）が明確に位置づけられました。このことから、防災に強い地域づくりを構築するためには、地域コミュニティの役割は大きいと思います。しかし、地域によっては近所付き合いが希薄だったり、防災の意識がまだ低かったり、また、過疎の地域では行動がしづらかったりと、その地域特有の課題を抱えているところもあります。

しかしながら、昨今の異常気象から起こる災害等を考えますと、共助というところの地域でつくる防災は重要であると思っております。地域の住民同士がお互いに関係性が築けていれば、助け合いによって命を守ったり、精神的に支え合ったりという共助が可能になります。また、地域に根付いている消防団の役割もその中に入ってくるのではないのでしょうか。

防災に対する地域コミュニティの重要性を改めて考え、行政や各種団体を含めた訓練や研修が必要になってくると思いますので、さらに今後の取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になります、

6番目の、第2次振興計画における防災対策の充実についての行政評価ということで、お伺いをいたします。

第2次振興計画においては、昨日の定例会初日におきまして、町長から令和6年度の施政方針の中で、その一端を述べていただきました。本町では、「小さくてもキラリと光る私たちのまち、やさしさと対話のまちづくり」を将来像として、美里町第1次振興計画、そして、第2次振興計画において、町民と行政の協働といった視点の下にまちづくりを進められておられるわけであります。

そして、第2次振興計画における施策の体系として、第1章から第5章までありますが、第1章が協働のまちづくり、第2章が健康・福祉のまちづくり、第3章が教育・文化のまちづくり、第4章が産業・観光のまちづくり、第5章が住みよく快適なまちづくり、この5項目の中身について、令和5年度の行政評価が示されておるわけであります。

各施策の課題や問題点を拾い出し、解決や改善を図るための取り組みだと承知しておりますが、今回は第5章の住みよく快適なまちづくりの基本目標の中に、防災対策の充実があります。それについて、その内容の説明とどういった評価がなされておるのか、評価の方法も含め、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、後期の第2次振興計画における防災関係の進捗状況でございますが、目標設定しております項目が8項目ございます。

町の振興計画における進捗管理の評価は、それぞれの項目ごとに計画上の測定指標を定めております。これらの測定指標が、目標を達成できた場合、A評価。おおむね目標を達成できた場合、B評価。目標を達成できなかった場合はC評価の3段階で評価を行っております。

まず、自主防災組織の活性化と町の連携を図るための研修会や合同訓練の実施などの、地域防災体制の強化に関する項目が3項目ございます。また、職員の災害に対する意識啓発や訓練の充実など、行政の防災体制強化に関する項目が5項目ございます。

令和4年度の進捗状況でございますが、地域の防災体制の強化に関する3項目中2項目がA評価及びB評価で、残る1項目がC評価となっております。

この中で、C評価の目標を達成できなかったものにつきましては、消防団員の確保に努め、地域が相互に連携し、避難行動要支援者を支援する体制づくりの取組では、消防団員数の目標値に達成しなかったためC評価といたしております。

次に、行政の防災体制の強化に関する5項目中3項目がA評価で、1項目がB評価、残る1項目がC評価となっております。

この中で、C評価の目標を達成できなかったものにつきましては、土砂災害警戒区域の設定に合わせ、自主的な避難の仕組みづくりの取り組みで、個別避難計画研修会の開催数及び個別避難計画の作成率が目標値に達成しなかったため、C評価といたしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 内容の説明はわかりました。

防災についても、基本計画において、地域と行政の面から取り組みがなされているということですが、達成できた項目についてもですね、今後まだまだ検討していくところがあるのではないかと考えています。

例えば、先ほども質問いたしました、災害に強い防災拠点施設を目指し、快適な避難所に向けた取り組みなどは、さらに検討していく必要があるのではないかと考えておりますし、達成できなかった項目については、早急に取り組んでいかなければならないと考えております。消防団員の入団促進等もそれに当たるのではないのでしょうか。

防災対策の充実に関しては、終わりはないと私は思っております。今後もさらに取り組みを強化していく必要があると思っておりますが、最後に、町としての今後の防災についての考え方、見解について、町長にお伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今後の防災についての考え方、見解についてのお尋ねでございます。

災害はいつ、どこで起こるかわかりません。そのような中、町では食糧や保存水、生理用品や簡易トイレ等の備蓄を進めると同時に、車中避難所の整備や水防用雨量計の設置、WEB版防災マップ運用など、町独自の取り組みも行っているところでございます。

また、消防団員の活動環境を改善するために、積載車の購入や装備品の更新等も行いました。

さらには、職員の参集訓練や各地区を対象にした避難訓練、担当部署によるマイタイムラインの住民説明会による防災意識の啓発・向上なども行っております。

しかしながら、議員おっしゃいますように、防災対策には終わりはありません。現状に満足するのではなく、様々な分野の情報を収集しながら、防災対応のための環境整備と防災に対する意識の高揚に取り組み、併せて連絡体制や初動体制の強化、災害対応能力の向上を目指してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 見解をいただきました。ありがとうございます。

今回は、防災について様々な質問をさせていただきました。繰り返しになりますが、今回の能登半島地震を受けて、本町においても現在の取り組みに合わせ、もう一段上の準備や対策を講じていくことが必要であるのではないのでしょうか。例えば、自主防災組織の数にしても、60以上の地区で立ち上げられておりますが、現段階で訓練や研修を実施されている所は、それほど多くはないと思っております。

マイタイムラインの説明会など、行政としては意識の向上を図っておられますが、言われて動くのではなく、一人ひとりが危機感を持ち、一番大切な命を守るという基本に戻り、取り組んでいただきたいと思っております。

先月の23日と24日の熊日の朝刊に、熊本市から石川県輪島市に移住されていて被災されたご夫婦の記事が載せてありました。一部を読み上げます。末藤翔太さん(40歳)と佳織さん(39歳)のご夫婦。

ご夫婦は正月ということで、自宅でぜんざいを準備し、年賀状に載せる写真をどれにしようかと考えていた。午後4時過ぎ、激しく突き上げる大きな揺れがその穏やかさを切り裂いた。「私は大丈夫」と佳織さんが1階の寝室から叫ぶと、廊下の奥から翔太さんが元気な声で「わかった」と返してきた。しかし、再び立ってられないほどの揺れが襲う。佳織さんは這うように外へ脱出。揺れが収まった自宅を見ると、最後に翔太さんの声がした場所は柱が崩れ、2階部分に押し潰されていた。周りの家も元の形がわからないほど崩壊。しんと静まり返る中、風に揺れるトタン

の音だけが聞こえた。「翔ちゃん、翔ちゃん」何度も叫んだが、返事はなかった。翌日の夕方、自衛隊員に救出された翔太さんの体は、青白く硬くなっていた。

これは記事の一部であります。佳織さんはこの後、避難生活を経て、1月10日に金沢市内で、夫の翔太さんを茶毘に付されたそうであります。「助けられなくてごめんね」と泣きながら、最後の別れを告げられてそうであります。

そして、どうすれば夫を救えたのか、何度も名前を叫んだ場所に立って考えたそうであります。地震が起きたとき、どう動くべきか想定しておけば。行政が十分な対策をしていたのか疑問も残るが、この地震を多くの人の教訓にしてもらえないと自ら言い聞かせたと書いておられます。

記事を読んでいて、胸が痛んだのと同時に、これは決して他人事ではないと思いました。一瞬にして幸せな生活を奪ってしまう自然災害は、全国どこでも起こり得ることであり、今世界で起きている戦争や紛争も同じことが言えるのではないのでしょうか。

熊本地震から8年がたとうとしております。あのときと同じクラスの地震は必ず起きると専門家は警鐘を鳴らしています。過去においても、阪神淡路大震災や東日本大震災など、大きな地震が周期的に発生しておりますし、また、大型台風や梅雨時期になりますと、毎年のように線状降水帯発生に伴う大雨特別警報が発令され、災害の脅威にさらされております。そういった環境の中で生きている我々にとって、防災対策は、最も重要な課題だと思っております。

行政による災害対応能力の強化、地域住民、企業による十分な災害への備え、あるいは防災意識向上のための地域運動の推進、そして幼稚園や保育園、小中学校といった子どもたちへの防災教育の取り組みなど、ハード面とソフト面をうまく減災に取り込んで、社会全体で大規模災害への防災力向上に力を入れていかなければならないと思っております。

今後のさらなる取り組みと防災力向上に期待とお願いをし、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日7日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日7日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定しました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日8日金曜日は、午後1時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後4時25分

第 3 号

3 月 8 日 (金)

令和6年第1回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月8日（金）

午後 1時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(6) 2番 平野保弘議員

日程第2 各常任委員会報告及び質疑

(1) 総務文教常任委員会委員長

(2) 産業厚生常任委員会委員長

日程第3 議案第26号 令和6年度美里町一般会計予算

日程第4 議案第27号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第28号 令和6年度美里町土地取得特別会計予算

日程第6 議案第29号 令和6年度美里町介護保険特別会計予算

日程第7 議案第30号 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第31号 令和6年度美里町生活排水事業会計予算

日程第9 議案第32号 令和6年度美里町簡易水道事業会計予算

日程第10 議案第33号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

日程第11 議案第34号 下福良・山出辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第12 発議第1号 美里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

日程第13 議員派遣の件について

日程第14 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	松岡征二君	税務課長	島田昌臣君
住民生活課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	隈部尚美君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開議 午後1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一昨日に引き続き、一般質問を行います。

広報掲載のため、一般質問の時間帯のみ、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可いたします。

2番、平野保弘議員の一般質問を行います。平野保弘議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。本日は、4項目について質問をいたします。

1番目に観光の推進について、2番目に税務上の事業所得と雑所得の区分について、3番目に買い物支援について、4番目に防災・減災対策について、質問をいたします。

まずは、観光の推進についてですが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行しました。振り返ってみますと、それ以降、日本中大きく動き出したように感じています。人流や経済活動の回復が進み、観光地にはにぎわいを取り戻し、コロナ禍で中断していた祭りやイベントも各地で再開されました。

本町でも祭りが再開したり、イベントが開催されるなど、非常に盛り上がっているように感じました。このような祭りやイベントは観光につながります。本町では、新しい初開催のイベントが行われました。ほかにも幾つかあったかもしれませんが、非常に盛り上がったと思われる二つのイベントを取り上げてみたいと思います。今後の町のにぎわいづくりのきっかけになればよいなと思っています。

まず、一つは、「勢井の宮での演奏会」です。美里町出身の方が企画し、また協力者、出演者の一人も本町出身者であります。また、これには同級生や地元の人たちが協力し、NPO法人の砥用ネットも応援して行われたものです。町としては、開催には直接関わってはいないと思いますが、情報収集はなさっていると思いますし、町長は挨拶もされています。

もう一つは、「美里ランタンの森スペシャルライブ」です。主催は、緑川ダムイベント広場活用プロジェクトとなっていますが、ガーデンプレイスキャンプ場、それからフォレストアドベンチャーと畝野老寿会が共催となっています。県の補助事業を受けて開催され、美里町は後援として後押しされています。

両方とも大盛況だったと思いますが、町としてはどのように評価されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員からお話がありましたとおり、令和5年度新規のイベントといたしまして、「勢井の宮演奏会」と「美里ランタンの森」が開催されました。

まず、勢井の宮演奏会につきましては、美里町出身で愛知県在住の方が、コロナ前には毎年開催されておりました願成祭の代わりに、地域を元気にしたいとの思いで開催されたものであります。当日は、私も出席をさせていただきましたが、和太鼓とタップダンス、コンテンポラリーダンスやドラムの共演などが行われました。また、設営準備や出店などは、同級生をはじめ地元有志の方々、近隣地域の方々が協力して行われ、大いに会場を盛り上げていただきました。

なお、来場者数は、正確には把握されておりませんが、記帳簿などから300人超と予想され、遠くは神奈川県からもお越しになられたそうでございます。

主催された方々も好評であったと受け止められており、今年は演者を増やして、9月29日に同じ会場で開催予定と伺っております。

次に、美里ランタンの森についてでございますが、このイベントのために、キャンプ場、フォレストアドベンチャー、地元老人会などで組織する実行委員会を立ち上げ、県の夢づくりチャレンジ事業の補助を受けて、昨年10月28日に開催されました。

緑川ダムのイベント広場にステージをつくり、夕方からウクレレ演奏やBIG INのメンバーをはじめとするミュージシャンによるコンサートを実施。コンサート終了後に一斉に挙げたランタンは、月明かりの中、とても美しく幻想的で、来場者からも感動の声が上がったと聞いております。

こちらも来場者数は、正確には把握されておりませんが、ランタンの購入数等により700人くらいと予想され、町外からもたくさんの方々にお越しいただきました。

報告によりますと、日本スカイランタン協会からも高い評価を受けたそうでございまして、令和6年度、次年度も開催をするというふうに聞いているところでございます。

この二つのイベントは、どちらも町主催ではなく、民間主導で企画され、内容もすばらしく大盛況で終わっております。町といたしましても、町内はもとより町外からもたくさんの方に来ていただき、美里町の対外的PRにつながったものと高く評価しているところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 町としては高く評価されているようです。私も同感です。また、両方とも、今年も開催する意向のようですので、さらに盛況になるように、協力していただいて、にぎわいの創造と美里町のPRになればよいなというふうに思っ

います。

私は、勢井の宮の演奏会には行けませんでした。その様子は妻から聞いております。また、主催者側からは、踊っている子どもたちの姿を見て、「やってよかったです」とか「ふるさとの恩返しになればとの思いから開催したが、逆に励まされる演奏会になった」といった感想を発信されています。

ランタンの森には私も参加することができたのですが、大変な盛り上がりでした。特に、ランタンを上げる時は、日常では経験することができない幻想的な景色・雰囲気を楽しむことができました。会場で会いました知り合いは、「美里町も捨てたもんじゃなかね」というふうに言っていましたが、私もそのとき同時に、同じように「捨てたもんじゃない」というふうに思っていたところです。

町外からの参加者も多かったのではないかと思います。美里町の出身者もいらっしやっただと思います。参加者数が正確には把握されていませんので、町内・町外の参加者の調査もできていないと思います。

美里町のイベントへの参加は初めてという方もいらっしやっただと思います。そういった方々に向けて、ほかのイベントへの誘導はできないのか、また、町内の方であっても、これを機会にほかのイベントにも行ってみようと思えるような誘導はできないのか。これまで、そのような取り組みがなされてきているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、どちらのイベントも町外からもたくさんの人にお越しいただいたというふうに思っております。

同イベントの告知につきまして、まず、勢井の宮のイベントについては、主に主催者のつながりによる声かけや発信によるもので、役場では窓口などのチラシ配布を行っております。ランタンの森につきましては、産業連携協議会と連携されたこともあり、チラシの全戸配布を行っております。また、美里町やキャンプ場、ランタン協会等の各種SNSやホームページなどでも告知を行っております。

ほかのイベントにおける相互誘導という観点では、例えば、アタック・ザ・日本一や緑川ダム休憩所で開催したクリスマスマルシェで、「どんど」のチラシを、教育の日の講演会や甲佐の蚤の市で「アタック」のチラシを、先日開催されたくまもと産業復興エキスポで「さくら健康フェスタ」のチラシを配布するなど、町内外のイベントで、なるべく誘導につながるような取り組みを行っております。今後も引き続き、少しでも集客につながるよう、努力を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 当然のこととして、各種イベントでチラシの配布等行っておられるようです。今回のように、新たなイベントにおいても、ほかのイベントの告知をしていけばよいなというふうに思います。

前回、12月定例会での吉住議員の一般質問の中で、観光地を点でなく、点と点を線で結び、滞在時間を長くする取り組みについて答弁をされていたと思います。イベントごとですね、点と点を線で結び、美里町に来ていただく回数を増やせないかと思います。

また、去年は、ランタンの森と佐俣の湯温泉祭りが連日でありました。これは偶然だったと思いますが、今後ですね、こういった連日である場合、一泊して参加していただくといったことも企画できるのではないのでしょうか。

それから、アタック・ザ・日本一、緑川湖どんと祭りの参加者も、また違った層になるでしょうし、どちらも海外からたくさんの参加者に来ていただいております。相互に誘導・案内告知をして、何度も足を運んでもらえればよいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

もうだいぶ前、20年以上前になりますが、緑川ダムで、水上だったのか水中だったのか、ダム湖での花火がありました。遠い思い出となっているのですが、そういうことです、また緑川ダム、国土交通省、緑川発電所、熊本県とタイアップしてできないものかなというふうに思っています。

これまでも、イベントには緑川ダムに協力していただいています、既存のイベントでもいいですし、新しいイベントでもいいので、またダムの花火が企画できないものかと思っています。いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、以前は「緑川ダムフェスタ」として、水上花火を行っておりました。当時は緑川ダムでも予算があり、実施できていたこと。それから、その頃をご存じの方からは、迫力もあってよかったなどの話を聞いております。

そんな中、昨年、美里ランタンの森が開催されました。先ほどの評価の中でも回答しましたとおり、町のPRにもつながるイベントであったと高く評価しております。このイベントに連携するかたちで、花火も含めた合併20周年の記念イベントを行う方向で調整しております。水上花火というかたちでできるかどうかはまだわかりませんが、花火やシャトルバス等の費用を当初予算に計上させていただいております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 通告した時点ではわかっていませんでしたが、既に予算案に計上されているようです。合併20周年イベントであるならば、町内はもとより本町出身者、町外からもたくさん来ていただいて大いに盛り上がりたならよいなというふうに思います。来場者がアッと驚き、そして感動するようなイベントにして、美里町のファンをつくっていきましょう。そのためには、普通の花火よりダム湖ならではの花火がよいのではないかと思います。ぜひ、検討していただきたいと思います。

それから、美里町のイベントに来ていただける方々は、多少は美里町に興味をいただいている方だと思いますので、こういったイベントに合わせて、美里町への移住、空き家バンクの紹介、また、ふるさと納税のPRはできないでしょうか。

これもやっておられるかもしれませんが、やっておられることも含めて、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、せっかく行うイベントですから、それに合わせて移住やふるさと納税のPRを行うことは、とても大切なことだと思います。

これまでの取り組みとしましては、例えば、アタック・ザ・日本一で参加者にパンフレットを配布。どんどまつりではふるさと納税のPRを兼ねたブースを設置。eスポーツ等の視察の際に（これは企業版ふるさと納税も含めてですが）、ふるさと納税のPR及びパンフレットを配布。それに、東京と福岡での移住イベント、こういったものに積極的に参加するなど、あらゆる機会を通じてPRを行ってきたところです。

町としましては、今後も引き続き努力してまいります。できれば、全町民一人ひとりが営業マンとしてPRにご協力いただければ幸いです。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 私は、昨年初めてふるさと納税をやってみました。ほかの自治体にですが、ほんのわずかだけ寄附をしました。人にふるさと納税を勧めるにしてもですね、やり方がわからないでは勧めにくいですので、やってみました。やってみると意外と簡単でした。ふるさと納税には興味があっても、やり方がわからないとか面倒くさそうだとかいうことで、結果できてない人は多いと思います。やりたくてもやっていないという人はたくさんいます。ふるさと納税の潜在能力はまだまだあると思いますので、これこそ全町民が営業マンとなって、寄附というかたちで

町の収入を増やすことができるのではないかと思います。

誰でもですね、人にふるさと納税を勧めることができるようなパンフレットというのがあればいいなと思います。そのやり方ですとか、その紙を見せれば。

例えば、同級生がですね、県外から集まってきたときとかに、そういったパンフレットを見せてお願いすれば、協力してくれる人はたくさんいるんじゃないかと思えますので、そういったものがあればいいなというふうにも思っております。観光とともに、力を入れなくてはいけないなというふうにも思います。

次は、フォレストアドベンチャーの利用者数、実績についての質問ですが、どうも見えにくいところですね、町民の方々の中には、あまりにぎわっていないと思われる方もいらっしゃるのではないかと思います。もう少し営業したほうがいいんじゃないかと意見された方もいらっしゃいます。

ですが、令和4年度のフォレストアドベンチャーの事業報告を見ますと、総売り上げが4,937万円、町への収入還元が863万、純利益が748万出ていますので、悪くはないと思うのですが、今回の定例会初日の、令和6年度施政方針の中で、町長は減少しているとおっしゃいました。この増減について、また、受入れ許容量としてどうなのか。また、美里で開業して以降、九州内でも新しくオープンしている所があります。テコ入れをして、町への収入還元金をアップさせる必要はないのか、とと思っていましたが、先日の坂田議員の質問に答弁いただいています。重複するところもあるでしょうが、もう少し詳しくお答えいただけますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、利用者数について、直近の年度となります令和4年度は1万1,951人で、5年前の平成30年と比較しますと約18%の減少となっております。また、売り上げの実績につきましては、令和4年度は約4,800万円で、平成30年度と比較しますと、約13%の減少となります。

減少の理由は、施設がオープンした平成27年から9年が経過し、その間に、これ議員もおっしゃいましたが、他県にも同様の施設が次々にオープン、希少性や目新しさがなくなったことが大きく影響していると考えており、競争に勝つためには新たな対策が必要と評価しているところでございます。

そこで、その対策といたしまして、令和6年度にキャノピーコースの新設と、アドベンチャーコースのリニューアルを計画をいたしております。キャノピーコースはアドベンチャーコースよりも難易度が低く、110センチメートル以上あれば小学校4年生未満のこどもも利用できるもので、これによりターゲット層の拡大と所要時間の短縮を図ることができます。今、アドベンチャーコースは、高学年になら

ないと利用ができない。身長制限等もあります。その中で、やはり家族で利用される方が、小さい子どもがいるとなかなか、そのお兄ちゃん・お姉ちゃんがやっているとときに「自分たちは待っとかなければいけないので」ということで敬遠される方もいらっしゃると思いますが、このキャノピーコースができれば、高学年、それから低学年にかかわらず遊ぶことができるというふうに考えております。

また、アドベンチャーコースは10年経過に伴う修繕と併せてコースリニューアルを行いたいと考えておまして、本議会の当初予算に係る予算を上程させていただいているところでございます。

いずれにしても、他の類似施設、あるいは他のフォレストアドベンチャーと、やはり違いを今後は出していく必要があるのではないかと思いますし、さらにPR等にも努めていく必要があると考えているところです。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） これもまた予算案に計上されているわけですが、ただいまの説明の中で、売上金額が私の説明と違いました。ちょっとそこでざわつかれていたのかなと思いますが、恐らくですね、ジップトリップアドベンチャーのコースの売り上げが4,800万ぐらいだということだろうというふうに思います。私が説明したのは、コースの売り上げにプラスして、物販と飲食物の売り上げを合計した金額になります。

とにかく、昨年度で863万円が町に入ってきています。累計では、2,700万円以上が町の収入となっています。自主財源が少ない中、力を入れる価値が十分にあると思います。金額は別にしてもですね、新聞とかテレビ、ラジオ等でフォレストアドベンチャー美里というのが出てきますと、やはり美里町のPRになりますので、これが段々減っていってしまうと逆効果にもなってしまいますので、やはりテコ入れが必要だなというふうには思っております。

次の質問に移ります。

ただいま、確定申告の真っ最中でありまして。町でも、確定申告の相談会を2月16日から3月15日の間で開催されています。その前ということだと思いますが、「事業所得と業務に係る雑所得の区分の明確化について」という文書が税務課から送られてきました。昨年の町の相談会で申告された方に送られているようですが、内容についてですね、農業を例にして非常に簡単に言いますと、農業所得はこれまで事業所得として扱われてきました。それが、農業収入が300万以下であるとか、赤字が続いて営利性が認められないというような場合には、事業所得ではなく雑所得扱いになるという内容です。この文書では、対象は農業所得のことだけを言っているわけではないのですが、雑所得になると、給与所得などとの損益通算ができな

くなるということになります。結果、所得税・住民税等が増額になる場合が出てくるわけですが、これには国税局から説明とか、指導があっていると思います。

この区分の明確化について、明確化に至った背景、理由等について、国税局から説明はあったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 島田税務課長。

○税務課長（島田昌臣君） ご説明申し上げます。

農業や営業等の副業収入が、事業所得に当たるか、雑所得に当たるか、明確な基準がなかったことから、国税庁において所得区分の明確化が図られております。

昨年10月の宇土税務署個人課税部門の統括が来庁され、口頭での説明を受けております。またその後、1月に宇土税務署で行われた確定申告研修の中で、資料を基に説明を受けております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 今まで明確な基準がなかったから、明確化が図られたとのことなのですが、細かい背景・理由については説明されていないようです。実際のところ、給与所得等の黒字と副業の赤字を相殺し、所得を少なくして確定申告をしている場合、これはちょっとうがった見方かもしれませんが、そこにメスを入れて税収を上げようということなのではないか、とも思います。これですね、悪質な場合、所得税の還付を狙って、故意に事業所得を計上し、給与所得との損益通算を行う人もいるようです。

そのようなケース、行き過ぎた節税への国税の対応と言えるかもしれません。もちろん、そのようなことは国税局は言わないとは思いますが、ですが、農業の場合はどうでしょうか。行き過ぎた節税になるのでしょうか。この明確化の対象になるのは、さっきも言いましたが、農業に限るわけではないのですが、ここでは農業に限って質問します。

先ほどのお知らせ文書の裏側に、フローチャートが載せてあります。このフローチャートをですね、資料として用意しています。

システム内の④の2をお開きください。農業者の方で、このフローチャートに当てはめてみて、農業所得が雑所得になってしまう場合、税負担が増えるのは、どのような方たちになりますか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 島田税務課長

○税務課長（島田昌臣君） ご説明申し上げます。

農業の所得が赤字となる方で、帳簿書類の保存をされていないなどの理由から、雑所得の区分となり、給与所得や他の事業所得との損益通算ができなくなる方が対

象となります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） ただいまの説明を農業者に当てはめて言えばですね、農業所得が赤字で、フローチャートの結果から雑所得の区分となった人が、給与所得やほかの事業所得との損益通算ができなくなり、結果、税負担が増えるということになります。給与所得やほかの事業所得があり、農業所得がある人なので、つまり兼業農家ということになります。

そもそも、ほかに仕事をしながらこの中山間の地で農業をやっている、米を作っている人たちは、利益を出そうというよりも、環境の保全、農地保全、先祖から受け継いだ田畑を荒らさないようにしようという思いもあり、耕作をしています。意識はされていないかもしれませんが、食料の安全保障上も大変重要なんです。もちろん、利益が出たほうがいいのは間違いないのですが、兼業農家では、兼業農家に限らないかもしれませんが、米は作るよりも買って食べたほうが赤字にはならないんです。

実際、赤字になっているから少しずつ耕作者が減ってきていますし、耕作放棄地も増えてきています。もちろん、赤字だけが原因だとは言いませんが、このフローチャートには、赤字を解消する取り組みということが書かれてありますが、耕作しなければ赤字にはなりません。ですが、そういうわけにはいきません。どうしても発生してしまう赤字の分を誰も埋めてはくれませんので、ほかで仕事をして、その収入で赤字を埋めているわけです。ほかの仕事で得た所得で高額な農業機械を買って、耕作をしているんです。

事業所得・雑所得の区分は別にして、屁理屈かもしれませんが、相殺は妥当だと思います。この文書を見て、私はそういうふうに強く感じました。

既に、令和5年度分の確定申告が行われています。相談会での現実的な対応としては、どのように指導されているのでしょうか。額面どおりなのか、解釈に柔軟性を持たせたり、経過措置的に対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 島田税務課長。

○税務課長（島田昌臣君） ご説明申し上げます。

今現在、確定申告及び住民税申告の受付を行っておりますが、その中で、事業をされておられる方については、宇土税務署よりいただいた資料等をお示しし、帳簿への記帳と、帳簿書類を最低5年間は保存いただくよう指導を行っております。その上で、事業所得、雑所得の区分の判断につきましては、本人の判断をいただくように心がけております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 実際の相談会では、指導をした上で給与所得等との損益通算ができるようにしているということによろしいですかね。

フローチャートをよくよく見ますと、最初の一番上の問「記帳・帳簿書類の保存はあるか」の問で「はい」を選択し、それから最後の問、一番下の。「事業所得と認められる明らかな事実があるか」で「はい」を選択すれば、その間はあまり関係なくですね、事業所得になるわけです。その間に目が行ってしまっていたのですが、大事なのは、最初の問で「はい」を選択できるかどうかだと思います。記帳・帳簿書類について、特にですね、具体的な記帳の仕方について正しく整理できるような、具体的な指導が必要だと思います。それができればですね、最初の「記帳・帳簿書類の保存はあるか」で「はい」を選択することができます。

また、最後の「事業所得と認められる明らかな事実があるか」というのは、あいまいな表現だと思いますので、ちゃんとですね、理屈付けを確立しておくことが大切だというふうに思います。

7,000件を超えるパブリックコメントによって現実的な対応を取られるようになったと思いますが、納税者側としてもですね、きちっと準備がなされるようにしなければいけないので、指導をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

私はこれまで美里バスについて、3回質問してきました。ですが、追求すればするほど難しい問題であり、解決には程遠い感じがしています。これも町長が施政方針で、新たな公共交通計画について言及をされていますが、まだこれからだと思います。

公共交通の利用の大きな目的の一つは買い物です。前回、12月定例会で、濱田議員から高齢者支援ということで質問がありました。利用者を生活支援ボランティアの自動車に同乗してもらい、買い物に行くという内容だったと思いますが、令和6年度は、試験的に導入するということでした。

それとは別になのですが、今回坂田議員からの質問にもありましたが、このたび、地域包括支援センター主導で移動販売の取り組みが行われようとしています。これは、民生委員・児童委員のほうでも実現に向けて熱心に取り組まれています。事業者の勇気もあり（この事業者というのはファミリーマート三和店さんですが）、まずは試験的に地区限定でということのようです。せっかくなので成功してもらいたいと思っています。なかなか事業者としても、先行投資するのは難しい状況にあると思います。今ある資源で、限定的にしか始められないと思いますが、お隣の山都

町では、山都町移動販売支援事業補助金の交付要綱があります。この要綱は、「高齢化等により日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買い物が困難な町民の、買い物の機会の確保及び生活の維持向上を図ることを目的として、移動販売により日常生活物資の購入支援を行う者に、当該移動販売に使用する車両の購入、改良及びその他運営に要する経費の一部について、町が補助金を交付する」という趣旨です。この要綱には、高齢者等の見守り活動も含まれています。日常生活物資の購入支援だけでなく、見守り活動も含めて補助金を交付するということのようにです。

美里町で同じことができるかどうかわかりませんが、移動販売への取り組みに、町から、何らかの後押しはできないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

実際に、議員ご発言いただきましたようなかたちで、生活支援コーディネーターを中心に、令和6年度中からの取り組みに向けた、地区は限定でございますが、詰めの協議を行っております。具体的には、高齢者の皆さんが集まるサロンへ、町内の事業者の方による移動販売車による買い物支援になります。

この取り組みが実現しますと、サロンの場にぎわいに寄与し、参加者の増加とともに、事業者においても一定の効率性が確保できるものと期待しているところでございます。

なお、これには民生委員・児童委員の方が自ら地元の声を集め、多くの面でご支援をいただき、併せて、買い物支援を課題に掲げた地域づくり加速化事業にもご参加いただいたことも、実施に向けた大きな動きとなりました。

今後、実施に向けて、サロンと移動販売との時間の調整や地区の選定がなされるものと考えております。

また、実際には、モデル地区以外にも範囲が拡大されることも期待されますが、町といたしましては移動販売が円滑に継続性があるものとなるような後押し、支援ができればと考えております。

初めての取り組みでもありますので、引き続き生活支援コーディネーターを中心に、課題等が生じた場合にも、その対応策を一緒になって考えていくこともその一つではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先日、このプロジェクトに関係する方々からですね、熱い思いを聞かせていただく機会がございました。この取り組みは正に、自助・共助の理念のもとに、自発的に動き出したプロジェクトであると感じているところであります。

初めての取り組みでもあります。その過程ではいろいろな課題も見えてくると思います。

先ほどの説明にもありましたが、課題に対応する際には、町もしっかりと伴走し、よりよい取り組みとして、他の地域にも広がっていくことを期待しているところでございます。

なお、昨年12月の議会で、ボランティアの方が乗せて買い物に連れて行くというのがこの議論になってきたということでもありますので、それはそれ、これはこれという話ではなくて、そのことも検討されましたが、やはりそれはちょっと難しいということで、この買い物支援のやり方のほうに今シフトして、結論が出つつあるということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） よくわかりました。私も少し勘違いをしていた部分があったようです。

事業者の方は、勇気を出して手を上げられたと思います。先ほどの農業とは違います。赤字で続けることはできないと思います。せつかくですので、続けられるような後押しをしていただいて、成功例となり、ほかの地区にも広げることができればよいと思います。

また、美里町過疎地域持続的発展計画の中でも、商業の振興の対策のところではありますが、「外出が困難な高齢者の日用品や食材、嗜好品などの買い物を支援するため、地域ごとの要望に合った配達事業への支援を検討する」とありますので、支援を検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

防災・減災対策についてですが、本年1月1日に最大震度7の能登半島地震が発生しました。能登半島地震では、道路の亀裂や液状化、それに土砂崩れなどで交通が寸断され、多くの集落が孤立状態となり、救助活動や救援物資の輸送が困難となりました。能登半島地震のニュースを見聞きするにつれ、私たちも他人事ではないなというふうに思います。

私が住んでいる洞岳地区も、土砂崩れの危険性は非常に高く、遠くから見るとです、ね、県道清和砥用線をはじめ、山に切れ目を入れた用な道路が走っています。一昨年の豪雨でも、町道が崩壊しています。復旧までに10か月ほどかかりましたが、林道ができたので、崩落現場の先にある山出地区は完全に孤立せずすみしました。

また、県道清和砥用線は、1時間当たり200ミリ以上の雨が降ると通行止めになるというふうにも聞いています。この洞岳地区に限らず、美里町は山間部が多いですので、孤立集落対策について、今回の能登半島地震を機に再度考えてみなくて

はいけないと思います。

現在、孤立集落対策はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今回の能登半島地震では、集落の孤立が多数発生していることは、報道で確認しております。能登半島での孤立集落の原因としましては、半島という地理的要因が大きいのではないかと思います。道路が不通となっている原因については、本町でも法面の崩壊や路肩の決壊が発生する可能性があります。

本町でも、これまで多くの災害を経験してきておりますが、特に記憶に新しいものとしては、平成28年に発生しました熊本地震やその後の豪雨、また、平成19年に発生しました梅雨前線豪雨が挙げられるかと思います。

本町に大きな被害をもたらしたこの災害では、本町の南側の集落を中心に多数の孤立が発生しました。特に、平成19年の豪雨災害では、柏川地区や早楠地区においては、河川や谷水の増水により護岸決壊、橋梁の流失、路肩の決壊、法面崩壊などの甚大な被害とともに孤立が発生し、ヘリコプターによる救助や自衛隊によるバイク、徒歩での安否確認等が行われたところでございます。

また、平成28年の熊本地震やその後の豪雨時には、岩盤崩壊や路肩決壊、河川の増水による護岸決壊、橋梁の破損など、一時孤立が発生しております。

このように、大規模な自然災害発生時には、必ずライフラインの被害が発生し、自宅で安全が確保できたとしても、孤立や断水、停電などの被害を受けることとなります。

しかしながら、これらの被害を完全に防止するためのハード面の整備につきましては、長い年月と多額の費用がかかります。

このような状況の中では、今後ますます地域コミュニティの重要性が増してくるものと考えております。自助・共助・公助、それぞれの役割に応じた早期の避難の取り組みが重要だと考えております。

このことから、町では今年度よりマイタイムラインの作成や、地区防災計画策定の取り組みを開始したところでございます。この取り組みは、マイタイムラインが34地区、地区防災計画が71地区で取り組みをしていただいております。順調に、自助・共助の取り組みが進んでいるものと思っております。

今後も、こういったソフト面の取り組みを地道に進めていながら、当然、危険箇所のハード整備についても、施設を管理する部署と連携を図りながら、適宜・的確に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 現実的には、この山間部で孤立集落を発生させないだけのインフラ整備は不可能かもしれません。非常に、費用と時間もかかると思います。ですが、あまりにも道路幅が狭いために、ちょっとした土砂崩れ、ほんのちょっとした土砂崩れで通れなくなってしまいます。1月の終わり頃にも町道で土砂崩れが起っています。雨も降ってないときにです。たまたま広がっている所だったのですが、これが狭い所では、僅かな土砂崩れで通れなくなりますし、ちょうど車が通っているときであれば避けることはできません。今度のさくら健康フェスタでもそこを通りますし、新春霊台橋マラソンのコースにもなっています。計画的に危険箇所のハード整備はしてもらいたいというふうに思います。

また、早期避難の重要性については重々承知しているところですが、地震の場合、事前に避難することはできません。先ほども申しましたが、孤立を完全に防ぐことはできないと思います。

そこで、孤立した場合には、事前に水・食料・日用品の備蓄が必要になってきます。備蓄の具体的な方法について、住民の皆さんへの指導はできているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

備蓄についての住民への指導でございますが、これまで町では、避難訓練や自主防災組織の代表者の研修会などの機会に説明を行ってきたところでございます。

また、今年度からは、先ほどの説明でも触れておりますが、マイタイムラインの説明会や、地区防災計画の説明会において、避難時に必要となる持ち出し品や日頃から備えておく備蓄の必要性などについて、お伝えをしているところでございます。

また、実災害、実際に災害が発生したときの避難情報発令では、避難時に準備していただくものをお知らせしております。

このマイタイムラインや地区防災計画などの説明会では、持ち出し品について、避難生活で必要となりそうなものをリスト化し、それぞれの家庭で話し合った上で決定していただくこと、備蓄品につきましては、日頃から利用している最低限度のものをリストアップし、無理のない内容で最低三日の備蓄をお願いしているところでもございます。

さらに、備蓄品につきましては、普段から使うものばかりなので、使ったら補充、食べたら補充、飲んだら補充といったかたちで、利用しながら補充する「ローリングストック方式」を推奨しております。

ただ、災害はいつ起こるかわかりません。常に準備が整っていないこともあるか

と思います。当然、日頃から備えについては努力していただきたいものですが、命より大事なものはないと考えております。命あつての避難生活ですので、まずは避難を最優先していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 備蓄については、単に三日分を備蓄するというと、どれだけ買って、そしてどこに備えとけばよいのかと構えてしまいます。実際に行動に移せなくなることもあると思います。三日分ってどれだけなのか。わからないかもしれません。ですが、ただいま説明がありましたローリングストックの考え方をすれば、通常の使用分より少し多く買って置いて、それがなくなってから補充するのではなく、使った分、食べた分を補充していけば、これが三日分かどうかわかりませんが、常に備蓄された状態になります。

また、大規模災害時には、トイレトーパーが不足しやすいということです。経済産業省でも日頃から適量のトイレトーパーの備蓄を勧めているそうです。ちなみに適量とは、一人当たり1か月の平均的使用分の4ロールだそうです。トイレトーパーは、1か月分が備蓄の適量だそうです。これは、マイタイムラインの説明会では話されていることだと思います。

次に、熊本地震でもそうでしたが、能登半島地震でも多くの住宅が倒壊しています。熊本地震から8年が経過しようとしています。本町での住宅の耐震化は進んでいるのか疑問です。地震の場合、事前に避難することはできません。家が倒壊してしまったら逃げることはできません。吉住議員の一般質問で紹介された末藤さんも逃げるができなかったんです。そういう意味では、住宅の耐震化は大変重要だと思います。ですが、住宅を耐震化するには大変なお金がかかります。そういった点が耐震化の進まない理由になり得ると思います。

まずは、そもそも耐震が進んでいるのかどうか把握できているのか、また、把握するのは難しいと思います。耐震化をするに当たって、何か対策、手立てがあるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

まずはじめに、住宅の耐震化が進んでいるのかというふうなご質問でございますけれども、町としてなかなかこの耐震化がどれだけ進んでいるというのを把握するのは、現状難しい、把握はできてないというような状況でございます。

ただ、新築で更新される場合はですね、耐震化に沿った建築物になりますので、そういった意味では新しい家が増えていくことによって、耐震化の割合としては高

くなっているというふうな状況だと考えているところでございます。

それと、耐震化に向けての町の対策ということでございますが、町では、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の確保を図るため、美里町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を平成29年に制定をし、耐震改修設計、耐震改修工事、建て替え工事、耐震シェルター工事及び耐震診断の費用の一部を助成をする制度を創設しております。

補助の要件としましては、町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの。在来軸組み工法などによって建築をされた3階建て以下のもの。昭和56年5月31日以前に着工又は、熊本地震によって罹災をしたもの。などの要件があり、事業の流れとしましては、耐震診断士による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものについて、耐震改修の設計、耐震改修の工事を実施する費用の一部を補助するものになります。

補助金の額及び割合につきましては、耐震診断が補助金の上限が8万6,000円、補助の割合は3分の2補助で、内訳は国が3分の1、残りの3分の1を県と町で補助をして、申請者が3分の1を負担することになっております。

耐震改修の設計、それと工事につきましては、一括して実施をする場合は、補助金の上限が100万円、補助の割合は5分の4補助で、内訳は国が5分の2、県が5分の2を補助し、申請者が5分の1を負担するということになります。

町の実績としましては、平成30年度に耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、それぞれ1件の実績となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 補助金要綱があるにもかかわらず、利用実績が1件というのは、少ないのではないかなというふうに思います。補助金を受けずに耐震化されている場合もあるかもしれませんし、また、新築されていけばですね、どんどん耐震化率というのは上っていくと思います。ただですね、古い住宅についての耐震化は進んでいないと考えられます。

まずは、耐震化が必要な家屋がどれぐらいあるのか、古い家がですね、どれぐらいあるのか、簡単ではないかもしれませんが、その数を把握する必要があるのかもしれません。

また、熊本地震直後は、耐震改修の必要性を感じられた方も、時間がたつにつれて危機感が薄れてきていると考えられます。

また、補助金の上限が100万円ということで、それでは経済的にできかねるといふ方もおられるかもしれません。

耐震化ができないならできないで、そのとき、どうやって命を守るのか、考えなければいけないというふうに思います。

熊本地震から8年が経過しようとしています。記憶が薄れてきている、そういう時期に起こった能登半島地震です。テレビを通じて、その惨状を皆さんご覧になっていると思います。町民の皆さんも含めてですね、もう一度考えてみるきっかけになると思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。

これで、一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を14時15分といたします。

-----○-----

休憩 午後1時57分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第2、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田委員長。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） それでは、令和6年第1回美里町議会定例会総務文教常任委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

令和6年3月7日木曜日、午前10時に開会をしております。中央庁舎議会委員会室において、福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私、濱田。執行部より、坂村総務課長、松岡美しい里創生課長、島田税務課長、松永住民生活課長、中川会計課長、中川学校教育課長、長井社会教育課長出席のもと、開会をしたところです。

令和6年度美里町一般会計予算について、各課主な要点があるところを報告をいただきました。

まず、総務課では、歳入で、減収補てん特別交付金（定額減税分）、これは令和6年度の所得税、住民税定額減税が実施されることで減収となる個人住民税減額分を、令和6年度に限り特例交付金として交付されるものであります。

普通交付金は、地方財政計画に示された1.7%の増額に近い予算額を計上され

ております。

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）は住民移動のスマート化事業、ICTを活用した情報発信による地域操業の推進、防災行政情報の多重配信による伝達向上事業を実施されるものであります。

ふるさと応援基金繰入金は、ふるさと納税を財源として積み立てた基金を活用し、30の事業を行われることであります。

歳出におきましては、普通旅費、消耗品費、燃料費（災害支援分）は、能登半島に対する職員派遣に係る経費で、特別交付税で80%の措置がされます。防災行政無線更新工事は、防災無線検討委員会の整備方針（12月19日答申）をされ、それに基づいて計画されるもので、受発信システムでスマートフォンやタブレットを用いた情報の発信、運用開始から17年目を迎える防災無線機器の更新工事であります。予算が可決されれば、令和6年5月に防災無線機器を発注し、7月から工事に入り、令和7年8月の運用開始の予定で進められると説明がありました。

美里町地域防災計画作成業務委託料として、国の中央防災会議の方向性や熊本県地域防災計画の修正等に合わせ、最新の計画として作り直されるものでございます。車中避難所整備工事（湯の香苑駐車場）は、湯の香苑隣接地に計画をされ、指定避難所や住民健診時などに利用できる駐車場としても利用できる駐車場として整備をされるものであります。

次に、美しい里創生課では、歳入で、美里暮らし体験住宅使用料、令和6年6月完成し、7月より運営される使用見込み額を計上してあります。水の恵み交付金は、県企業局の水力発電事業による交付金で、給食費補助、学校整備、学校給食調理業務委託金へ充当されるとのことでした。

歳出では、シティプロモーション広告料として、ふるさと納税のお礼状送付を町のPRと併せて実施することで、ふるさと納税の経費を抑えることで、返礼品代金率を下げることができ、お得感を出すための仕組みの一つであるという説明でありました。

美里未来づくり事業委託料は、空き家を活用した関係人口や移住・定住人口増の取り組み等を予定をされております。

地域公共交通計画策定委託料として、次期公共交通計画策定を行うための基礎調査費であります。内容としましては、需要調査、住民ニーズの把握、交通事業者状況調査等を実施されるものであります。

美里町創業支援補助金は、新規事業であり、町内で新たに起業される方に対する補助制度であります。要綱は現在調整中であり、店舗等の新築・改築・増築等の経費や賃借料、設備費等の補助を考えておられることでした。

観光施設整備等工事代金として、石段の2,700段付近にある東屋、2階建てとなりますが、その解体工事を予定をされております。

合併20周年記念イベント補助金として、美里ランタンの森と連携し、事業予定をされて、ダム湖水上花火及びシャトルバス等の費用計画であります。森林体験公園施設修繕料（アドベンチャーコース）は、10年目を迎えるため、立木への負担が進行しており、修繕を行われることとなります。森林体験公園施設キャノピーコース新設業務委託料は、身長140センチ以上の制限で利用できなかった子どもたちが利用できるコースの造成費であります。

住民生活課として、歳入では、マイナンバーカード交付事務費補助金として、全額国の補助で賄われる事業があります。令和6年2月末時点での、美里町のマイナンバーカードの交付率は77.6%であるとのことでした。

歳出では、戸籍住民基本台帳費の郵便料として、戸籍の振り仮名照会の通知を出される費用が立ててあります。

会計課では、歳出で、公金振込手数料として、金融機関へ支払いの振込に対する費用を計上されております。

学校教育課では、歳出で、スクールバス購入費は、砥用小のやまばと号であり、24年目を迎え走行距離も28万キロを超えており、入れ替え購入費として計上されております。

学校事務センター費として、これは新規事業であり、事務を集中処理したり、事務運営の効率化や職員のスキルアップ、モチベーションアップが図られ、チェック体制の向上や、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保を進めるものであります。砥用中学校の空き教室に、令和7年度設置予定の準備費として計上されてあります。

社会教育課では、歳入で、国宝・重要文化財等防災施設整備事業補助金とし、国指定重要文化財、堅志田城跡進入路の法面等復旧工事に係る経費の補助であります。7割の補助額だそうです。

歳出としまして、文化交流センター舞台照明整備、舞台音響整備修繕料として、経年劣化で接触不良や調光操作盤卓等の舞台照明保守点検で異常が確認されたことや、利用者からの不具合の指摘があったことから、修理費を計上されております。

馬門橋周辺環境整備手数料として、県の文化財として指定されるために伴う周辺環境の整備手数料で、傾いている石碑の据え置き、石橋保護のための支障木の伐採、鳥獣被害防止柵において、見学者のゲートを設置する工事の手数料であるということでした。

B&G海洋センタープール屋根等撤去工事は、老朽化したプール屋根の撤去と、使用されていないテニスコートの撤去費であり、今後テニスコートの土地の活用は

検討されるとのことであります。

午後から現地調査を行いました。まず、堅志田お試し住宅改修予定地に行きました。堅志田地区のコミュニティセンター付近に位置する空き家物件で、耐震診断で一部2階建てですが、その2階部分と倉庫と住宅部分が渡り廊下で接続されており、渡り廊下部分の撤去が必要であるとのことでした。また、雨漏りが多く、屋根の改修もされるようになっております。現在の間取りはそのまま、リフォーム工事を6月中に終え、7月から運用される計画であります。宅地も広く、西側には大きな庭もあり、スーパーも近くにあるので、立地条件は整っている環境であったと思ったところです。

文化交流センターひびきに、次に行っております。舞台の照明、音響の修理を施し、利用者・出演者にとっても、環境整備が図られることとなります。また、排煙窓調査点検も予定されており、高所に設置されているので、足場の設置等により安全確保を行い、点検をされる予定であります。365日空調が整えてあるピアノの部屋と図書室も調査したところであります。

次に、霊台公園に行きました。霊台橋の撮影スポットである公園の樹木等の伐採が完了されております。東屋の展望所付近からは、樹木が高く成長し、石橋を見通せることができなかつたんですが、現在は杉林も含め高い樹木も途中から切断されて、石橋全体が見える環境に整えられております。歩道に手すりになかつた所もあり、安全面では対応策も検討されたがよいと感じたところです。

次に、フォレストアドベンチャーを調査しております。アドベンチャーコースの修繕費用が計上され、ワイヤーを設置した樹木も相当な負担がかかり、安全面を考慮しての修理計画であります。修理は、一部コースを変え、新しい樹木にプラットホーム（スタートする樹木）を先に設置し、その後ワイヤーの移設をする計画であるとの説明でありました。身長制限140センチ以下の子どもはアドベンチャーコースを利用できなかったんですが、小さな子どもさん、110センチ以上が利用できる新しいコース、キャノピーコースを今後設置をされ、場所についてはトイレの西側で、キャンプ場からも見える場所になります。5歳前後から利用できる施設になるので、利用者の増加を期待できる施設になると話をされておりました。キャノピーコースが設置するタイミングで、利用料金の変更も含め、条例改正を検討されているとの説明も受けております。

最後に馬門橋、現在町指定の文化財であります馬門橋ですが、県が4月に県指定の文化財に登録されることで、石碑の据え置きと支障木の伐採、鳥獣被害防止柵の改修箇所を調査してきました。鳥獣被害防止用の柵が設置をされており、現在では見学者が一々柵を開き、その後再び柵を閉めることになり、スムーズに行き来がで

きない状況であります。専用のゲートを設置することで、鳥獣からの被害も防ぎ、見学者がスムーズに石橋まで行けることとなります。また、津留川右岸に大きなカズラがあり、通行の支障となっている樹木の撤去、傾いている石碑には、橋を保護するため、「車一切通るべからず」と当時の石碑に掘ってあり、主要幹線道路の石橋であるということがうかがえました。

以上、7日に行いました総務文教常任委員会の報告とします。報告漏れがありましたら、他の委員さんから補足をお願いします。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 定例会開催中に産業厚生常任委員会を行いましたので報告いたします。

3月7日午前10時より、大会議室におきまして、高田議員、今田議員、隈部議員、平野議員、坂田。執行部から谷口福祉課長、隈部健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長出席のもと、会議を行いました。主に、一般会計の本年度の予算についてですね、説明を求めたところでございます。

福祉課におきましては、主なところでは、成年後見センター事務委託料865万円、社会福祉協議会事務局補助金3,298万円、eスポーツでいい里づくり事業委託料466万円、老人保護措置費負担金3,015万円、障害福祉サービス費等給付費3億7,000万円、介護保険特別会計繰出金3億764万円、出生時祝金310万円、放課後児童健全育成事業委託料1,239万円、施設型給付費負担金2億9,937万円、児童手当8,497万円、また、介護保険特別会計等について

説明があり、若干の質疑がありました。

健康保険課では、特に母子衛生費 3,822 万円（昨年比のプラス 2,812 万円であります）のうち、産後ケア事業委託料、産婦検診委託料、新生児聴覚検査委託料、心理相談業務委託料等について説明があり、また、血圧計の購入・更新等について説明がございました。

上下水道課では、特に中央北地区上水道事業の工事期間を 10 年から 6 年に短縮する案について改めて説明があり、令和 11 年度に給水ができるよう工事を進めるということがございます。なお、本会議中に公営企業会計に移行しました簡易水道事業会計、生活排水事業会計について詳しく説明がございました。

農業政策課では、中山間地直接支払交付金 8,309 万円、鳥獣被害対策関係が 1,176 万円、農業農村整備事業負担金 6,420 万円、町単独土地改良事業 1,000 万円、多面的機能支払交付金 2,593 万円等について詳しく説明がございまして、質疑がありました。

森づくり推進課では、地域おこし協力隊報償費、あるいは活動助成金等の説明、新たに 2 名ですね、採用したということがございます。自伐型林業推進に 310 万円、森林調査業務委託料 980 万円、森林管理用 GIS リース料 67 万円、美里の山除間伐推進事業に 1,200 万円、林道橋梁トンネル点検診断業務に 800 万円等について説明があり、質疑がありました。

建設課では、老朽危険空き家等除却推進に 500 万円、町道工事請負費 6,200 万円、委託料として通学路対策、単独改良事業に 2,800 万円、工事請負として、通学路対策 1 億 2,000 万円、単独改良 2,000 万円、事業メンテナンス事業委託に 8,500 万円、河川工事 600 万円、町営住宅修繕に 350 万円、緊急自然災害防止対策 1,000 万円等について説明がございました。

その後、午後から、一番目に農業政策課に置いてあります食味検定の機械のですね、見学と言いますか、実技も含めて確認をいたしました。また、管轄外ではございましたが、霊台公園からの霊台橋の眺望の確認をいたしまして、次に、町道内園小崎線改良の 2,000 万円、総額 1 億 5,000 万ですけれども、今、工事が済んでおりました 2,000 万円について確認をいたしました。残りの予算的には 7,500 万円分残っているという説明でございました。両方から、向こうの小崎側からとこっちの内園側から、両方から工事を進めておりました、真ん中辺が残っていると、こういう状況でございます。

また、町道太刀高江線の改良につきましては、これも 2,000 万円の予算計上ですけれども、総額 2 億円の予算が組んでありまして、残が 6,000 万円と、ほぼ道路的には高江側から 3 分の 2 ほど済んでおりましたけれども、名越谷の太刀付

近がですね、残っております、令和8年度完成を目指すという説明でございました。

4点目、中央北地区水道送水ポンプ場工事、当初予定された地区といろいろ支障があつてですね、この上中郡地内の町有駐車場の所に送水ポンプ場を設置するという事で説明を受けて、現場調査を終わりました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第26号 令和6年度美里町一般会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第26号、令和6年度美里町一般会計予算を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑は逐条としますか、一括としますか。

[「逐条でお願いします」と呼ぶ者あり]

それでは、本案の質疑は、逐条で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、本案は逐条質疑で行います。先にお配りしております表のとおり行います。

まず、1ページから11ページ。12ページの款の1町税から15ページの款の11交通安全対策特別交付金まで。

16ページ款の12分担金及び負担金から、19ページ款の13使用料及び手数料まで。

19ページから21ページ、款の14国庫支出金。22ページから25ページ、款の15県支出金。25ページ款の16財産収入から、32ページ款の21町債ま

で。

次に、歳出に移ります。

33ページから34ページ、款の1議会費。34ページ款の2総務費、項の1総務管理費から、40ページ款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費まで。

40ページ款の2総務費、項の1総務管理費、目2文書広報費から、44ページ目の5財産管理費まで。

44ページから48ページ、款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費まで。

2番、平野保弘議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。

47ページの節の18負担金、補助金及び交付金。中ほどにあります、生活交通路線維持費補助金、それから地方バス運行等特別対策補助金について、質問いたします。

これは両方ともバス会社に対する補助金であると思いますが、片方が国庫補助金の対象路線、もう片方が国庫補助金対象外の路線ということですが、その対象と対象でないということがどう違うのか。

それから、補助金の計算方法について、総務文教委員会の説明資料では、生活交通路線維持費補助金については、令和5年実績を鑑み、減額。地方バス運行等特別対策補助金はほぼ昨年と同額となっていますが、この計算がどういうふうな方法でされているのか。

それから、特別交付対象となっていますが、どれぐらいが特別交付対象、金額的になるのかわかりますでしょうか。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、国庫補助路線というかたちですが、こちら美里の場合で言いますと、熊本バスと産交バスの分になるかと思うんですが、それから、地方バスの運行特別対策、こちらのほうが国庫補助以外の話になりますので、熊本バスと麻生交通というかたちになります。

この違いという話なんです、いわゆる幹線ですね、熊本バス・産交バスがセンター及び松橋の幹線道路から来ている路線というのが国庫補助、複数の市町村を含めながら通ってきてる路線があります。この路線については国庫補助路線というかたちで、すごい難しい計算式があるみたいなんです、これ自体は直接バス会社が

国のほうに申請をされていくかたちの仕組みの中で補助が出されるというものがあるんですが、その部分と、それから、熊本バスと麻生交通は地域内の路線と言いますか、というところで国庫補助路線という以外の対象というかたちになっております。

なので、計算方法という話については、複雑な計算式はあるので、ここで即座に言えるような、簡単に言えるような話ではないんですが、今回のこの額というのは、まず生活交通路線維持の補助金につきましては、それぞれの路線の会社からの積算の費用とかそういったものを見込みながら計算を出しているというところが一つあるのと、あと、特交の話もありましたので、特交自体は、8割が特別交付税の対象というかたちになっております。

質問は以上だったですかね。

○2番（平野保弘君） 8割が特交。

○美しい里創生課長（松岡征二君） 8割が特交ということになります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 計算は、バス会社のほうで細かくされて、バス会社から請求されるということのようですね。

施政方針で、新たな公共交通に関して言及されています。路線バスとの関係もですね、無視できないですし、補助金の額も高額になりますので、ちょっと確認をいたしました。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありますか。

6番、坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。上程中の一般会計予算案について質問いたします。

46ページの、1つはですね、美里未来づくり業務委託料540万、これの中身がどうなってるのかと、その2段下の、美里町地域おこし協力隊サポート事業委託料ですか、150万。この地域おこし協力隊については、別の項目で当然報酬と活動助成金については上っておりますが、この協力隊サポート事業委託料というのはどういう中身なのか、2点お尋ねいたします

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、美里未来づくり事業の委託料、この中身ということによろしかったかと思うんですが、こちら、先日も実施したんですけど、空き家の改修のワークショップ

と、それからその後、空き家の活用のモデルツアーといいますか、そういったものを実施しております。それが非常に好評であったものですから、引き続き、それをまたさらに回数とか増やしながら実施したいと考えておりました、町外からも、それから町内の方の交流とかですね、そういったものも含めながらこういった事業をやりたいというところで計上させていただいております。

それから、美里町地域おこし協力隊サポート事業の委託料というところになるんですが、現在、5名の地域おこし協力隊の方に来ていただいております。これだけ増えてくるようなかたちになりますと、その方たちのその業務といいますか、横の連携も含めてですね、この美里町に定着していただくための、その後の起業のこととかですね、そういったところをやはり地域に根差していろいろ活動していただくために、それをサポートしていくことが必要だというふうに思っておりますので、そういうところからの事業を委託したいというふうに考えて計上させていただいております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 関連で、今、たしかに熊日新聞にも載りましたけれども、この空き家を云々というのは、要するにリニューアルというか、その改修費用とかも含んでいるのかということと、委託ということは、どこかの団体に仕事を頼むのか、と、その協力隊もそうですが、サポート事業委託というのは、どこへ委託するのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長

○美しい里創生課長（松岡征二君） 委託になりますので、その後、手を上げられた所で採択するようなかたちにはなるかと思いますが、なるべく、当然この業務上の内容として、地域のことについて詳しい所というのが必須の条件になってくるかなというふうに思いますので、そういった会社に委託をしたいというふうに考えております。

○6番（坂田竜義君） 協力隊も。

○美しい里創生課長（松岡征二君） はい、協力隊も同じくそのとおりです、はい。

○6番（坂田竜義君） ちょっとなんかわからんですが、その協力隊のサポート事業を具体的に、どういうことですかね。

○美しい里創生課長（松岡征二君） はい、協力隊の方々、それぞれ例えば観光だったり、それから空き家だったり、林業だったりとかというかたちで今いただいているんですけど、それぞれに日々の業務をどういったことをやっていただくか含め、町と連携もしながら、業務をやっていただく、その業務のサポートをですね、こういったことをやっていく、それから進捗管理をしていくとか、そういったものが必

要になりますし、それから協力隊同士の連携のイベントの企画、こういったこともやっぴいこうとしております。それから、起業家に向けた支援、その方がやろうとしてらっしゃるところの事柄に対して、いろいろお話を聞きながら、そういったお仕事の関係者とマッチングしたりとか、そういったことを支援するような、そういったことを考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） わかりますが、何か直接、委託するってよそに頼むことですよ。だけん、その直接担当職員に負担がかかるかもしれんけど、役場として直接そういうことは協力隊員のサポートとかできないのかなと思って質問したんですよ。そこは検討されたんですか。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長

○美しい里創生課長（松岡征二君） 実を言いますと、これまではそういうふうにはやっぴいしておりました。町の職員でやっぴいたというところですね。全国的にこの協力隊の数がすごい増えてるかと思うんですが、だんだんだんだん定着率が減少してきています。これの主な原因といいますか、分析したところですね、やはり役場職員が役場の中で業務をサポートしながら、自分たちの例えば仕事とか手伝ってもらったりとかしながらやっぴいたかたちになるので、この仕組みというのはなかなか、本人たちが本当にやりたいことだったり、それから起業家と考えたときに、やはりちょっと閉鎖的な世界になりますので、こういったものは起業家につながらなかつたりとか、それから自分の住む所を見つけるとか、そういったところもなかなかつながりにくかつたりするような傾向にあったというところの反省点から、あと、ほかの協力隊の数も増えたというときに、例えば、担当部署が結局募集したところでは担当の部署になりますので、そこだけの話になってしまうと横の連携がなかなかできなかつたということをやっぴい危惧しましたので、そういったところから、どこかそういったところを関係先をいっぱい持っている所とか、そういう所に委託することができれば、ああ、その人は横のそういう人たちがいる、協力隊もそこにいながらですね、そういったことができるかなという、うまい仕組みだなというふうには思っぴい、この委託を考えてるところになります。

全額、特別交付税の措置にはなりますので、そういったところも併せて、こういったものを活用できればというふうには思っぴいたところですよ。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この地域おこし協力隊サポート事業なんですけど、どうも地域お

こし協力隊の方々に話を聞けば、職員の方ちょっと答えにくいかもしれないですけど、やっぱりどうしても自分がやりたいと思っていることができなかつたりですね、どうもそういう思いの違いとか、公務員の方の考えと民間から来てる人の考えていうのが、どうもズレが出てきているというふうな話も聞いておまして、やはりそういったところをうまくコーディネートしていかなければ、次の起業につながりませんし、定住につながらないということで、そういった知識とか見識を持っていらっしゃる所に委託をできればというようなことで予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） はい、わかりました。

○議長（上田 孝君） 進行します。

48ページ款の2総務費、項の1総務管理費、目の7情報推進費から、52ページ目の13合併20周年記念事業まで。

52ページ款の2総務費、項の2徴税費、目の1税務総務費から、55ページ目の3地籍管理費まで。

55ページから56ページ、款の2総務費、項の3戸籍住民基本台帳費。56ページから58ページ、款の2総務費、項の4選挙費まで。

58ページから59ページ、款の総務費、項の5統計調査費。59ページ、款の2総務費、項の6監査委員費。60ページから67ページ、款の3民生費、項の1社会福祉費。

1番、村崎議員。

○1番（村崎公一君） 1番、村崎です。現在計上中の一般会計予算の中で質問をさせていただきます。

61ページの2の高齢者福祉費、節の委託料の低用生活支援ハウス運営委託料と66ページに、中央生活支援ハウス管理運営委託料というのがあるんですけども、これの具体的な中身と、基本同じ内容なのかなと思うんですけど、科目の場所が違っているのは会計上の理由なのか、それとも内容がちょっと違うのかというのを伺います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明します。

まず、低用生活支援ハウスの委託料のほうですけども、こちらは陽光園のほうで運営する「太陽の丘」といわれる所が生活支援ハウスでありまして、町の町有施設ではございません。ということで、こういったかたちで業務委託ということになっております。

一方、中央生活支援ハウスのほうは、条例に規定の施設でございまして、指定管理施設でもございます。そういったかたちの関係から、それぞれ別のところから出てくるかたちをとっております。

中身につきましては、おおむね日常生活が自立した方を対象ですが、少し日常生活上の中で心配、それから少しの支援が必要とされる方、おおむね、要介護3未満の方が、大体対象として今利用されている状況です。

定員につきましては、中央生活支援ハウスが7名、砥用生活支援ハウスが12名ということになっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○6番（坂田竜義君） 説明ありがとうございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 先に進みます。

68ページ款の3民生費、項の2年金費から、70ページ項の4災害救助費まで。
70ページ款の4衛生費、項の1保健衛生費から、74ページ、項の2清掃費まで。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第26号について、質問いたします。

74ページ、ここに一番上の方に、生活排水の会計の補助金というふうにして出ておりますが、前はですね、ここは会計の補助金じゃなかったんですよ。今度は補助金になっております。それとですね、その下、簡易水道。これもですね、企業会計になっております。これはわかるんですよ。生活排水の事業の会計のこの補助金というのは、その簡易水道事業に関連するんで、この会計の補助金というようなかたちで出されてるのか。今まではですね、生活排水と特別会計で別々にあったんですよ。今度は両方ともですね、補助金というかたちになってるんで。

どうして、この生活排水の部分がですね、補助金になったのか、この辺りを教えていただきたい。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

簡易水道事業の補助金、これも公会計になっておりますが、同じく生活排水もですね、美里町生活排水事業会計予算ということで、公営企業会計になっております。本町が市町村設置型ということで、公営企業会計になるということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 今までは払わなくて。前と同じような経営といいますか、事業内容ですよね、排水事業は。それなのに、今度は公会計になって補助金、ちょっとその辺りが理解できなかったんで。これはそのままよかったんじゃないかなと、私は思ってたけども。やっぱ変えなきゃいけなかったということですか。水道事業の公会計に合わせるということですか。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

内容につきましては、簡易水道事業と併せて同じく公会計事業になると、それに合わせまして、補助金として公営企業会計に繰り出すというようなかたちになります。

よろしいですか。

○8番（福田秀憲君） その辺りのですよ、こうなったんだよというやつがあればですよ。ちょっと教えていただいて。何か書いたやつがあれば。それをいただければ。

○上下水道課長（酒井博文君） はい。簡単に言えばもう、簡易水道事業と同じく、生活排水事業も公営企業会計になると。ですから、補助金というかたちになるということですよ。

以上です。

○8番（福田秀憲君） わかりました。じゃ、後でまた教えていただければと思います。終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

75ページから82ページ、款の5農林水産業費、項の1農業費。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住です。議案第26号、令和6年度一般会計予算について質問します。

ページ数で78ページをお願いします。款の5、項の1、目の4の農業振興費、この中の節の18の真ん中辺りになりますが、有害獣被害防止対策事業補助金というのが198万6,000円上げてあります。これについては、罾の免許取得とか、銃の免許取得の補助に当たると思うんですが、今回3人分、銃の免許取得についてですね、3人分補助が30万上げられております。現在ですね、この中で何名ぐらい、その取得者とといいますか、おられるのかわかればお願いします。

それと、もう一つ、何名おられるのかと、猟友会でありますよね。その辺とのつながりというか、その辺はどういうふうになってるのか、ちょっと説明できればお願いします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

有害獣被害防止対策事業補助金の銃の取得についてのご質問だと思っております。

こちらにつきまして、今まで使われた経緯というのはなかなか、この補助を使って銃の免許の取得をされたというのは、平成30年に1名だったかと思えますけれども、それ以降はですね、全然ございませんでした。令和5年にですね、お一人銃の免許のほうを取得されたということで、現在進行形で、まだ全ての猟銃の免許取得の部分の領収書等がそろっていないので、金額等につきましてはわかりませんが、令和5年度には1名の方はこの銃の免許の取得はされるというかたちで、現在打合せを行いながらですね、進めているところでございます。

それから、猟友会とのつながりということでございますけれども、それにつきましてはですね、有害獣の防止対策協議会の中でですね、今現在でいけば、農業政策課と森づくり推進課合同でですね、協議会を立ち上げておりますので、そこの中の関連というかたちでですね、一応、その協議会の中でつながっているというかたちを取らせていただいているところでございます。

○3番（吉住淳一君） 議長、もうちょっとよろしいですか。すみません、もう1問あります。

今の答弁の中で、要は、人数は把握されていないということで。その猟をされてる、銃で猟をされてる人数は把握されていないんですか。町としては。猟友会じゃなくて、その猟友会に入ってもらえない人も銃を持ってられる人がおられるかもしれないと思ってるんですよ。その中で、町として、銃で猟をやっている人の人数の把握はできてるのかなというところで。

○農業政策課長（西寺 清君） 町としてはですね、銃をお持ちの人数というのは把握をしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 同じページ数で、同じ節の18なんですけど、一番下の欄にですね、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業交付金というのが950万あります。この中は、これは獲った種類といいますか、その補助金になるのかなと思いますけど、イノシシとかシカとかですね。去年、私ちょっと質問したと思うんですけど、この中で、イノシシについては成獣と幼獣ということで1万円ずつということで上げてありますよね。シカについては1頭当たりと明示されているんですけど、これは子についても同じという理解でよかったですか。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） はい。シカにつきましては、一応ですね、親だけというかたちになりますけれども、このシカにつきましてはですね、なかなか見分けがつかないというのが現状でございます。ですので、シカにつきましては、成獣というようなかたちですね、シカはもう区分をしないかたちで現在のところ、交付のほう、しているところでございます。

以上でございます。

○3番（吉住淳一君） こちらも1万円。

○農業政策課長（西寺 清君） そうです、はい、1万円でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） これで質問を終わります。

○議長（上田 孝君） 執行部の方におかれましては、質疑ごとに退席・出席をお願いいたします。

進行します。

82ページ、款の5農林水産業費、項の2林業費から85ページ、款の5農林水産業費、項の3水産業費まで。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住です。

83ページをお願いします。款の5、項の2、目の2の林業振興費の中の節の12委託料になりますが、これ自伐型林業推進業務委託料、これ310万6,000円上げてあります。これスキルアップ研修ということでやっておられるということをお聞きしたんですけど、内容はどのようなものか説明していただければ。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

今年度ですけど、12月から1月にかけてまして、土日の2回を4開催実施しております。まずはチェーンソー研修、伐倒構造林、実施研修、バックホウを使つての実施研修みたいなかたちをとっております。あと、座学というかたちで講師の方から1日は絶対受けるようなかたちで行っております。大体20名ぐらい参加されております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） すいません、これ年に何回ぐらい。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） 年に1回です。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 終わります。

○議長（上田 孝君） 7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 濱田でございます。議案第26号、83ページ、84ページについてお尋ねをします。

まず、83ページの12の委託料、森林調査業務委託料980万です。具体的な内容を確認のため、教えていただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

森林調査業務委託料980万について、毎年ですね、意向調査を取りまして、その部分の森林調査というかたちで、今年度は中央地区、大沢水、堅志田、中小路、馬場の1,183筆を予定しております。1個1個、筆ごと調査していくようなかたちです。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 場所を選定して意向調査をされるということで、この調査をされた後、町としてはどういうふうに持って行きたいからその調査をされるというような考え方なのか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

その後、除伐、間伐、搬出、切り捨て間伐ですね。そういうかたちで今荒れてる山を管理していくというようなかたちになります。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 続きまして、84ページの負担金、補助金及び交付金の木造住宅建築支援事業補助金105万円です。新しく家を建てるような内容だったかちょっと思っておりますが、内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

木造住宅の補助ですけれども、これ新築のみです。新築のみの1坪1万円の限度額50万を。坪の1万円の補助になります。限度額は50万円。県産材の木材使用です。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 内容わかりました。新築に1坪単位があって50万が限度とい

うことで、今後美里も水道事業に絡んで、新しい住宅が建てていかれる若い方々がおられるようになると思っておりますので、令和6年度は105万円という数字ですけれども、そういう状況になったら、その予算的に町の持ち分でなかなか厳しい部分もあるかと思っておりますけれども、予算を計上されるように願って、質問を終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

86ページから89ページ、款の6商工費。

9番、今田議員。

○9番（今田政行君） 9番、今田です。ただいま上程中の議案についてご質問いたします。

ページ数が89ページの節の12委託料の森林体験公園施設のキャノピーコースの新設ということなのですが、キャノピーコースを新設するということは、利用の幅が広がってですね、いいことだというふうに思っておりますが、果たして場所はどこ付近かなと自分自身で考えておったんですが、先ほど総務文教委員長のほうでトイレの西側というようなお話がありましたが、トイレの西側というと入り口のほうですかね。トイレの裏側付近というふうに考えればいいですかね。私の記憶では、あの付近は坂というか、急坂になっているような感じがするんですが、特にキャノピーあたりになりますとですね、アドベンチャーよりもやっぱり安全な所に設置すべきじゃないかなと思ひまして、あの付近の斜めの地盤の所でいいのかなという思いで、質問をさせてもらいました。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

場所についてということなのですが、駐車場あって、それから上られて、受付があられると思います。その駐車場の所から右側の所がトイレだと思うんですけども、ずっと受付まで上った所、で、上った所から左手にジップラインがあると思うんですけど、その右側ですね、受付の裏側といたしますか、トイレよりも少しダム湖よりといたしますか。あの所の斜面をやるようなかたちで今検討されてます。

トイレの西側もあるんですけども、あそこはちょっと樹木が薄い所もありまして、そこで造成することはちょっと今不可能かなという検討をされてらっしゃいまして、そこも含めて検討はされてらっしゃるみたいですが、今考えてらっしゃる有望な所はその受付の所の裏側といたしますか、の所を検討されているみたいです。

以上です。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 確か受付の先もけっこう坂っぴらになっちゃおらんかなと思ひ

ますけども、安全な施設になるように、検討よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（上田 孝君） 4番、隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部です。一般会計予算の中で質問いたします。

86ページの款の6商工費、項の1商工振興費、節の18の美里町創業支援補助金ですけど、この150万の支援補助金の内容をお教えてください。また、支援策は毎年この補助金制度は続けるのか、また配分率などをお教え願いますと幸いです。お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

美里町創業支援補助金のまず、内容というお話だったかと思います。内容につきましては、まだその要項という、補助金の要項は今現在調整中でして、詳しいところはまだ決まってははいないんですが、主な内容としましては、商工業の振興ということで、町内で、新たに起業されようとされる方を対象としまして、上限150万ということで補助するものになります。補助率は3分の2ですね。主な対象経費ということになるかと思うんですが、建物の取得費だったり、それから改築費用だったり、若しくはその設備の導入とかですね、主に事業の用に供するハードの面に対して支援ができればというふうに思っております。

それからもう一つが、支援の継続性の話だったかと思います。もちろん、この制度を考えたこと自体、そのものから考えても、この美里町でなかなか廃業が多かったりとかですね、起業の件数が少なかったりとかっていう実情を鑑みて、少しでもこの町に創業の芽といいますか、元気になってほしいという意味合いでこの補助金をつくっておりますので、そういう意味からしても、これも活用状況にもよるかとは思いますが、たくさん使っていただいて、少しでも創業が増えるようなかたちで続けていくことができればというふうに願っているところになります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 新規のお店、また若い人たちがお店を始める場合、助かる支援策だと思います。また、本町の人口減少にも、少しでも食い止めるような影響が出ますように、今後もよろしくお願いたしたいと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

90ページから95ページ、款の7土木費。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 質問いたします。

92ページをお願いします。款の7、項の2、目の2の道路維持費、節の12の委託料のところと、節の14の社会資本整備総合交付金事業の所です。2つ質問したいと思います

委託料について、町道小筵松野原線の維持管理ということと、もう1件あったと思うんですけど、25万円の2回ということを書いてあります。これ除草作業とかの理解でよろしいのか。それと、令和5年度が33万、2000円で今回が66万、倍ぐらいになってます、金額が。その流がどうしてなのかということと、それと節の14の社会資本整備総合交付金事業の3,700万、これについては、小筵松野原線の残りの部分の舗装工事ということによろしいのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

まず、委託料の件で。草刈り作業でいいのかというふうなご質問だと思いますが、小筵松野原線の草刈りですね、の作業の委託料でございます。それと、金額につきましてですけれども、昨年まではですね、年に1回、大体、アタック・ザ・日本一がある前にですね、業者のほうに委託をして切っていただいております。ただ、令和5年度にはですね、やはりどうしても、お盆とかですね、その前にどうしても草が茂って、トラックとかが多いですので、やはりどうしても危ないというところで、昨年はお盆前にも1回切ってですね、その後、9月の補正でお金を補正をさせていただいて、また、アタック・ザ・日本一の前に作業をするということで、昨年からは、年2回作業のほうしております。

それと、金額についてですけれども、ずっとかなり安い金額で、1回17万円だったですかね、という金額でしていただいております。長く金額も上がっておりますので、実際作業をお願いする業者の方に、現在の労務単価当たりの上昇もありますので、そういったところで、人間の数とかですね、そういったのをお尋ねをしまして、最低限の金額を見積を出していただいて、その分については、町としては支払って安全な作業をしていただくと、交通整理あたりも含めてですね、していただくということで、ちょっと増額のほうさせていただいて、金額のほう、増額させていただいております。

それと、工事費の、小筵松野原線3,700万円、令和6年度予算のほう計上させていただきます。一応、計画としては3,700万円を使ってですね、小筵松野原線については完了と。一回完了というかたちで、完了までやるというほうで計画のほう、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 質問を終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。失礼いたしました。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案について、質問いたします。

93ページなんですが、社会資本整備総合交付金事業ということで、通学路対策。この中にですね、鳥越線の工事というのが、私入ってると思うんですよ。昨年度もですね、鳥越線の工事はですね、確か1,000万ぐらいの工事でやってると思うんですけども、実際の工事というのはやってないんじゃないかっていう、思うんですよ。全然進んでないんですね。どうなってんのかなという思いがしております。これはですね、熊本県と町で合意書というのを交わしてる。釈迦院ダムが廃止になったんで、取りやめになったんで、その合意書に基づいてこの作業をやってるんですよ。その合意したのが平成16年ですよ。今もう、それからすると、合併してから20年ですけど、もう20年ぐらいたってるわけです。まだ、そのまま全然。地元の人たちは、あるいはそのまま廃線になるというか、やらないんじゃないかというような意識も持っておられますし、この辺りは県にもですね、働きかけて、私は早く開通させてもらいたいと思うんですよ。もう、20年。大体ですよ、最初の合意書の中では、おおむね5年以内に着工してということで、ほかの道路ですよ、20年もかかってやってる所は私はないと思うんですよ。この辺りは、町長は、多分ですね、県議をされていたときに、確かダムが廃止になったんじゃないかなと思うんですけども、そのときに合意書交わしているんですよ。本年度の工事も予定はされてますけれども、私はもうちょっとですね、やったなと言うぐらいやってもらいたいと思うんですけども、いつまでやるとか、そういうやつはないんですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） あの路線、鳥越線。私が県議になる前に廃止の決定がなされて、釈迦院ダムの廃止の決定がなされております。で、これはそもそも論になりますが、ダムができる前提である路線はつくられております。つまり、ダムであそこの水位が上がりますので、もっと本当は高い所に道路ができる計画でありました。それが、ダムができないということで、かなり今、下の、元々あった道路に取り付けなければいけないということでですね、当時五千数百万、県との協定の中でその鳥越線の整備の基金がですね、積んであったというふうに思いますが、あと、残工事だけでも3億あります。これは、町がやっていかなければいけない工事です。例えば、あのときに、完了するまでは県もしっかりと責任を持つというような一文があればよ

かったんですが、この前のそのときの協定書を見ましたが、そういった文章は一切書いてないというような状況の中で、町が社交金を使ってやっているということです。ということは、社交金もですね、全額補助ではありませんので、町が手出ししていかなければいけません。そういった意味では、全体的な工事費を見ながらやっていくもんですから、そこにだけお金を使うことができていると、そこにだけ多額の予算を毎年付けることができないというような状況の中で、少しずつしか進まないというようなことになっている現状でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 令和5年度の見てもですね、お金は付いてるんだけど、やってないんじゃないかと思うんですけども。全然先に進んでない。今度は用地を買収するとか何とかいうお話もありますけれども。それと、先ほど町長から言われましたけれども、あそこは高いんで、下げなきゃいけない、それ確かだったんですよ。それまでですね、途中までつくってたんですよ。私が水道企業団の中において、話がですね、どうもこれは危ういなという思いがしたんで、質問の中で道を15メートルぐらい下げて計画していかないと、国道に当たるときに段差があり過ぎて、ちょっとつなぐのが難しいですよというような提案はしてるんですよ。だから、そのときにはもう取り掛かっていたんで、その先がですね、なかなか進まなかったんで、どうなってるのかなと。建設課長、どうですか。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

鳥越線の改良工事についてはですね、本線、それと集落のお寺のほうから来る支線というふうな、今2路線の工事のほう、行っております。5年度につきましても、本線についてはですね、令和4年度予算を繰り越して、あそこの場合も、先ほど議員が言われましたように、盤下げですね、基本的に道路の計画高よりもまだ5メートルぐらい高い所で、上のほうから計画高のほうに泥を削ってきているような状況です。

それと、支線のほうも、令和5年度に工事を行っております。そちらについても同じように、道路の計画高のほうはかなり低くなってますので、今、山のほうからですね、2メートルとか3メートル分ぐらいの土砂を取って、それを捨土してると。それと一部、法面についてはですね、下げた部分のモルタル吹き付けをやっているというところで、工事については一年間空いたりとかいうことはなくてですね、毎年工事のほうはやっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 確かに町長が言われたようにですね、下げるようになったんで、購入する土地の面積も広がったんですよ。掘り下げていかなきゃいけないもんですから。そのあたりで相当お金がかかってなかなか進まないんじゃないかなと思いますけれども、できるならですね、現状見ていただいて、なるべく早くですね、できるようになればなという思いがしています。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 年末も県を訪れまして、当時もう協定を結んでありますから、それを覆すということはできませんけども、やはり明らかに、そもそもダムを中止にされたのは県でありますから、ですから、県としてもその辺の責任は持ってほしいというような要望は、土木部に対してそのときにさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） ぜひですね、現状を見ていただいて、なるべく早くですね、できるように、努力をしていただければと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

95ページから98ページ、款の8消防費。99ページから106ページ、款の9教育費、項の1教育総務費。106ページから114ページ、款の9教育費、項の2小学校費。114ページから120ページ、款の9教育費、項の3中学校費。120ページ款の9教育費、項の4社会教育費から、130ページ款の9教育費、項の5保健体育費まで。

130ページ項の10災害復旧費から、132ページ款の13予備費まで。

質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。当初予算の採決は、起立により行います。

議案第26号、令和6年度美里町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第26号、令和6年度美里町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第27号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算

○議長(上田 孝君) 日程第4、議案第27号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

お諮りします。議案第27号から議案第32号までの令和6年度美里町特別会計予算並びに公営企業会計予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号から議案第32号までの令和6年度美里町特別会計予算並びに公営企業会計予算の質疑は一括質疑で行います。

これから質疑を行います。

議案第27号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算について、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第27号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第27号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第28号 令和6年度美里町土地取得特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第28号、令和6年度美里町土地取得特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第28号、令和6年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第28号、令和6年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第29号 令和6年度美里町介護保険特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第29号、令和6年度美里町介護保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第29号、令和6年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第29号、令和6年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第30号 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第30号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第30号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第30号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第31号 令和6年度美里町生活排水事業会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第31号、令和6年度美里町生活排水事業会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第31号、令和6年度美里町生活排水事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第31号、令和6年度美里町生活排水事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第32号 令和6年度美里町簡易水道事業会計予算

○議長(上田 孝君) 日程第9、議案第32号、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第32号、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第32号、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第33号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長(上田 孝君) 日程第10、議案第33号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長(坂村 浩君) それでは、システム内の㊸議案第33号をご覧ください。

それでは、議案第33号につきましてご説明申し上げます。

議案第33号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに玉名市、南関町及び和水町を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和6年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、構成市町村の議会において同文議決を経る必要があるため提案するものでございます。

熊本広域行政不服審査会は現在、美里町及び熊本市を含む14市町村が共同で設置し、その共同設置規約を定めておりますが、今回、玉名市及び南関町、和水町を加えるため、地方自治法の規定に基づき、関係市町村議会の同文議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。なお、変更内容につきましては、次のページの議案第33号資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

まず、第1条の共同設置する地方公共団体に、「玉名市及び南関町、和水町」を加えるものでございます。また、第4条第1項では、審査会の委員の数を「6人以内」から「9人以内」に改めるものでございます。

再度、議案書にお戻りください。

附則でございます。この規約は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第33号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 33 号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 33 号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 議案第 34 号 下福良・山出辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（上田 孝君） 日程第 11、議案第 34 号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） 議案第 34 号について、ご説明申し上げます。システムの同期をお願いします。

議案第 34 号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の変更について

下福良・山出辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

辺地における公共的施設の整備を促進するため、現在、下福良・山出辺地に係る総合整備計画を策定しておりますが、計画期間や内容の変更を行うに当たり、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、提案するものでございます。

変更内容については、次ページの議案第 34 号資料をご覧ください。

3 の公共的施設の整備計画において、計画年度を令和 5 年度から令和 10 年度までの 6 年間と、前計画より 1 年延長しております。これは、当初計画初年度の事業が財政上の理由により未実施であったため、後年度へ事業が繰り延べられたことに

よるものです。それに合わせ、各事業内容について精査を行い、令和6年度においては新たに水道保障工事について追加しており、全体事業費も増額しております。

以上で、議案第34号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第34号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第34号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 発議第1号 美里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第12、発議第1号、美里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。提出議員の趣旨説明を求めます。

7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、発議第1号の趣旨説明を行います。

発議第1号、美里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について上記の議案を下記のとおり美里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和6年3月5日提出 提出者 美里町議会議員 濱田憲治、賛成者 美里町議会議員 坂田竜義、美里町議会議長 上田孝様

提案理由でございます。

美里町の議会議員が、美里町に対し地方自治法第92条の2に規定する請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負

の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図る必要があるため提出するものであります。

これは、規制の対象となる請負の定義を明確化するもので、議員個人に当該普通地方公共団体に対する各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額の上限を300万円とし、規制の対象から除外されるものであります。

次のページをご覧ください。

美里町議員の請負の状況の公表に関する条例でございます。全5条により構成しております。第1条が目的、第2条が報告、議員は町からの請け負った全会計年度分を6月1日から30日までに議長に報告しなければなりません。第3条が報告の一覧の作成及び公表です。第4条が報告等の保存及び閲覧等でございます。報告があったものは5年間保存し、誰でも閲覧又は写しの請求をすることができることとなっております。第5条は委任です。最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものとしております。

以上、発議第1号の趣旨説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

発議第1号、美里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、発議第1号、美里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第 1 4 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 1 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 4、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 1 5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 1 4 及び日程第 1 5 を一括して議題とすることに決定いたしました。

日程第 1 4 及び日程第 1 5 を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長より挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、令和 6 年第 1 回の議会定例会、大変お疲れさまでござ

いました。また、提案させていただきました全ての議案に対しまして、ご承認を賜り、誠にありがとうございます。

今日、午前中、中学校の卒業式に行ってきました。私は中央中学校に今年は行かせていただきました。卒業生が涙しながら巣立っていくのを見たときにですね、やはり、この子たちが将来帰ってきてくれたらいいなと思いましたし、これからやっぱり美里で生まれたということ、育ったということに誇りを持って行ってほしいなと改めて感じたところです。そういったことを全部ひっくるめてですね、今回新年度予算も通していただきましたので、限られた予算ではありますけども、しっかり、そして有効に、そして効果的に使いながら、そういう子どもたちが誇れるような環境をつくっていただけると改めて思ったところでございます。

これは、町だけでどうかできる話ではありません。議会の皆さんにもご協力をいただきながら、それから町民の皆様にもご協力とご理解をいただきながら進めていく、正にオール美里で進めていく必要があると思いますので、どうかこれからも引き続きご理解・ご協力、それからご鞭撻を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

非常に寒い日が続いておりますので、どうかお身体にはご自愛をいただきまして、ご健勝にてお過ごしいただきますようにご祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変お疲れさまでございました。また、お世話になりました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和6年第1回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
令和6年第1回定例会

令和6年3月発行

発行人 美里町議会議長 上田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立道 誠
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

~~~~~  
美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電話(0964)46-2111